



第6次幸手市総合振興計画 実 施 計 画

令和5年度 ～ 令和7年度

みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手

令和5年3月

目 次

第1章 実施計画について	1
1 実施計画の目的	1
2 実施計画の位置づけ	1
3 実施計画の期間	2
4 実施計画の対象事業	2
第2章 前期基本計画の施策体系図	4
第3章 実施計画事業	6
第1部 実施計画の対象事業一覧	6
第2部 政策別実施計画事業	11
1 子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち【子育て・教育】	11
2 市民が学び、市民が活躍できるまち【協働・文化・人権】	73
3 いつまでも健康で安心して暮らせるまち【福祉・健康】	97
4 安全・安心で環境にやさしいまち【防災・生活・環境】	141
5 にぎわいと活力あふれるまち【観光・産業】	183
6 だれもが快適に暮らせるまち【都市基盤】	205
7 市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち【行財政】	239

第 1 章 実施計画について

1 実施計画の目的

実施計画は、総合振興計画基本構想に掲げる将来像「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」を実現するため、基本計画に示された施策の具体的な内容を明確にし、計画的かつ効率的に実施するための詳細計画となります。

また、具体的な事業の優先順位を決定し、優先度の高いものからの確に実施するため、年度ごとの財源の中で具体化し、毎年度の事業執行及び予算編成の指針とするものです。

2 実施計画の位置づけ

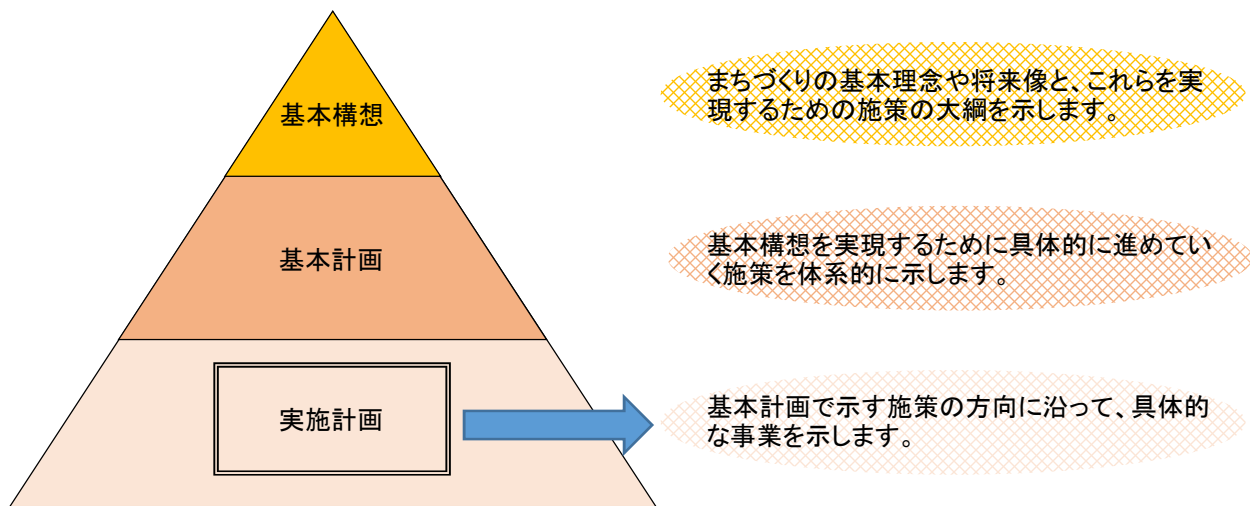
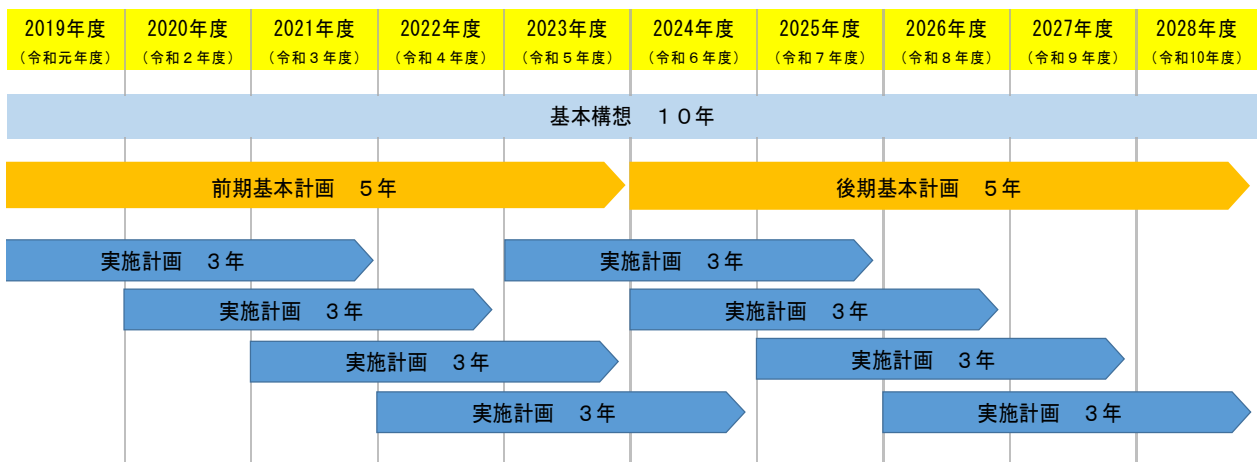


図 総合振興計画の体系



3 実施計画の期間

本実施計画の計画期間は、令和5年度から令和7年度の3年間とし、毎年度ローリング方式により見直しを行います。

また、見直しにあたっては、施策を単位として施策評価を行い、PDCAサイクルに基づき計画の進行管理を行います。

4 実施計画の対象事業

実施計画の対象となる事業は、前期基本計画における次の事業とします。

(1) 各施策に関連する主な事業

- ① 新規事業
- ② 基本計画の主要事業
- ③ 政策及び政策の目的を実現するために有効性の高い事業
- ④ 既存の事業内容を大幅に変更しようとする事業
- ⑤ その他重要な事業

(2) 重点対策プロジェクトに該当する事業

今後、幸手市の将来像を実現させるためには人口減少問題への対応や効率的な行財政の運営など、次のような重点課題が考えられます。

これらの重点課題の解決のために必要な施策を抽出し、政策分野を横断的に関連付けた取り組みを「重点対策プロジェクト」として設定します。

前期基本計画期間中に特に重点的に取り組むものとして位置づけ実施していきます。

重 点 課 題	重点対策プロジェクト
(1) 人口減少問題への対応	 1 住みたいまちプロジェクト
(2) 子ども・子育ての支援	
(3) にぎわいと活力の創出	
(4) 健康と生きがいづくり	 2 健康・いきいきプロジェクト
(5) 安全・安心の確保	 3 安全安心・快適なまちプロジェクト
(6) 快適な都市基盤の整備	

(3)SDGs について

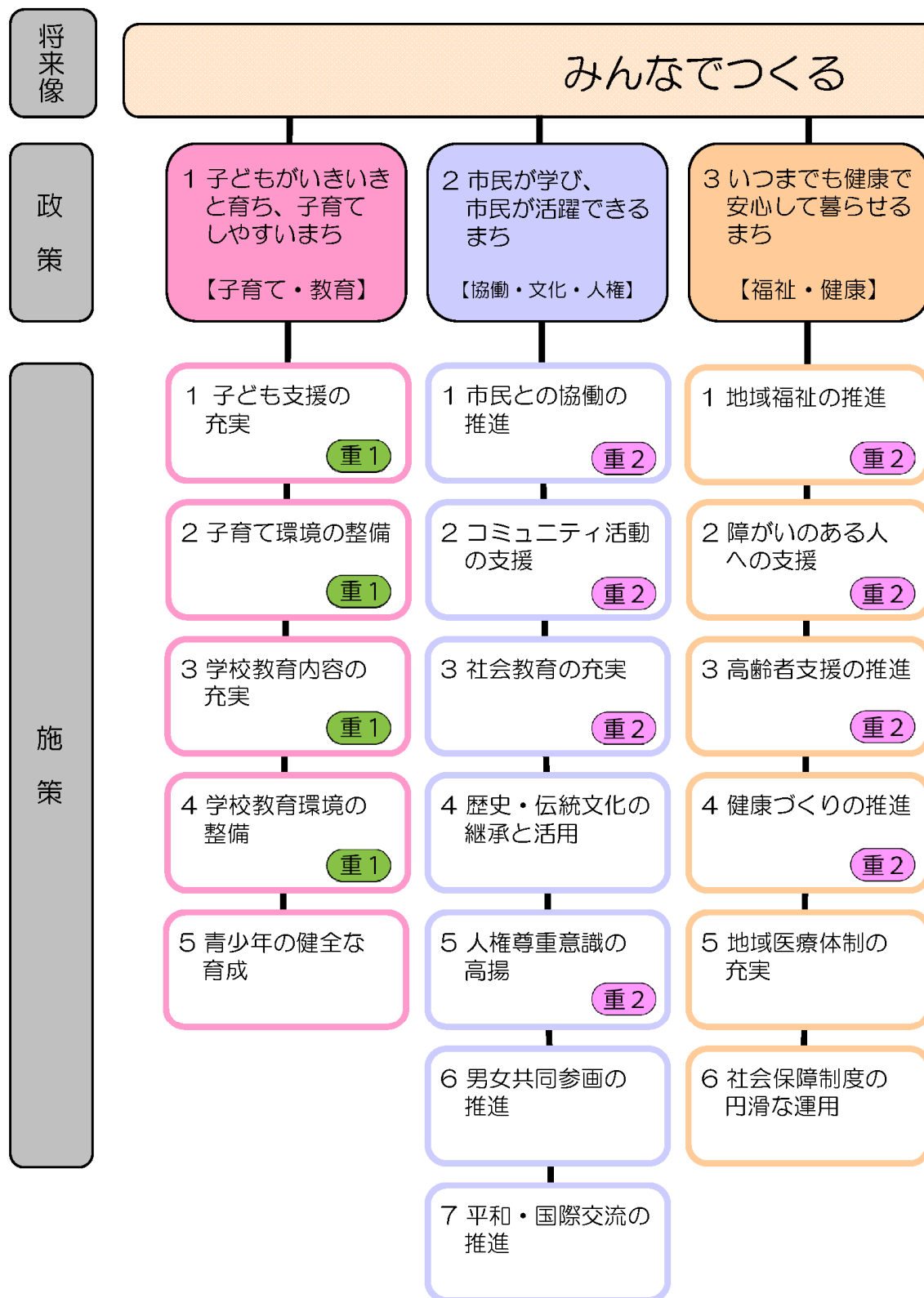
持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットにて採択された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会を実現するための17のゴールとそれらに紐づく169のターゲットから構成されており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとされています。

当市でも今回の実施計画から、実施計画事業がSDGsの達成に繋がることを表すため、関連があるSDGsのアイコンを実施計画に表示することとしました。

1 貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	2 飢餓をゼロに  飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	3 すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに  すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	5 ジェンダー平等を実現しよう  ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	6 安全な水とトイレを世界中に  すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	8 働きがいも経済成長も  包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう  強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10 人や国の不平等をなくそう  各国内及び各国間の不平等を是正する。	11 住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	12 つくる責任つかう責任  持続可能な生産消費形態を確保する。
13 気候変動に具体的な対策を  気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	14 海の豊かさを守ろう  持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	15 陸の豊かさを守ろう  陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16 平和と公正をすべての人に  持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	17 パートナリーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

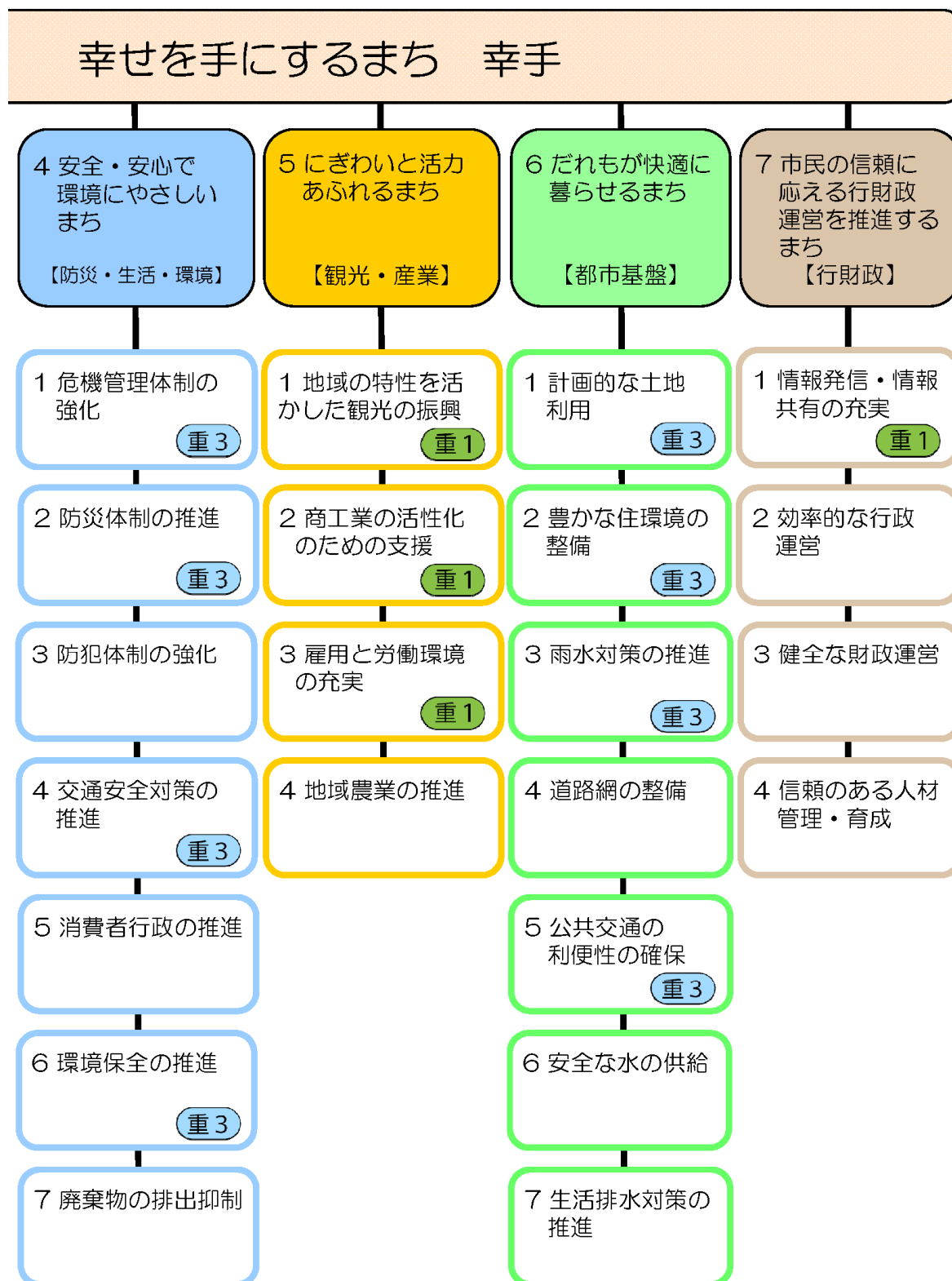
第2章 前期基本計画の施策体系図

◆施策体系



基本構想では、まちの将来像を実現するための政策・施策を体系的に整理しました。
基本計画では、この施策体系に基づき、施策単位で目的や施策の内容を定め、計画的な行政運営を進めていく指針を示します。

〔重〕マークは、重点対策プロジェクト関連施策を表しています。



第3章 実施計画事業（令和5年度～令和7年度）

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	事業No.	事業区分	実施計画事業名	重点対策	担当課	ページ
1	1	1	1	継続	子ども・子育て支援事業計画推進事業	1	こども支援課	13
1	1	2	2	継続	子どものショートステイ事業		こども支援課	14
			3	継続	子育て総合窓口運営事業	1	こども支援課	15
			4	継続	子育て総合窓口運営事業	1	健康増進課	16
			5	新規	出産・子育て応援事業		健康増進課	17
1	1	3	6	継続	子育てのための施設等利用費給付事業		こども支援課	18
			7	継続	私立幼稚園児に対する補足給付事業		こども支援課	19
			8	継続	私立幼稚園補助事業	1	こども支援課	20
1	1	4	9	継続	子ども家庭総合支援拠点事業	1	こども支援課	21
1	1	5	10	継続	児童手当支給事業		こども支援課	22
			11	継続	児童扶養手当支給事業		こども支援課	23
			12	継続	子ども医療費支給事業		こども支援課	24
			13	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業		こども支援課	25
			14	継続	未熟児養育医療費支給事業		こども支援課	26
			15	継続	ハッピー・スマイ（米）ル推進事業	1	こども支援課	27
1	1	6	16	継続	妊婦健康診査事業		健康増進課	28
			17	継続	不妊治療費等助成事業		健康増進課	29
			18	継続	3歳児健診等の眼科屈折検査事業		健康増進課	30
			19	継続	新生児聴覚検査助成事業		健康増進課	31
			20	継続	5歳児健康診査事業	1	健康増進課	32
			21	継続	産婦健康診査事業	1	健康増進課	33
1	1	7	22	継続	障害児入所給付等事業		社会福祉課	34
1	2	1	23	継続	病児保育運営事業		こども支援課	35
			24	継続	多子世帯保育料軽減事業	1	こども支援課	36
			25	継続	保育所給食調理業務委託事業		こども支援課	37
			26	継続	保育所入園予約事業	1	こども支援課	38
			27	継続	保育所運営事業	1	こども支援課	39
1	2	2	28	継続	放課後児童健全育成事業		こども支援課	40
1	2	3	29	継続	地域子育て支援拠点事業	1	こども支援課	41
			30	継続	ファミリーサポートセンター事業		こども支援課	42
			31	継続	簡易児童遊園施設整備事業		こども支援課	43
			32	継続	児童館管理運営事業	1	こども支援課	44
1	3	1	33	継続	教育指導・支援、アフタースクール事業	1	学校教育課	45
			34	継続	日本語指導員配置事業		学校教育課	46
			35	継続	学力向上推進事業		学校教育課	47
			36	継続	臨時的任用教員配置事業		学校教育課	48
1	3	2	37	継続	コミュニティ・スクール事業	1	学校教育課	49
			38	継続	スクールサポートスタッフ事業		学校教育課	50
1	3	3	39	継続	体力向上推進事業	1	学校教育課	51
			40	継続	外国青年招致事業	1	学校教育課	52
1	3	4	41	継続	教育相談事業	1	学校教育課	53
			42	継続	心すこやか支援室運営事業	1	学校教育課	54
1	4	1	43	継続	校務用コンピュータ推進事業		総務課	55
			44	継続	教育用コンピュータ推進事業		総務課	56
			45	継続	小・中学校学校再編事業	1	総務課	57
1	4	2	46	継続	学校施設維持管理事業		総務課	58
			47	継続	受変電設備更新事業		総務課	59
			48	継続	校舎大規模改修事業		総務課	60
			49	継続	体育館大規模改修事業	1	総務課	61
			50	継続	トイレ大規模改修事業	1	総務課	62
1	4	3	51	継続	学校給食費補助事業		総務課	63
			52	継続	学校給食調理業務委託事業		総務課	64
			53	継続	給食調理機器入れ替え事業		総務課	65
			54	継続	給食用食器更新事業		総務課	66
			55	継続	給食室床改修事業		総務課	67
1	4	4	56	継続	就学援助・特別支援教育奨励事業		学校教育課	68
			57	継続	入学準備金貸付事業		学校教育課	69
1	5	1	58	継続	二十歳を祝う会開催事業		社会教育課	70
			59	継続	放課後子ども教室実施事業		社会教育課	71
			60	継続	子ども大学さって開催事業		社会教育課	72

第3章 実施計画事業（令和5年度～令和7年度）

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	事業No.	事業区分	実施計画事業名	重点対策	担当課	ページ
2	1	1	61	継続	市民協働事業推進協力報償金支給事業		市民協働課	75
2	1	2	62	継続	地区市民センター管理運営事業	2	市民協働課	76
2	2	1	63	継続	コミュニティセンター管理運営事業		市民協働課	77
2	2	2	64	継続	自治振興事業補助事業		市民協働課	78
2	3	1	65	継続	公民館講座実施事業	2	社会教育課	79
2	3	2	66	継続	市民体育大会開催事業		社会教育課	80
			67	継続	さくらマラソン大会開催事業		社会教育課	81
			68	継続	スポーツ推進事業		社会教育課	82
2	3	3	69	継続	図書館管理運営事業		社会教育課	83
			70	継続	学校体育施設開放事業		社会教育課	84
			71	継続	総合公園等体育施設管理事業		社会教育課	85
			72	継続	武道館管理運営事業		社会教育課	86
			73	継続	市民文化体育館管理事業		社会教育課	87
			74	継続	市民文化体育館駐車場整備事業		社会教育課	88
			75	継続	公民館維持管理事業		社会教育課	89
2	3	5	76	継続	文化祭開催事業		社会教育課	90
2	4	3	77	継続	文化遺産保存公開事業		社会教育課	91
			78	継続	郷土資料館管理事業		社会教育課	92
2	5	1	79	継続	人権推進事業	2	人権推進課	93
2	6	1	80	継続	男女共同参画推進事業		人権推進課	94
2	7	1	81	継続	広島市平和記念式典派遣事業		人権推進課	95
2	7	2	82	継続	国際交流事業		市民協働課	96
3	1	1	83	継続	戦没者追悼式開催事業		社会福祉課	99
			84	継続	地域福祉計画推進事業		社会福祉課	100
			85	継続	社会福祉協議会補助事業	2	社会福祉課	101
3	1	2	86	継続	保健福祉総合センター施設等管理事業		社会福祉課	102
3	1	3	87	継続	つながり安心ネットワーク事業	2	介護福祉課	103
			88	継続	つながり安心ネットワーク事業	2	社会福祉課	104
3	2	1	89	継続	障がい児・者施策推進事業		社会福祉課	105
3	2	3	90	継続	地域生活支援事業	2	社会福祉課	106
			91	継続	自立支援給付事業		社会福祉課	107
			92	継続	障害者手当支給事業		社会福祉課	108
			93	継続	障害者自立支援施設管理運営事業		社会福祉課	109
			94	継続	障がい福祉総合支援システム更新事業		社会福祉課	110
3	2	4	95	継続	障害者就労支援事業		社会福祉課	111
3	2	5	96	継続	重度障害者医療費給付事業		社会福祉課	112
3	3	1	97	継続	生活支援体制整備事業	2	介護福祉課	113
			98	継続	包括的支援事業		介護福祉課	114
			99	継続	介護予防・生活支援サービス事業		介護福祉課	115
			100	継続	敬老祝事業		介護福祉課	116
			101	継続	シルバー人材センター補助事業		介護福祉課	117
			102	継続	老人福祉センター管理運営事業		介護福祉課	118
3	3	2	103	継続	在宅医療・介護連携推進事業		介護福祉課	119
3	3	3	104	継続	一般介護予防事業		介護福祉課	120
3	3	5	105	継続	認知症施策推進事業		介護福祉課	121
			106	継続	紙おむつ支給事業		介護福祉課	122
3	3	6	107	継続	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業		介護福祉課	123
3	3	7	108	継続	介護施設設置補助事業		介護福祉課	124
3	4	1	109	新規	健康増進計画・食育推進計画策定事業		健康増進課	125
3	4	2	110	継続	特定健診（個別健診）事業		保険年金課	126
			111	継続	特定健診・特定保健指導事業	2	健康増進課	127
3	4	3	112	継続	各種検診事業	2	健康増進課	128
3	4	4	113	継続	人間ドック等助成事業（国民健康保険）		保険年金課	129
			114	継続	人間ドック等助成事業（後期高齢者医療）		保険年金課	130
			115	継続	健康マイレージ事業（国民健康保険）	2	保険年金課	131
			116	継続	健康マイレージ事業	2	健康増進課	132
3	4	6	117	継続	予防接種事業		健康増進課	133
3	5	2	118	継続	地域医療運営事業		健康増進課	134
3	6	1	119	継続	生活保護支給事業		社会福祉課	135
			120	継続	中国残留邦人生活支援事業		社会福祉課	136
			121	継続	生活困窮者自立支援事業		社会福祉課	137
3	6	2	122	継続	国民健康保険レセプト点検事業		保険年金課	138
3	6	3	123	継続	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		保険年金課	139

第3章 実施計画事業（令和5年度～令和7年度）

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	事業No.	事業区分	実施計画事業名	重点対策	担当課	ページ
4	1	1	124	継続	危機管理対策事業	3	危機管理防災課	143
4	2	1	125	継続	自主防災組織の育成・支援事業		危機管理防災課	144
			126	継続	消防団運営事業		危機管理防災課	145
4	2	2	127	継続	防災行政無線等維持管理事業		危機管理防災課	146
4	2	3	128	継続	応急物資等の確保事業		危機管理防災課	147
4	2	4	129	継続	地域防災計画等更新事業		危機管理防災課	148
4	2	5	130	継続	市役所本庁舎整備事業	3	施設整備課	149
			131	継続	その他普通財産管理事業		契約管財課	150
			132	継続	耐震改修促進事業	3	建築指導課	151
4	3	2	133	継続	防犯のまちづくり推進事業		危機管理防災課	152
4	3	3	134	継続	街路灯設置補助事業		市民協働課	153
			135	継続	防犯灯等管理事業		市民協働課	154
			136	継続	空き家対策事業		危機管理防災課	155
4	4	2	137	継続	運転免許証自主返納者支援事業		危機管理防災課	156
4	4	3	138	継続	交通安全施設整備事業	3	危機管理防災課	157
4	5	1	139	継続	消費者行政推進事業		市民協働課	158
4	6	1	140	継続	環境基本計画推進事業	3	環境課	159
			141	継続	小動物死体処理事業		環境課	160
4	6	4	142	継続	電気自動車急速充電器更新事業	3	契約管財課	161
			143	継続	太陽光発電補助事業		環境課	162
4	6	5	144	継続	自動車騒音常時監視事業		環境課	163
4	7	1	145	継続	杉戸町可燃ごみ処理事務委託事業		環境課	164
4	7	2	146	継続	粗大ごみ処理施設維持管理事業		環境課	165
			147	継続	最終処分場維持管理事業		環境課	166
			148	継続	し尿処理施設維持管理事業		環境課	167
			149	継続	ごみ収集事業		環境課	168
			150	継続	ごみ減量化推進事業		環境課	169
			151	継続	適正処理困難物等処理事業		環境課	170
			152	継続	瓶・缶・ペットボトル処理事業		環境課	171
			153	継続	紙類・布類処理事業		環境課	172
			154	継続	プラスチック製容器包装処理事業		環境課	173
			155	継続	指定ごみ袋管理事業		環境課	174
			156	継続	焼却灰等運搬事業		環境課	175
			157	継続	可燃性残さ運搬処分事業		環境課	176
			158	継続	脱水汚泥等運搬処分事業		環境課	177
			159	継続	ごみ処理施設解体事業		環境課	178
			160	継続	桜泉園管理棟管理運営事業		環境課	179
4	7	3	161	継続	リサイクル活動推進事業		環境課	180
			162	継続	生ごみ処理容器等購入補助事業		環境課	181
5	1	2	163	継続	観光資源の発掘・PR事業	1	商工観光課	185
			164	継続	市営釣場神扇池施設修繕事業		商工観光課	186
5	1	4	165	継続	観光協会補助事業	1	商工観光課	187
5	2	2	166	継続	中心市街地にぎわい創造事業補助事業	1	商工観光課	188
			167	継続	市民まつり開催事業	1	商工観光課	189
5	2	3	168	継続	商工会補助事業	1	商工観光課	190
			169	継続	商業団体活性化推進事業	1	商工観光課	191
5	2	4	170	継続	幸手中央地区産業団地奨励金交付事業	1	商工観光課	192
5	3	1	171	継続	雇用創出事業	1	商工観光課	193
5	3	3	172	継続	勤労福祉会館管理運営事業	1	商工観光課	194
5	4	1	173	継続	農業経営安定化支援事業		農業振興課	195
			174	継続	農村文化センター維持事業		農業振興課	196
5	4	2	175	継続	多面的機能支援事業		農業振興課	197
			176	継続	基幹水利施設管理事業		農業振興課	198
			177	継続	農業水利施設整備事業		農業振興課	199
			178	継続	農業振興地域整備計画変更事業		農業振興課	200
			179	継続	かんがい排水事業		道路河川課	201
			180	継続	土地改良施設排水対策事業		農業振興課	202
5	4	3	181	継続	農産物生産振興事業		農業振興課	203

第3章 実施計画事業（令和5年度～令和7年度）

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	事業No.	事業区分	実施計画事業名	重点対策	担当課	ページ
6	1	1	182	継続	都市計画事業	3	都市計画課	207
			183	継続	都市計画基本図作成事業		都市計画課	208
			184	新規	立地適正化計画策定事業		都市計画課	209
6	1	4	185	継続	市民参加型のまちづくり推進事業	3	都市計画課	210
6	2	1	186	継続	乱開発抑止事業	3	都市計画課	211
6	2	2	187	継続	住宅リフォーム資金補助事業		建築指導課	212
6	2	5	188	継続	公園整備・管理事業	3	都市計画課	213
6	2	6	189	継続	指定水路維持管理・整備事業	3	道路河川課	214
			190	継続	ふれあい散策路整備事業	3	都市計画課	215
6	2	8	191	継続	幸手駅西口土地区画整理事業	3	まちづくり事業課	216
6	3	1	192	継続	河川・ポンプ場整備事業	3	道路河川課	217
6	3	2	193	継続	河川・ポンプ場維持事業	3	道路河川課	218
6	3	3	194	継続	調整池・流域貯留施設維持事業	3	道路河川課	219
6	3	4	195	継続	雨水対策事業（事前調査）	3	下水道課	220
			196	継続	雨水対策整備事業	3	道路河川課	221
			197	継続	流域貯留施設整備事業	3	道路河川課	222
6	4	1	198	継続	都市計画道路整備事業		都市計画課	223
6	4	2	199	継続	建築後退用地等買収事業		建築指導課	224
			200	継続	道路改良事業		道路河川課	225
			201	継続	道路台帳・区域線測量整備事業		道路河川課	226
	4	3	202	継続	道路維持事業		道路河川課	227
6	4	4	203	継続	橋りょう維持事業		道路河川課	228
			204	継続	倉松川改修に伴う市道橋架換事業		道路河川課	229
			205	継続	中川改修に伴う上船渡橋架換事業		道路河川課	230
			206	継続	市内循環バス運行事業	3	市民協働課	231
6	6	1	207	継続	老朽管更新事業		水道管理課	232
			208	継続	浄水場施設更新事業		水道管理課	233
6	7	1	209	継続	污水管渠整備事業		下水道課	234
6	7	3	210	継続	下水道施設維持管理事業		下水道課	235
6	7	4	211	継続	農業集落排水施設維持管理事業		下水道課	236
6	7	5	212	継続	合併処理浄化槽設置整備事業		環境課	237
			213	継続	汚水処理施設補修事業		環境課	238
7	1	1	214	継続	インターネットホームページ運用事業		秘書課	241
			215	継続	議会で継機器整備事業		議会事務局	242
			216	継続	ふるさと納税事業		秘書課	243
			217	継続	シティプロモーション推進事業	1	秘書課	244
			218	継続	広報さつて等発行事業		秘書課	245
			219	継続	市民懇談会開催事業		秘書課	246
7	1	3	220	継続	子ども議会開催事業		秘書課	247
			221	継続	定住促進事業	1	政策課	248
	1	5	222	継続	空き家バンク実施事業	1	市民協働課	249
7	2	1	223	継続	行政改革推進事業		政策課	250
			224	継続	総合振興計画推進事業		政策課	251
7	2	2	225	継続	公共施設アセットマネジメント推進事業		施設整備課	252
			226	継続	吉田幼稚園跡地利用推進事業		政策課	253
7	2	3	227	継続	戸籍情報システム事業		市民課	254
			228	継続	マイナンバー制度運用事業		市民課	255
			229	継続	住居表示台帳管理システム運用事業		市民課	256
			230	継続	住民情報システム導入事業		政策課	257
			231	継続	OA機器整備事業		政策課	258
			232	継続	財務会計システム導入事業		政策課	259
7	3	1	233	継続	固定資産税基礎資料調査事業		税務課	260

第2部 政策別実施計画事業

政 策 1

子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち【子育て・教育】

事業No.・名	1	子ども・子育て支援事業計画推進事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	子ども・子育て支援事業計画の推進				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するため、子ども・子育て支援事業計画について第三期（令和7年度～令和11年度）の行動計画を策定し、子育て支援の推進を図る。令和5年度は基礎資料となるニーズ調査を行い、令和6年度は計画策定を行う。 【効果】 子ども・子育て支援事業計画の各施策の展開を推進することによって、子どもたちの健やかな成長と、子育てを地域全体で支えるまちづくりをすすめることができる。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	幸手市子ども・子育て支援事業計画の推進 第三期幸手市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）を策定する					
成果指標1	名称（単位）	市内ネットワーク会議の開催日数(回)	成果指標3	名称（単位）	調査結果の集計分析、報告書の作成(回)	
	指標の説明	市内ネットワーク会議の開催		指標の説明	調査結果の集計分析、報告書の作成	
成果指標2	名称（単位）	ニーズ調査の実施(回)	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	ニーズ調査の実施		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 市内ネットワーク会議を開催 2回 ・ 児童福祉審議会を開催 3回 ・ 第三期の子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施		・ 市内ネットワーク会議を開催 2回 ・ 児童福祉審議会を開催 3回 ・ 第三期の子ども・子育て支援事業計画策定		・ 市内ネットワーク会議を開催 2回 ・ 児童福祉審議会を開催 3回	

事業No.・名	2	子どものショートステイ事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	切れ目のない支援体制の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	一時的に児童を養育することが困難となった世帯					
事業概要・効果						
【概要】 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、当該児童を児童福祉施設に委託して一時的に養育する。 【効果】 家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、保護者に代わって養育することにより、児童の福祉の向上を図ることができる。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に基づく事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	一時的な養育を必要とする施設に養育を委託することで児童の安全確保に寄与する					
成果指標1	名称(単位)	委託施設(箇所)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	児童養護施設や乳児院等の委託		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・子どものショートステイ事業委託 2歳未満 5日間 2歳以上児 5日間		・子どものショートステイ事業委託 2歳未満 5日間 2歳以上児 5日間		・子どものショートステイ事業委託 2歳未満 5日間 2歳以上児 5日間	

事業No.・名	3	子育て総合窓口運営事業	担 当 課 名	こども支援課		
予 算 科 目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	切れ目のない支援体制の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	未就学児がいる世帯					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業（基本型）で、健康増進課で実施する（母子保健型）と連携して、ワンストップで妊娠期から就学前までの相談に対応する。また、訪問等により関係機関との連携・協働の体制づくりを行う。 【効果】 切れ目ない子育て支援施策の展開により、子育て世帯に安心感の醸成と少子化対策の推進が図れる。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。						
事業実施に当たり目標とすること	子育て世帯に対し、子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整及び必要な情報の提供や助言を行い、安心して相談できる体制を構築する					
成果指標 1	名称（単位）	子育て総合窓口の相談件数（件）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	子育て総合窓口で1年間に対応した相談延べ件数（基本型分）		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 子育て総合窓口に専門職員を配置し、個別のニーズに対応した相談支援を実施 ・ 地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくり ・ 母子保健型（健康増進課業務）との情報共有・連携 ・ こども家庭センター設置準備		・ こども家庭センターへ移行 ・ 専門職員を配置し、個別のニーズに対応した相談支援を実施 ・ 地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくり		・ こども家庭センターで利用者支援事業を実施 ・ 専門職員を配置し、個別のニーズに対応した相談支援を実施 ・ 地域の関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくり	

事業No.・名	4	子育て総合窓口運営事業	担 当 課 名	健康増進課		
予 算 科 目	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画	補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	切れ目のない支援体制の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	妊産婦・乳幼児及び保護者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業（母子保健型）で、こども支援課で実施する（基本型）と連携してワンストップで妊産婦等の状況を継続的に把握。心身の不調や育児不安がある者へは支援プランを作成し、育児相談及び必要な支援を行う。 【効果】 切れ目ない子育て支援施策の展開により、子育て世帯に安心感の醸成と少子化対策の推進が図れる。						
事業の必要性						
危機的な人口減少の対策として、母子保健や育児に関する相談体制を整え、若い世代が安心して妊娠・出産・子育てができるような環境を提供することが必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	子育て世代包括支援センターにおける相談等業務の実施					
成果指標 1	名称（単位）	子育て総合窓口の相談件数（件）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	子育て総合窓口 1 年間に対応した相談延べ件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	育てにくさを感じた時に相談先を知っている親の割合（%）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	乳幼児健診で育てにくさを感じた時に相談先を知っていると答えた親の割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 子育て世代包括支援センターとしての子育て総合窓口（母子保健コーディネーターの配置）機能の充実 ・ 基本型（こども支援課業務）や関係機関との情報共有、連携支援等 ・ 産後ケア事業の実施		・ 子育て世代包括支援センターとしての子育て総合窓口（母子保健コーディネーターの配置）機能の充実 ・ 基本型（こども支援課業務）や関係機関との情報共有、連携支援等 ・ 産後ケア事業の実施		・ 子育て世代包括支援センターとしての子育て総合窓口（母子保健コーディネーターの配置）機能の充実 ・ 基本型（こども支援課業務）や関係機関との情報共有、連携支援等 ・ 産後ケア事業の実施	

事業No.・名	5	出産・子育て応援事業	担当課名	健康増進課		
予算科目	衛生費 保険衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	新規		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	切れ目のない支援体制の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	妊婦・乳幼児及び保護者					
事業概要・効果						
【概要】 全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる 伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届や出生届を行った妊婦・子育て世帯等に経済的な支援を一体的に行 う。併せて、伴走型相談のうち市の独自事業として、パーソナル知育絵本を活用した相談支援を行う。 【効果】 伴走型相談支援とその実効性を高める経済的支援を一体的に行うことで、子育て世帯に安心感の醸成と少子化対策 の推進が図れる。						
事業の必要性						
核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦等をはじめ、す べての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えることが必要である。						
事業実施に当たり 目標とすること	妊婦・子育て世代等への伴走型相談支援及び経済的支援の充実					
成果指標1	名称（単位）	妊娠届出時の面談等実施率 （％）	成果指標3	名称（単位）	パーソナル知育絵本配布 率（％）	
	指標の説明	妊娠届出時における面接を 実施した割合		指標の説明	対象者児へ絵本を配布し た割合	
成果指標2	名称（単位）	出生後の面談等実施率（％）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	出生後に面接等を実施した 割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・伴走型相談支援（妊娠届 時、妊娠8か月頃、出生 後の面談等） ・経済的支援の充実（出 産・子育て応援給付金） ・パーソナル知育絵本の配 布事業		・伴走型相談支援（妊娠届 時、妊娠8か月頃、出生 後の面談等） ・経済的支援の充実（出 産・子育て応援給付金） ・パーソナル知育絵本の配 布事業		・伴走型相談支援（妊娠届 時、妊娠8か月頃、出生 後の面談等） ・経済的支援の充実（出 産・子育て応援給付金） ・パーソナル知育絵本の配 布事業	

事業No.・名	6	子育てのための施設等利用費給付事業	担 当 課 名	こども支援課		
予 算 科 目	民生費 児童福祉費 保育所費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	幼児期の教育および保育サービスの充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	3～5歳及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保護者					
事業概要・効果						
【概要】 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育）を利用した保護者に対して、施設等利用費を給付する。 【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法に基づく事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	子どもの保護者の経済的負担軽減を図る					
成果指標 1	名称（単位）	施設等利用費の年間支給件数(件)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	施設等利用費を支給した件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育等）利用者に対し、施設等利用費を支給する。		・新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育等）利用者に対し、施設等利用費を支給する。		・新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育等）利用者に対し、施設等利用費を支給する。	

事業No.・名	7	私立幼稚園児に対する補足給付事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 保育所費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	幼児期の教育および保育サービスの充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者 (低所得世帯・多子世帯)					
事業概要・効果						
【概要】 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳の子どもの保育料が無償化される一方、食事にかかる費用は実費負担となった。新制度未移行幼稚園に通っている低所得世帯及び多子世帯が負担する副食費に対し、補足給付費補助金を支給する。 【効果】 低所得世帯や多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図る。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。						
事業実施に当たり 目標とすること	低所得世帯や多子世帯の経済的負担軽減を図る					
成果指標1	名称(単位)	補足給付費の年間支給件数 (件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	補足給付費を支給した件数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	新制度未移行の幼稚園に通う子どものうち、低所得世帯または多子世帯の子どもの副食費に対し、補足給付費を支給する。		新制度未移行の幼稚園に通う子どものうち、低所得世帯または多子世帯の子どもの副食費に対し、補足給付費を支給する。		新制度未移行の幼稚園に通う子どものうち、低所得世帯または多子世帯の子どもの副食費に対し、補足給付費を支給する。	

事業No.・名	8	私立幼稚園補助事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	教育費 幼稚園費 幼稚園費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	幼児期の教育および保育サービスの充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	市内の私立幼稚園					
事業概要・効果						
【概要】 市内の私立幼稚園に対し、私立幼稚園振興補助事業を実施する。 【効果】 市内私立幼稚園の振興を図る。						
事業の必要性						
・市内私立幼稚園の振興を図ることで、幼児教育の充実を促進することができる。						
事業実施に当たり 目標とすること	市内私立幼稚園の振興を図る					
成果指標1	名称（単位）	私立幼稚園振興補助事業対象施設数(箇所)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	事業の対象となった幼稚園の数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・私立幼稚園振興補助事業の実施		・私立幼稚園振興補助事業の実施		・私立幼稚園振興補助事業の実施	

事業No.・名	9	子ども家庭総合支援拠点事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	4	子どもを守る体制の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	市内に住所を有する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等					
事業概要・効果						
【概要】 市内に住所を有する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、実情の把握に努め、子育て支援に関する情報提供を行い、相談に応じ、その他の必要な支援に係る業務を行う。 【効果】 必要とされる支援を行うことで、家庭内に生じる児童虐待のリスクを軽減し、児童虐待の発生を予防する。児童の健全な育成及び児童の権利擁護を推進する。						
事業の必要性						
国の「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」に基づく事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	対象者からの相談対応に努め、児童の健全な育成及び児童の権利擁護を推進するとともに、児童虐待の発生や虐待の重篤化を防止する					
成果指標1	名称（単位）	児童虐待対応件数(件)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	相談支援対応件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 相談対応業務 - 関係機関との連絡調整 - 児童虐待への危機介入等 - 子ども家庭センターの設置準備（改修）		- 子ども家庭センターの設置、運営 - 相談対応業務 - 関係機関との連絡調整 - 児童虐待への危機介入等		- 子ども家庭センターの運営 - 相談対応業務 - 関係機関との連絡調整 - 児童虐待への危機介入等	

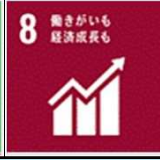
事業No.・名	10	児童手当支給事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童措置費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	5	子育て家庭への経済的支援の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	中学校卒業までの児童を養育している世帯					
事業概要・効果						
【概要】 児童手当は、3歳未満まで月額15,000円、3歳以上小学校修了まで月額10,000円（第3子以降は15,000円）中学生は月額10,000円を支給する。また、所得制限を上回る場合は、中学校修了までの子ども1人につき月額5,000円を支給する。 【効果】 少子化対策及び中学校卒業までの児童を養育している家庭の経済的な安定を図る。						
事業の必要性						
児童手当法に基づき支給。						
事業実施に当たり目標とすること	中学校卒業までの子どもを養育している家庭に、児童手当を支給し経済的な安定を図り、少子化を抑制する					
成果指標1	名称（単位）	延べ支給児童数（人）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	中学生までの児童がいる家庭に支給		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	支給総額（円）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	児童の年齢に応じて月額15,000円～10,000円を支給（所得制限を受けたもの5,000円）		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 扶助費 児童手当の支給 ・ その他事務経費		・ 扶助費 児童手当の支給 ・ その他事務経費		・ 扶助費 児童手当の支給 ・ その他事務経費	

事業No.・名	11	児童扶養手当支給事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	5	子育て家庭への経済的支援の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	父母の離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障がいがある方					
事業概要・効果						
【概要】 父母の離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障がいがある場合において手当を支給する。 【効果】 ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と自立に貢献できる。						
事業の必要性						
児童扶養手当法に基づき支給。						
事業実施に当たり目標とすること	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減することで、生活の安定と自立を支援する					
成果指標1	名称(単位)	支給件数(件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	児童扶養手当支給件数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	支給額(円)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	児童扶養手当支給額		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 扶助費 児童扶養手当の支給 ・ その他事務経費		・ 扶助費 児童扶養手当の支給 ・ その他事務経費		・ 扶助費 児童扶養手当の支給 ・ その他事務経費	

事業No.・名	12	子ども医療費支給事業	担 当 課 名	こども支援課		
予 算 科 目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画	補助・単独の別	補助	
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	5	子育て家庭への経済的支援の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	中学校卒業までの子ども					
事業概要・効果						
【概要】 子どもの健やかな成長のため、中学校卒業までの子どもの医療費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図る。 【効果】 子どもの健やかな成長のため、子ども医療費を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。						
事業の必要性						
幸手市子ども医療費の支給に関する条例に基づく支給。						
事業実施に当たり目標とすること	子どもの健やかな成長のため、中学校卒業までの子どもの医療費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図る					
成果指標 1	名称（単位）	申請件数(件)		成果指標 3	名称（単位）	
	指標の説明	子ども医療費申請件数			指標の説明	
成果指標 2	名称（単位）	支給額(円)		成果指標 4	名称（単位）	
	指標の説明	保険診療自己負担分の医療費の支給			指標の説明	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 扶助費 子ども医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費 ・ 対象年齢の引き上げについて検討		・ 扶助費 子ども医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費 ・ 検討結果に基づく対応		・ 扶助費 子ども医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費	

事業No.・名	13	ひとり親家庭等医療費支給事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	5	子育て家庭への経済的支援の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	ひとり親家庭等の児童及び養育している方					
事業概要・効果						
【概要】 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために、児童及び養育している方に対し、医療費を支給し経済的負担の軽減を図る。 【効果】 経済的に不安定なひとり親家庭等の医療費の負担軽減が図れる。						
事業の必要性						
幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づく支給。						
事業実施に当たり目標とすること	ひとり親家庭等の児童及び児童を養育している方の医療費を支給し、経済的な負担の軽減を図り、生活の安定と自立を支援する					
成果指標1	名称(単位)	申請件数(件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	ひとり親家庭等医療費支給申請件数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	支給額(円)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	医療費支給額		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 扶助費 ひとり親家庭等医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費		・ 扶助費 ひとり親家庭等医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費		・ 扶助費 ひとり親家庭等医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費	

事業No.・名	14	未熟児養育医療費支給事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	5	子育て家庭への経済的支援の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	身体の発達が未熟のまま生まれ、入院を必要とする子どもの保護者					
事業概要・効果						
【概要】 身体の発達が未熟のまま生まれ、入院を必要とする子どもの保護者に対し、入院治療に必要な医療費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図る。 【効果】 身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする子どもの保護者に対し、養育医療費を支給することで、保護者の経済的負担の軽減を図ることができる。						
事業の必要性						
母子保健法に基づき支給。						
事業実施に当たり目標とすること	身体の発達が未熟なまま生まれたことにより、入院治療を要する子どもの保護者に必要な医療費を支給し、保護者の経済的な負担を軽減する					
成果指標1	名称（単位）	申請件数(件)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	未熟児養育医療費支給申請件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	支給総額(円)	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	未熟児養育医療費支給額		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 扶助費 未熟児養育医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料		・ 扶助費 未熟児養育医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料		・ 扶助費 未熟児養育医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料	

事業No.・名	15	ハッピー・スマイ（米）ル推進事業	担 当 課 名	こども支援課		
予 算 科 目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③	⑧	⑪
施策の内容	5	子育て家庭への経済的支援の推進				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	同一世帯に未就学児のいる世帯主					
事業概要・効果						
【概要】 未就学児のいる世帯に幸手産米を配付することで、経済的な子育て支援及び市内農業者支援に寄与する。 【効果】 子育て支援の充実を図ることができるとともに、市への愛着心の醸成が期待できる。						
事業の必要性						
子育て支援の充実を図り、子育て世代の転出抑制と転入促進に繋げる。						
事業実施に当たり 目標とすること	未就学児のいる世帯の経済的な子育て支援を図る					
成果指標 1	名称（単位）	利用率（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	幸手産米引換券発行総枚数 に占める利用割合		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	本事業に対する満足度（%）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	本事業に対する満足してい る人の割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・対象者への案内通知 ・交付決定 ・幸手産米引換券の送付 ・アンケートの実施		・対象者への案内通知 ・交付決定 ・幸手産米引換券の送付 ・アンケートの実施		・対象者への案内通知 ・交付決定 ・幸手産米引換券の送付 ・アンケートの実施	

事業No.・名		16 妊婦健康診査事業		担 当 課 名		健康増進課			
予 算 科 目		衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独			
政 策		1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		事 業 種 類		その他事務事業		
施 策		1	子ども支援の充実		SDGsとの関連	③			
施策の内容		6	母子保健事業の充実						
重点対策プロジェクト			—						
事業の対象		妊産婦							
事 業 概 要 ・ 効 果									
【概要】 母子保健法に基づき、妊産婦に対して健康診査を行う。 【効果】 安心して出産できる環境が整うことにより、市の少子化対策となる。									
事業の必要性									
出産年齢の高齢化により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康管理を図る上で重要性・必要性が高まっている。									
事業実施に当たり 目標とすること		妊産婦の健康を保ち、安心して出産できる環境を整える							
成果指標 1	名称（単位）	健診回数(回)			成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明	妊婦に対する定期健康診査 実施回数				指標の説明			
成果指標 2	名称（単位）	交付者数(人)			成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明	妊婦に対する妊婦健康診査 助成券の交付数				指標の説明			
事 業 年 度		令和5年度			令和6年度		令和7年度		
事 業 計 画		・ 健診14回（助成券14回） ・ 内容：問診及び診察、尿化学検査、血液検査B群溶血性連鎖球菌検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV抗体検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査、風しん抗体検査、ノンストレステスト			・ 健診14回（助成券14回） ・ 内容：問診及び診察、尿化学検査、血液検査B群溶血性連鎖球菌検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV抗体検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査、風しん抗体検査、ノンストレステスト		・ 健診14回（助成券14回） ・ 内容：問診及び診察、尿化学検査、血液検査B群溶血性連鎖球菌検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV抗体検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査、風しん抗体検査、ノンストレステスト		

事業No.・名	17	不妊治療費等助成事業	担 当 課 名	健康増進課		
予 算 科 目	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	6	母子保健事業の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	夫婦の双方又は一方が市内に住所を有しており、検査又は治療開始時の妻の年齢が43歳未満の者					
事業概要・効果						
【概要】 晩婚化の進展に伴い、年齢を重ねるほど妊娠率は下がり、妊娠・出産に係るリスクが高まる中で、子どもを望む夫婦に対し、広く不妊検査等を受けたり、早期に不妊治療を受けるための支援として助成を行う。（県の補助事業であるため、県の実施に基づき行う。） 【効果】 少子化対策及び子育て推進につながる。						
事業の必要性						
経済的負担を軽減し、検査や治療を受ける機会を拡大したり、早期に治療を受けるための支援として、幸手市不妊検査費・不育症検査費・不妊治療費助成金交付要綱の規定に基づき実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	不妊検査、不育症検査、早期不妊治療に要する費用の一部助成を実施する					
成果指標 1	名称（単位）	不妊検査費助成件数(件)	成果指標 3	名称（単位）	不妊治療費助成件数(件)	
	指標の説明	不妊検査費について助成した件数		指標の説明	不妊治療費について助成した件数	
成果指標 2	名称（単位）	不育症検査費助成件数(件)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	不育症検査費について助成した件数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・不妊検査費助成事業 ・不育症検査費助成事業 ・早期不妊治療費助成事業		・不妊検査費助成事業 ・不育症検査費助成事業 ・早期不妊治療費助成事業		・不妊検査費助成事業 ・不育症検査費助成事業 ・早期不妊治療費助成事業	

事業No.・名	18	3歳児健診等の眼科屈折検査事業	担当課名	健康増進課		
予算科目	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	6	母子保健事業の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内在住 3歳5か月児健康診査対象者					
事業概要・効果						
【概要】 3歳5か月児健康診査で、視力検査のスクリーニング精度を向上させるため屈折検査を行う。 【効果】 スクリーニング精度が向上することで、弱視の早期発見・早期治療につながる。						
事業の必要性						
子どもの視力異常は、視力の成長期間に矯正・治療することで回復の可能性がある。このことから視力検査のスクリーニング精度を向上させ視力異常の早期発見・早期治療につなげる必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	3歳5か月児健康診査等で受診者全員に機器を用いた屈折検査を実施する					
成果指標1	名称(単位)	受診率(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	健診受診者の対象者の内、屈折検査の受けた人の割合。		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・3歳5か月児健康診査時に、受診者全員に実施		・3歳5か月児健康診査時に、受診者全員に実施		・3歳5か月児健康診査時に、受診者全員に実施	

事業No.・名	19	新生児聴覚検査助成事業	担当課名	健康増進課		
予算科目	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	6	母子保健事業の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	幸手市に住民登録がある新生児					
事業概要・効果						
【概要】 難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査は入眠中の新生児に小さな音を聞かせてその刺激への反応をコンピューターで解析・判定する。一般的に出生後の入院中に実施される。検査方法は2種類あり（ABRまたはOAE）、医療機関によって異なる。検査方法によって異なる上限額（ABR5,000円、OAE 3,000円）で、1人1回の検査助成を行う。 【効果】 この検査は、難聴の発見に非常に有効で早期の治療・支援につながることから、埼玉県でも実施を推奨しており、令和3年度には県内全市町村での実施予定の見込みである。検査に対する助成を行うことで、より多くの新生児は検査受診でき、健やかに子育てができる環境づくりの一助とする。						
事業の必要性						
聴覚障害は早期に発見し適切な援助を開始することによって、コミュニケーションの形成や言語発達面で大きな効果が得られることから、新生児期に実施することが必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	新生児に新生児聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見及び治療につなげる					
成果指標1	名称（単位）	実施率（%）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	新生児聴覚検査の実施率（委託料件数／出生数）		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・検査1回（助成券1回） 内容：ABR検査またはOAE検査		・検査1回（助成券1回） 内容：ABR検査またはOAE検査		・検査1回（助成券1回） 内容：ABR検査またはOAE検査	

事業No.・名	20	5歳児健康診査事業		担当課名	健康増進課		
予算科目	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費			新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画				補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		事業種類	その他事務事業		
施策	1	子ども支援の充実		SDGsとの関連	③		
施策の内容	6	母子保健事業の充実					
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト					
事業の対象	市内在住5歳児（年中児）とその保護者						
事業概要・効果							
【概要】 問診、計測、診察、育児講話、各種相談などを実施。 【効果】 発達障害の児を発見し、保護者が早期支援を開始することで、児への適切な対応や就学に向けての準備へつなげることが期待できる。子育てや集団生活においての悩みや相談等に対応することで、子育て不安の解消の一助となる。また、保護者に生活習慣を含む5歳児の姿を認識してもらい、就学期を迎えるための準備を始める契機とする。							
事業の必要性							
3歳5か月児健診後、就学児健診の間に、5歳児の乳幼児健診を行い、健やかな身体発育の確認と現行の健診では限界があるとされている発達障害の発見の機会となることから必要である。							
事業実施に当たり目標とすること	5歳児の発育・発達の確認や発達障害の把握、児童虐待の発見・予防、育児支援等を行い、子どもの健やかな成長・発達を促す						
成果指標1	名称（単位）	健診受診率（％）		成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	健診対象者の内、健診を受けた人の割合			指標の説明		
成果指標2	名称（単位）			成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明				指標の説明		
事業年度	令和5年度			令和6年度		令和7年度	
事業計画	・実施に向けた再調整及び実施内容の検討 ・関係部署、関係者との調整会議			・実施に向けた再調整及び実施内容の検討 ・関係部署、関係者との調整会議		・5歳児健康診査 ・内容 身体計測 内科診察 歯科健診 視聴覚チェック 保健・栄養・心理相談 など月1回実施	

事業No.・名		21	産婦健康診査事業		担 当 課 名		健康増進課				
予 算 科 目		衛生費 保険衛生費 保健衛生総務費			新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画					前期基本計画		補助・単独の別		補助		
政 策		1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち			事 業 種 類		その他事務事業			
施 策		1	子ども支援の充実			SDGsとの関連		③			
施策の内容		6	母子保健事業の充実								
重点対策プロジェクト		1	住みたいまちプロジェクト								
事業の対象		産婦									
事 業 概 要 ・ 効 果											
【概要】 出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健診を実施する。健診に係る費用のうち、5,000円（2回）を助成する。健診内容は、基本的な産婦健康診査・こころの健康チェック・保健指導を行う。 【効果】 産後の心身の状況を把握し、必要な支援を行うことで、産後うつの予防及び新生児への虐待予防等が図れる。											
事業の必要性											
産後うつの予防及び新生児への虐待予防等を図るために、産婦の健康管理は重要であり、産後における母子支援の強化の一つとして、事業整備が必要である。											
事業実施に当たり目標とすること		産婦の健康を保持し、安心して子育てできる環境を整える									
成果指標 1		名称（単位）		実施率（%）		成果指標 3		名称（単位）			
		指標の説明		交付者のうち、健診を受けた人の割合				指標の説明			
成果指標 2		名称（単位）		産後うつ改善率（%）		成果指標 4		名称（単位）			
		指標の説明		再チェックしたEPDSの点数（状況）が改善した人の割合				指標の説明			
事 業 年 度		令和5年度			令和6年度				令和7年度		
事 業 計 画		・産婦健康診査（問診、一般診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック）			・産婦健康診査（問診、一般診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック）				・産婦健康診査（問診、一般診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック）		

事業No.・名	22	障害児入所給付等事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	1	子ども支援の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	7	支援を必要とする子どもとその家族への支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	療育が必要な18歳までの市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 療育が必要な子どもに対して、児童福祉法による障害児通所支援、障害児相談支援を行う。 【効果】 療育が必要な子どもが、身近な地域において必要な支援を受けることができ、また、学齢期における放課後等の居場所を確保することができる。相談支援により、成長に合わせた適切なサービスの利用につなげることができる。						
事業の必要性						
児童福祉法に基づき実施が義務付けられている児童福祉サービスであり、療育が必要な子どもの発達及び子育てを支援するために必要。						
事業実施に当たり 目標とすること	関係機関が連携し、療育が必要な子どもに必要な支援を提供する					
成果指標 1	名称（単位）	障害児相談支援支給決定児数(人)	成果指標 3	名称（単位）	放課後等デイサービス支給決定児数(人)	
	指標の説明	サービス利用計画の作成等の支援を受けている障がい児の人数		指標の説明	通所による生活能力向上のための訓練等の療育を受ける学校就学児の人数	
成果指標 2	名称（単位）	児童発達支援支給決定児数(人)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	通所による日常生活の基本的な動作の指導等の療育を受ける未就学児の人数		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 障害児相談支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス等の給付		・ 障害児相談支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス等の給付		・ 障害児相談支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス等の給付	

事業No.・名	23	病児保育運営事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 保育所費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	保育施設整備の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	保育所・学校等に通う病気の急性期及び回復期にある子ども（生後6か月から小学6年生まで）のいる世帯					
事業概要・効果						
【概要】 病児保育を行う医療機関に対し、運営を委託する。 【効果】 子育て世帯の負担軽減とよりよい保育環境の整備を図る。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。						
事業実施に当たり目標とすること	病児保育を運営委託し、子育て世帯の育児負担の軽減とよりよい保育環境の確保を図る					
成果指標1	名称（単位）	病児保育施設の確保（箇所）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	病児保育を実施する施設として確保した数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・病児保育の運営委託		・病児保育の運営委託		・病児保育の運営委託	

事業No.・名	24	多子世帯保育料軽減事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 保育所費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	保育施設整備の推進				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	第3子以降の0～2歳児が保育所を利用している世帯（多子世帯）					
事業概要・効果						
【概要】 第3子以降の0～2歳児が保育所を利用している場合の保育料を無料とする。 【効果】 多子世帯の経済的負担を軽減し、第3子以降の子どもをもうける動機付けとなる。						
事業の必要性						
埼玉県多子世帯保育料軽減事業に基づく事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	多子世帯の経済的負担を軽減する					
成果指標1	名称（単位）	無料となる世帯数(世帯)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	第3子以降で0～2歳児の子どもがおり、保育料を無料にした世帯数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	第3子以降で0～2歳児の保育料を免除する。		第3子以降で0～2歳児の保育料を免除する。		第3子以降で0～2歳児の保育料を免除する。	

事業No.・名	25	保育所給食調理業務委託事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 保育所費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	保育施設整備の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	第一保育所、第二保育所、第三保育所					
事業概要・効果						
【概要】 公立保育所の給食調理業務を、民間委託により運営する。（第一、第三保育所は平成29年度から、第二保育所は令和4年度から実施） 【効果】 民間に委託することにより、業務の効率化を図ることができる。						
事業の必要性						
民間委託方式を導入することにより、業務の効率化を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	民間委託方式を導入し業務の効率化を図る					
成果指標1	名称（単位）	民間委託導入保育所数(箇所)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	民間委託を導入した保育所の数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	委託業務の運営（第一、第二、第三保育所）		委託業務の運営（第一、第二、第三保育所）		- 委託業務の運営（第一、第二、第三保育所） - 第一、第二、第三保育所の委託先選定	

事業No.・名	26	保育所入園予約事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 保育所費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	保育施設整備の推進				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	0歳児がいる世帯					
事業概要・効果						
【概要】 1歳の誕生日まで育児休業を取得した保護者がスムーズに職場復帰できるように、事前に入園の予約を受け付ける。 【効果】 希望する時期に保育所に入所できることで、保護者がスムーズに職場復帰することができる。						
事業の必要性						
保育所入所がかなわず職場復帰を遅らせたり、認可外保育施設を利用する例があることから、育児休業から確実に職場復帰できる環境を整える必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	制度を広く周知し、多くの人が希望する時期に保育所に入所できるようにする					
成果指標1	名称(単位)	予約者数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	事前予約制度を利用した人の数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・保育所入園予約の受付 ・入所審査、結果通知 ・入園までのアフターフォロー		・保育所入園予約の受付 ・入所審査、結果通知 ・入園までのアフターフォロー		・保育所入園予約の受付 ・入所審査、結果通知 ・入園までのアフターフォロー	

事業No.・名	27	保育所運営事業	担 当 課 名	こども支援課		
予 算 科 目	民生費 児童福祉費 保育所費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前 期 基 本 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	保育施設整備の推進				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	未就学児がいる世帯					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 保育が必要な児童の保育を行うため、公立・私立の保育所を運営（委託）する。また、多様な保育ニーズに対応するため延長保育、障害児保育、一時保育など多様な保育サービスを提供していく。 【効果】 保護者の多様な生活形態や就労による保育ニーズに対応するとともに、乳幼児の健全育成を図る。						
事業の必要性						
保育所は児童福祉法に基づく施設であり、多様な保育サービスは子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。						
事業実施に当たり目標とすること	保育施設を整備し、また、保育サービスを充実させることによって、子育て世帯が働きながら安心して子どもを育てることができる					
成果指標 1	名称（単位）	保育所待機児童数(人)	成果指標 3	名称（単位）	延長保育実施施設数(箇所)	
	指標の説明	保育所へ入所できず入所を待機している児童の数		指標の説明	延長保育を実施する保育施設の数	
成果指標 2	名称（単位）	一時保育の実施施設数(箇所)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	一時保育を実施する保育施設の数		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 通常保育 ・ 延長保育 ・ 障害児保育 ・ 広域保育 ・ 一時保育 ・ 新たな保育所の建設地、規模等について検討 ・ 私立保育園における人材確保支援		・ 通常保育 ・ 延長保育 ・ 障害児保育 ・ 広域保育 ・ 一時保育 ・ 新たな保育所の設計、用地取得 ・ 私立保育園における人材確保支援		・ 通常保育 ・ 延長保育 ・ 障害児保育 ・ 広域保育 ・ 一時保育 ・ 新たな保育所を建設 ・ 私立保育園における人材確保支援	

事業No.・名	28	放課後児童健全育成事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	放課後児童クラブの充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	日中保護者のいない家庭の小学校児童					
事業概要・効果						
【概要】 日中保護者のいない家庭の小学校児童に適切な保育を行い、健全な育成を図る。 【効果】 放課後の児童の健全育成を図り、保護者が子育てをしながら安心して仕事を続けられる体制を整える。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。						
事業実施に当たり目標とすること	児童の健全育成が図られ、保護者が子育てと仕事を両立できる環境を整備する					
成果指標1	名称（単位）	放課後児童健全育成事業委託（箇所数）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	放課後児童健全育成事業を委託により実施するクラブ数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 放課後児童健全育成事業の委託 - 大規模学童の解消に向けた取組（幸手小児童クラブ拡張工事、上高野小児童クラブ建設工事） - 防犯カメラ設置（9クラブ）		放課後児童健全育成事業の委託		放課後児童健全育成事業の委託	

事業No.・名	29	地域子育て支援拠点事業	担 当 課 名	こども支援課		
予 算 科 目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域の子育て環境の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	子育て中の親子					
事業概要・効果						
【概要】 子育て中の親子が交流を行う場所を開設し、情報の収集や発信、講習会、相談等を行う。 また、子育てサークル・子育て支援者の育成を図る。						
【効果】 核家族化の進行や少子化により、地域で孤立化する親子に、交流の場を提供することにより、安心して子育てができる環境が促進される。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。子育て支援拠点事業実施要綱に基づく事業。						
事業実施に当たり 目標とすること	子育て中の親子が交流できる子育て支援拠点により情報の収集や発信等を行う					
成果指標 1	名称（単位）	地域子育て支援拠点(箇所)	成果指標 3	名称（単位）	登録数(団体)	
	指標の説明	地域子育て支援拠点の数		指標の説明	子育てサークルの登録	
成果指標 2	名称（単位）	参加者(人)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	子育て支援拠点事業への参加者数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 情報の収集 ・ 講習会の実施 ・ 子育て支援者、子育てサークルの育成 ・ 子育て支援拠点の補助 1 か所 ・ オンラインイベントの開催		・ 情報の収集 ・ 講習会の実施 ・ 子育て支援者、子育てサークルの育成 ・ 子育て支援拠点の補助 1 か所 ・ オンラインイベントの開催		・ 情報の収集 ・ 講習会の実施 ・ 子育て支援者、子育てサークルの育成 ・ 子育て支援拠点の補助 1 か所 ・ オンラインイベントの開催	

事業No.・名	30	ファミリーサポートセンター事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域の子育て環境の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	育児の援助を行いたい者と、援助を受けたい者					
事業概要・効果						
【概要】 育児の援助を行いたい者と、援助を受けたい者からなる相互援助活動の連絡調整を行う。 【効果】 保育施策の補完的な役割を担うなど、子育てと仕事の両立を支援することができる。また、地域における子育て支援を推進することができる。						
事業の必要性						
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。幸手市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づく事業。						
事業実施に当たり目標とすること	地域の子育ての充実と相互援助活動を推進するための会員を確保する					
成果指標1	名称(単位)	ファミリーサポートセンターの提供会員数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	ファミリーサポートセンターの提供会員を確保した数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 相互援助活動の調整 - 講習会の開催 - 交流会の開催		- 相互援助活動の調整 - 講習会の開催 - 交流会の開催		- 相互援助活動の調整 - 講習会の開催 - 交流会の開催	

事業No.・名	31	簡易児童遊園施設整備事業	担当課名	こども支援課		
予算科目	民生費 児童福祉費 児童福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	2	子育て環境の整備	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域の子育て環境の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	地域の児童とその保護者					
事業概要・効果						
【概要】 地元で管理する土地に、市で遊具を設置している簡易児童遊園の現地調査を行い、設置した遊具の安全点検、修繕を行う。さらに、これらの調査結果をデータ管理する。 【効果】 安全で適切な遊び場を提供できるよう、また地元の要望に迅速に対応できるよう、維持管理を行うことができる。						
事業の必要性						
幸手市子ども・子育て支援事業計画に基づく事業。						
事業実施に当たり目標とすること	子どもたちに安全で適切な遊び場を提供するため、遊具の維持管理を行う					
成果指標1	名称（単位）	簡易児童遊園の点検（箇所）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	簡易児童遊園遊具の点検		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・遊具の点検、整備、撤去		・遊具の点検、整備、撤去		・遊具の点検、整備、撤去	

事業No.・名		32	児童館管理運営事業		担 当 課 名		こども支援課			
予 算 科 目		民生費 児童福祉費 児童福祉総務費			新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		単独			
政 策		1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち			事 業 種 類		経常的事務事業		
施 策		2	子育て環境の整備			SDGsとの関連	③			
施策の内容		3	地域の子育て環境の充実							
重点対策プロジェクト		1	住みたいまちプロジェクト							
事業の対象		地域の児童とその保護者								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操の育成を図る。 【効果】 施設での遊びから、子どもの自主的、創造的体験を通じて、児童の健全育成及び保護者間の交流を図ることができる。										
事業の必要性										
幸手市立児童館設置及び管理条例に基づく事業。										
事業実施に当たり 目標とすること		児童の遊びを通し、健康の増進と豊かな情操等の育成を図る								
成果指標 1	名称（単位）	利用状況（人）			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	児童館利用者数				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明					指標の説明				
事 業 年 度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事 業 計 画		・ 児童館施設の運営、管理 ・ 児童館事業の実施			・ 児童館施設の運営、管理 ・ 児童館事業の実施 ・ 施設の大規模改修に向けた設計業務委託			・ 児童館施設の運営、管理 ・ 児童館事業の実施 ・ 施設の大規模改修工事の実施		

事業No.・名	33	教育指導・支援、アフタースクール事業	担 当 課 名	学校教育課		
予 算 科 目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画	補助・単独の別	単独		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	基礎・基本の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	教育指導・支援事業：市内小中学校 アフタースクール事業：市内小学校3年生～6年生					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 教育指導・支援：児童生徒の安全の確保や学習の充実および特別支援教育の充実を図るため、市内各小・中学校に教育支援員を配置する。アフタースクール事業：学校教育の基盤の上に放課後の学習機会を提供する。教員OBが講師として支援することで、学習内容の基礎基本の習熟・定着を図る。 【効果】 個に応じた支援を実施することで、学力向上が期待される。また、自己肯定感ややり抜く力といった非認知能力の向上も期待される。						
事業の必要性						
①児童生徒の安全を確保し、学習の充実等が図れる。 ②基礎基本の定着を図り、きめ細かな教育を実現できる。						
事業実施に当たり 目標とすること	教育指導・支援事業を実施することで、児童生徒の安全を確保し学習の充実を図る。また、児童生徒の基礎基本の定着を図り、きめ細やかな教育を実現する					
成果指標 1	名称（単位）	児童生徒の意識調査(%)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	県学力調査質問紙より「先生は日常テストでわからなかったところや間違えたところについてわかるまで教えてくださいか」よく当てはまる、少し当てはまるの割合		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	①教育支援員の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 27人 ②アフタースクール講師の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 42人		①教育支援員の配置 ・実施時期 通年 事業ボリューム 40人 ②アフタースクール講師の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 42人		①教育支援員の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 40人 ②アフタースクール講師の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 42人	

事業No.・名	34	日本語指導員配置事業	担当課名	学校教育課		
予算科目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	基礎・基本の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内小中学校児童・生徒のうち、外国語を母語とする児童・生徒					
事業概要・効果						
【概要】 市内小中学校児童・生徒のうち、外国語を母語とする児童・生徒の学習指導に対応するため日本語指導員を配置し、学力向上を図る。日本語を理解できない市内小中学校児童・生徒の増加に伴い、教員と連携した学習指導等を行う日本語指導員は必要不可欠になってきている。 【効果】 日本語指導員の配置により、児童・生徒を授業から取り出して、計画的に個人指導、グループ指導を児童・生徒の理解度に合わせ段階的に指導を継続することで、理解力が向上することが見込まれる。						
事業の必要性						
日本語を理解できない市内小・中学校児童・生徒の増加に伴い、教員と連携した学習指導等を行う日本語指導員は必要不可欠である。						
事業実施に当たり目標とすること	日本語指導員配置事業を実施することで、市内小・中学校児童・生徒のうち外国語を母国語とする児童・生徒の学習指導に対応し、学力向上を図る					
成果指標1	名称（単位）	自作アンケート調査（％）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	質問「あなたは、日本語指導をしてもらって、以前より日本語がわかるようになったと思いますか。」当てはまる、少し当てはまると回答した割合		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・日本語指導員の配置 3人		・日本語指導員の配置 5人		・日本語指導員の配置 5人	

事業No.・名		35 学力向上推進事業		担 当 課 名		学校教育課			
予 算 科 目		教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独			
政 策		1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		事 業 種 類		その他事務事業		
施 策		3	学校教育内容の充実		SDGsとの関連	④			
施策の内容		1	基礎・基本の充実						
重点対策プロジェクト			—						
事業の対象		市内各小・中学校児童生徒							
事 業 概 要 ・ 効 果									
【概要】 ①児童生徒の学力課題を把握するために市内一斉の学力調査を実施する。（小1～中2） ②公益財団法人 日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（英検）の団体検定料相当額を助成する。（中3） 【効果】 ①学習内容の定着状況を把握することができ、課題に応じた施策を通して学力の向上が図れる。 ②児童生徒の課題を把握することで、授業内容の見直しや重点化が図れる。 ③学校教育における英語力の向上が図れる。									
事業の必要性									
市内統一の学力調査の実施により学習内容の定着状況を把握することができ、課題に応じた施策を通して学力の向上が図られる。児童生徒の課題を把握することで、授業内容の見直しや重点化を行うなど、指導の個別化に繋げることが可能となる。 また、実用英語技能検定（英検）の団体検定料相当額を助成することで、学校教育における英語力の向上を図ることが可能となる。									
事業実施に当たり目標とすること		学力向上推進事業を実施することで、学習内容の定着状況を把握し、学力の向上を図る							
成果指標 1	名称（単位）	主体的・対話的で深い学びの視点における授業改善の推進の達成度（ポイント）			成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明	授業改善の推進の達成度				指標の説明			
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明					指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度	
事業計画		・ 幸手市学力調査の実施 小学校：2教科 中学校：5教科 ・ 実用英語技能検定団体検定料助成制度の運用（市内中3年生対象）			・ 幸手市学力調査の実施 小学校：2教科 中学校：5教科 ・ 実用英語技能検定団体検定料助成制度の運用（市内中1～3年生対象）			・ 幸手市学力調査の実施 小学校：2教科 中学校：5教科 ・ 実用英語技能検定団体検定料助成制度の運用（市内中1～3年生対象）	

事業No.・名	36	臨時的任用教員配置事業	担当課名	学校教育課		
予算科目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	基礎・基本の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市内小中学校児童・生徒					
事業概要・効果						
【概要】 ①年度当初及び年度途中で県費辞令が出るまでの間を市費でつなぎ、教育活動の向上を図る。 ②複式学級解消のため、市費の臨任をあて、教育活動の向上を図る。 【効果】 ①年度当初及び途中での教員、児童生徒のスムーズな対応が可能となる。 ②複式学級を解消し、教育活動の向上とともに、教員の負担軽減を図ることができる。						
事業の必要性						
本来であれば、県費でまかなうべきところではあるが、教育水準の維持向上のために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	複式学級解消のため、市費の臨任をあて、教育活動の向上を図る					
成果指標1	名称(単位)	配置人数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	複式学級解消のため、市費の臨任をあて、教育活動の向上を図る		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 臨時的任用教員の配置 23人 ・ 市費臨時教員 2人		・ 臨時的任用教員の配置 23人 ・ 市費臨時教員 3人		・ 臨時的任用教員の配置 23人 ・ 市費臨時教員 3人	

事業No.・名	37	コミュニティ・スクール事業	担当課名	学校教育課		
予算科目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	2	時代の変化に応じた教育の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	市内全小・中学校					
事業概要・効果						
【概要】 学校運営協議会の熟議（多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話）を通して、学校と地域の委員が、目標とビジョンを共有し、学校を核とした地域づくりを推進していく。 【効果】 目指す児童生徒像と学校の実態、プロセスを共有することで、学校と地域が連携して教育活動を推進することができる。多くの目で児童生徒のよさ、変容に気が付くことができる。						
事業の必要性						
学校と地域の連携・協働体制が継続的に確立されることで、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることが期待できる。						
事業実施に当たり目標とすること	コミュニティ・スクール推進事業を実施することで、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、より良い学校づくりをする					
成果指標1	名称（単位）	学校運営協議会の実施（回）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	学校運営協議会の実施回数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	各中学校区での学校運営協議会・市全体としての学校運営協議会を実施し、学校・家庭・地域とでよりよい学校づくりをする		各中学校区での学校運営協議会・市全体としての学校運営協議会を実施し、学校・家庭・地域とでよりよい学校づくりをする		各中学校区での学校運営協議会・市全体としての学校運営協議会を実施し、学校・家庭・地域とでよりよい学校づくりをする	

事業No.・名	38	スクールサポートスタッフ事業	担当課名	学校教育課		
予算科目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	2	時代の変化に応じた教育の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内全小・中学校					
事業概要・効果						
【概要】 教員の業務支援を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるように体制を整備することを目的として、地域の人材を配置する。 【効果】 家庭用教材等の印刷，保護者への連絡，健康管理等に係る学級担任等の補助等をスクールサポートスタッフが実施することにより、教職員の業務負担軽減を図ることができる。						
事業の必要性						
教職員の兼務が、社会のニーズにより増加している。教職員の業務負担軽減には必要であり、効果がある。						
事業実施に当たり目標とすること	スクールサポートスタッフ事業を実施することで、教職員の業務支援を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるようにする					
成果指標1	名称（単位）	(小学校)勤務時間を除いた 在校時間(分)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	小学校における9月1ヶ月間の 1人あたり・1日あたりの勤務 時間を除いた平均在校時間		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	(中学校)勤務時間を除いた 在校時間(分)	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	中学校における9月1ヶ月間の 1人あたり・1日あたりの勤務 時間を除いた平均在校時間		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・スクールサポート スタッフの配置 12名		・スクールサポート スタッフの配置 12名		・スクールサポート スタッフの配置 12名	

事業No.・名	39	体力向上推進事業	担 当 課 名	学校教育課		
予 算 科 目	教育費 教育総務費 体力向上推進費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画	前 期 基 本 計 画		補助・単独の別	単独		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	指導体制の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	市内全小・中学校					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 児童生徒の実態から、小学校における重点目標・中学校における重点目標を設定し、体力の向上を推進する。 【効果】 市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上が図れる。						
事業の必要性						
児童生徒の体力は、向上傾向にあるものの、生活全体から日常的な身体活動が減少し、運動する子とそうでない子の二極化の傾向が大きくなってきている。本事業をとおして、健康で豊かなスポーツライフを実現するために、授業や体育的活動行事、運動部活動の充実を図り運動習慣を身に付けさせることが期待できる。						
事業実施に当たり 目標とすること	体力の向上とともに、運動好きな児童生徒の育成を図り、豊かなスポーツライフの構築を目指す					
成果指標 1	名称（単位）	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（ABC）の生徒の割合（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	新体力テスト評価（小学校）		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（ABC）の生徒の割合（%）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	新体力テスト評価（中学校）		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上を図る。		・市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上を図る。		・市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上を図る。	

事業No.・名	40	外国青年招致事業	担当課名	学校教育課		
予算科目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④ 		
施策の内容	3	指導体制の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	小中学校児童生徒					
事業概要・効果						
【概要】 市内各小中学校にALTを派遣することで、児童・生徒が本物の英語に触れ、英語に対する興味関心が高まり、国際理解教育への効果も高まる。小学校の外国語活動、外国語科が必修化されたことで、ますます主体的・対話的で深い学びの実現に向けてALTは必要不可欠である。 【効果】 ALTとのコミュニケーション活動や授業を継続して行うことで、本物の英語に慣れ親しみ、グローバル社会で生き抜くための素地となる。英語への興味関心が高まり、主体的にALTと接することができるようになる。						
事業の必要性						
市内各小・中学校にALTを派遣することで、児童生徒が本物の英語に触れ、英語に対する興味関心が高まり、国際理解教育への効果も高まる。小学校の外国語科が必修化されたことで、ますます、主体的・対話的で深い学びの実現に向けてALTは必要不可欠である。						
事業実施に当たり 目標とすること	外国青年招致事業を実施することで、児童・生徒のネイティブの英語に対する興味関心を高め、国際理解教育への効果も高める					
成果指標1	名称(単位)	児童・生徒の意識調査(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	県学力調査質問紙「授業を通して学んだ内容について、さらに詳しく知りたい、学びたいと思ったことがあった」と回答した割合		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ALTの配置 8人 【内 訳】 JET 3人 派遣 5人		・ALTの配置 8人 【内 訳】 JET 3人 派遣 5人		・ALTの配置 8人 【内 訳】 JET 3人 派遣 5人	

事業No.・名	41	教育相談事業	担当課名	学校教育課		
予算科目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	4	教育相談の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	市内小中学校児童生徒					
事業概要・効果						
【概要】 市内小中学校では、不登校やいじめをはじめとする悩みを抱える児童生徒が在籍している。また、学校不適応児童生徒も増加傾向にあることを鑑み、幸手市さわやか相談員等の相談業務に携わる人員を配置する。 【効果】 市内小中学校では、不登校やいじめをはじめとする悩みを抱える児童生徒や、学校不適応児童生徒に対し、市内各中学校に常駐の相談員、及び小中学校を巡回する相談員により、相談業務を行い、児童生徒の不登校率を減らす。						
事業の必要性						
市内小中学校では、不登校やいじめをはじめとする悩みを抱える児童生徒が在籍している。また、昨今、学校不適応児童生徒も増加していることを鑑み、幸手市さわやか相談員等の相談業務に携わる人員の配置は必要不可欠である。						
事業実施に当たり目標とすること	教育相談事業を実施することで、小・中学校児童の相談業務を行い、市内児童・生徒の健全育成を図る					
成果指標1	名称(単位)	いじめの解消率(%)	成果指標3	名称(単位)	100人当たりの不登校生徒数(人)	
	指標の説明	年間で学校がいじめと認知した数から解消率をみる		指標の説明	中学校における不登校児童数	
成果指標2	名称(単位)	100人当たりの不登校児童数(人)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	小学校における不登校児童数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・さわやか相談員の配置 3人 ・ふれあい相談員の配置 3人		・さわやか相談員の配置 3人 ・ふれあい相談員の配置 3人		・さわやか相談員の配置 3人 ・ふれあい相談員の配置 3人	

事業No.・名	42	心すこやか支援室運営事業	担当課名	学校教育課		
予算科目	教育費 教育総務費 教育指導費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	学校教育内容の充実	SDGsとの関連	④ 		
施策の内容	4	教育相談の充実				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	心すこやか支援室に通う市内児童生徒					
事業概要・効果						
【概要】 市内小中学校では、不登校や、いじめをはじめとする悩みを抱える児童生徒が在籍している。その中で、学校に通いたくても、精神的に通うことができない児童生徒に対して相談業務及び学習支援を行う施設。 【効果】 学校に通いたくても、精神的に通うことができない児童生徒の学級復帰及び社会的自立を目指して支援し、十分な心の休養を心すこやか支援員と共にとり、学校へ再び行こうとする前向きな気持ちを育てる。						
事業の必要性						
市内小中学校では、不登校や、いじめをはじめとする悩みを抱える児童生徒が、増加傾向にある。学校に通いたくても精神的に通うことができない児童生徒に対して相談業務及び学習支援を行うとともに、児相生徒及びその保護者からの相談できる場所として、必要不可欠である。						
事業実施に当たり目標とすること	個別の教育相談事業を実施することで、小中学校児童の学級復帰及び社会的自立、心の休養を図る					
成果指標1	名称(単位)	アンケート調査(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	心すこやか支援室に通っていた児童生徒が「学校に通ってもよいと思えるようになった」と回答した割合		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 教育相談員の配置 1人 - 心すこやか支援員の配置 4人 - 施設の現状分析 - さわやか相談室Wifi環境設置		- 教育相談員の配置 1人 - 心すこやか支援員の配置 4人 - 施設の方針性検討 - 心すこやか支援室Wifi環境設置		- 教育相談員の配置 1人 - 心すこやか支援員の配置 4人 - 施設の方針性検討	

事業No.・名	43	校務用コンピュータ推進事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 教育総務費 事務局費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	総合的な教育行政の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 全ての教職員に校務パソコンを整備するとともに、児童・生徒の出欠や成績管理等の情報を一元管理する統合型校務支援システムを整備し、幸手市教育委員会と市内小・中学校を同一ネットワークに接続させて情報共有を図る。 【効果】 校務の電算化を進めることで、教職員の業務負担が軽減される。これにより、児童・生徒一人ひとりに向き合う時間が創出され、より深い学びに向けた学習活動を行うことが出来る。さらに統合型校務支援システムを整備することにより、児童・生徒の様々な情報を校内及び学校間で情報共有できるとともに、教職員間の情報共有も図られる。						
事業の必要性						
教職員の働き方改革が国の課題としても取り上げられている。児童・生徒の更なる学力向上には、優れた教職員の配置も重要な要因の一つであり、校務の負担を軽減し、より深い学びに向けた学習活動を創出するためにも校務のICT化は必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	引き続き、校務の電子化を図り教職員の業務負担を軽減するとともに、児童・生徒の学校生活状況や成績情報をシステムで一元管理し、市内学校間及び教育委員会との情報共有が容易にできるようにする					
成果指標1	名称(単位)	整備校(校)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	校務用パソコン及び統合型校務支援システムを整備した学校		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 校務用コンピュータ貸借 - 校務用PC、統合型校務支援システム		- 校務用コンピュータ貸借 - 校務用PC、統合型校務支援システム		- 校務用コンピュータ貸借 - 校務用PC、統合型校務支援システム	

事業No.・名	44	教育用コンピュータ推進事業	担 当 課 名	総務課		
予 算 科 目	教育費 小学校費 中学校費 学校管理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	総合的な教育行政の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた必要な機器等の整備を行う。						
【効果】 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるとともに、協働的な学びを実現する。						
事業の必要性						
GIGAスクール構想は、全国的な取組であり、時代に即応した人材を育成するためにも学習に必要なICT機器等の整備が必要である。また、今後も新型コロナウイルス感染症などにより臨時休業となる際に、継続した学びを実現するためにも必要である。						
事業実施に当たり 目標とすること	子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成するとともに、協働的な学びを実現するために必要なハードやソフトを引き続き整備する					
成果指標 1	名称（単位）	学習支援ソフトの整備(校)	成果指標 3	名称（単位）	校内LAN環境の整備(校)	
	指標の説明	学習支援ソフトを整備した学校		指標の説明	高速大容量通信に対応した校内LAN環境の整備	
成果指標 2	名称（単位）	大型提示装置の整備(台)	成果指標 4	名称（単位）	タブレット端末の整備(校)	
	指標の説明	大型提示装置を整備した学校		指標の説明	全ての児童生徒に一人1台のタブレット端末を整備	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・プログラミング教育用ソフト 12校 ・教育用インターネット回線 12校 ・Webフィルタリング ・学習支援ソフト（ICT支援員含む）		・プログラミング教育用ソフト 12校 ・教育用インターネット回線 12校 ・Webフィルタリング ・学習支援ソフト（ICT支援員含む） ・大型提示装置		・プログラミング教育用ソフト 12校 ・教育用インターネット回線 12校 ・Webフィルタリング ・学習支援ソフト（ICT支援員含む） ・大型提示装置	

事業No.・名	45	小・中学校学校再編事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 教育総務費 事務局費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	総合的な教育行政の推進				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 幸手市立小・中学校の適正規模（学級数、学区）・適正配置（学校施設の統廃合）、新たな学校制度等について、教育審議会でご審議いただき、適正規模・適正配置の基本方針を策定する。 【効果】 教育委員会として、子どもたちがいきいき育ち、子どもたちにとってより良い教育環境のあり方を市長部局へ報告し、市としての学校教育のあり方を検討する上での方向性を示す。						
事業の必要性						
児童・生徒数の減少が加速化しており、適正な学校規模の維持が困難となることが予想されることから、早急に方向性を策定し、行政全体の課題として検討する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	令和5年度中に、教育審議会から「幸手市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を教育委員会へ答申していただく					
成果指標1	名称（単位）	教育審議会会議（回）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	教育審議会会議		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	教育審議会会議 全3回（予定）					

事業No.・名	46	学校施設維持管理事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 小学校費 中学校費 学校管理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	2	学校施設の整備・改修				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 学校施設・設備等の老朽化に伴い、学校運営に支障のある箇所を個々に修繕、工事、設計を実施し、維持・管理を行う。また、危険と判断した遊具についても更新する。 【効果】 学校施設で生活する児童・生徒・教職員等の安全を図り、継続的に学校環境を整備する。						
事業の必要性						
学校施設で生活する児童・生徒や教職員等の安全を図る事業であり、質の高い教育環境を提供することができる。						
事業実施に当たり目標とすること	各学校・各支障箇所の実施優先順位を随時検討し、また費用対効果を意識して維持・管理を行うこと					
成果指標1	名称(単位)	修繕・工事件数(件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	学校施設の老朽化対策及び維持・管理にかかる修繕・工事を実施した件数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・小学校9校 ・中学校3校		・小学校9校 ・中学校3校		・小学校9校 ・中学校3校	

事業No.・名	47	受変電設備更新事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 小学校費 中学校費 学校管理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	2	学校施設の整備・改修				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 受変電設備については、建設当時のものが多く使用されており、電気設備保安業者から更新時期であると指摘を受けているため更新する。また、PCB含有の電気設備については、契約管財課と調整しながらPCB含有調査及び廃棄、電気設備の交換を行う。 【効果】 電気供給の根源である受変電設備については、経年劣化による電気事故を防ぐため、順次更新をしていく必要がある。PCBの廃棄については、高濃度PCBは令和3年度、低濃度PCBは令和8年度までに適正に廃棄しなければならない。						
事業の必要性						
学校施設で生活する児童・生徒や教職員等に質の高い教育環境を提供することはもとより、避難所となった場合に備える必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	電気事故を未然に防ぐ					
成果指標1	名称（単位）	改修校（校）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	受変電設備を更新した学校		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・工事 ・設計		・工事 ・設計		・工事 ・設計	

事業No.・名	48	校舎大規模改修事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 小学校費 中学校費 学校建設費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	普通建設事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	2	学校施設の整備・改修				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 老朽化した校舎の屋上、外壁、内装、建具、給排水管、設備等の大規模改修を順次実施する。併せて非構造部材の耐震化を行い、照明器具のLED化を検討する。 【効果】 屋上防水の劣化による雨漏り、外壁材の劣化による剥離・落下、設備の経年劣化による不具合・故障により学校生活に支障をきたすことを防ぐため実施する。また、教育環境の向上、電気使用量の軽減を図るため、照明器具のLED化も検討する必要がある。						
事業の必要性						
学校施設で生活する児童・生徒や教職員等の安全を図る事業であり、質の高い教育環境を提供することができる。						
事業実施に当たり目標とすること	雨漏りや外壁剥離の対策はもちろん、その時代背景に合った改修内容を研究し、検討する					
成果指標1	名称（単位）	改修校（校）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	大規模改修した学校数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 検討・準備		・ 設計		・ 設計 ・ 工事・監理	

事業No.・名	49	体育館大規模改修事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 小学校費 中学校費 学校建設費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	普通建設事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	2	学校施設の整備・改修				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 老朽化した体育館の屋根、外壁、床、建具、窓サッシ及び設備等を改修する。併せて、エアコンの設置を検討する。 【効果】 屋根・外壁・サッシからの雨漏り、床材のささくれ等を改修し、児童・生徒の安全を図る。また、市長公約である体育館のエアコン設置についても改修と同時に整備できるよう検討していく。						
事業の必要性						
学校施設で生活する児童・生徒や教職員等の安全を図る事業であり、質の高い教育環境を提供することができる。また、体育館が避難所となった場合に備えることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	雨漏りと床のささくれを改修し、安全を図る					
成果指標1	名称(単位)	改修校(校)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	大規模改修した学校数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 検討・準備		・ 設計		・ 工事・監理 ・ 設計	

事業No.・名	50	トイレ大規模改修事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 小学校費 中学校費 学校建設費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	普通建設事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④	⑥	
施策の内容	2	学校施設の整備・改修		 		
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 校舎及び屋外トイレの洋式化を含めた全面改修を行い、内装、衛生設備、給排水管、電気設備等を更新する。 【効果】 児童・生徒への衛生面、環境面の向上を図る。						
事業の必要性						
学校施設で生活する児童・生徒や教職員等の衛生面、環境面の向上を図る事業であり、質の高い教育環境を提供することができる。						
事業実施に当たり目標とすること	学校トイレの洋式化を行い、室内の衛生面、環境面の向上を図る					
成果指標1	名称（単位）	トイレを洋式化した学校数（校）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	トイレを洋式化した学校数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 検討・準備		・ 検討・準備		・ 設計	

事業No.・名	51	学校給食費補助事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 教育総務費 保健給食費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	①	②	④
施策の内容	3	安全で安心な学校給食の運営				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及びその保護者					
事業概要・効果						
【概要】 児童・生徒が2人以上いる保護者に対し、2人目以降の学校給食費の保護者負担分を補助する。2人目は1/2、3人目以降は全額を補助する。 【効果】 保護者の経済的負担を軽減することができる。						
事業の必要性						
保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することができる。						
事業実施に当たり目標とすること	2人目以降の学校給食に係る経費の保護者負担分を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援の推進を図る					
成果指標1	名称(単位)	補助世帯数(件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	補助世帯数(支給児童生徒数)		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 交付申請 ・ 交付決定 ・ 前期補助金交付 ・ 変更交付決定 ・ 後期補助金交付		・ 交付申請 ・ 交付決定 ・ 前期補助金交付 ・ 変更交付決定 ・ 後期補助金交付		・ 交付申請 ・ 交付決定 ・ 前期補助金交付 ・ 変更交付決定 ・ 後期補助金交付	

事業No.・名	52	学校給食調理業務委託事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 教育総務費 保健給食費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	安全で安心な学校給食の運営				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 小中学校の単独自校方式による給食調理業務を民間委託で実施する。 【効果】 給食業務のうち調理業務を委託することにより、コストの削減及び運営が適正化される。						
事業の必要性						
給食業務のうち調理業務を委託することにより、コストの削減及び運営が適正化する必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること	給食業務のコスト削減及び運営を適正化する					
成果指標1	名称(単位)	実施校(校)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	委託実施校数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	学校給食調理業務委託 ①幸手小・権現堂川小・幸手中 ②上高野小・八代小・さくら小 ③吉田小・行幸小・西中 ④さかえ小・長倉小・東中		学校給食調理業務委託 ①幸手小・権現堂川小・幸手中 ②上高野小・八代小・さくら小 ③吉田小・行幸小・西中 ④さかえ小・長倉小・東中		学校給食調理業務委託 ①幸手小・権現堂川小・幸手中 ②上高野小・八代小・さくら小 ③吉田小・行幸小・西中 ④さかえ小・長倉小・東中	

事業No.・名	53	給食調理機器入れ替え事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 教育総務費 保健給食費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	安全で安心な学校給食の運営				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 小中学校の老朽化している給食調理機器を入れ替える。 【効果】 調理器具を入れ替えることで、安心・安全な給食業務が行える。						
事業の必要性						
耐用年数を超え老朽化した調理機器類の維持が困難な状態になっている。機器の故障により給食業務に支障をきたすため、一定の基準で入れ替えることで安心・安全な給食業務が行える。						
事業実施に当たり目標とすること	使用年数が長い調理機器から順次入れ替えを行う					
成果指標1	名称(単位)	入れ替え機器(件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	入れ替え機器数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 小中学校給食室調理機器更新 - 老朽化不具合等の調査 - 入札 - 入れ替え		- 小中学校給食室調理機器更新 - 老朽化不具合等の調査 - 入札 - 入れ替え		- 小中学校給食室調理機器更新 - 老朽化不具合等の調査 - 入札 - 入れ替え	

事業No.・名	54	給食用食器更新事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 教育総務費 保健給食費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	安全で安心な学校給食の運営				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 安心・安全な学校給食を実施するため、老朽化した給食用食器を定期的に入れ替える。 【効果】 耐久年数を超えた食器を計画的に入れ替えを行うことによって、付着汚れなどのない食器により安全・安心な給食を提供することができる。						
事業の必要性						
食器（樹脂製）の耐久性は5年程度とされている。学校薬剤師の定期衛生検査で耐久年数を超えた食器について、付着汚れの指摘が増えており、安心・安全な給食提供のためには定期的な入れ替えが必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	小学校1年生で入学時購入し、6年後入れ替える					
成果指標1	名称（単位）	入れ替え校（校）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	入れ替え校数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・食器3点、トレイ、箸の入れ替え（2校）		・食器3点、トレイ、箸の入れ替え（2校）		・食器3点、トレイ、箸の入れ替え（2校）	

事業No.・名	55	給食室床改修事業	担当課名	総務課		
予算科目	教育費 教育総務費 保健給食費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	③	⑧	
施策の内容	3	安全で安心な学校給食の運営		 		
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	給食調理員、児童・生徒及び教職員等					
事業概要・効果						
【概要】 給食室の床はコンクリートの上に塗装がされているが、塗膜がはがれ、衛生的に調理作業を行う上で不適当な状況であるため、床全面の塗り替えを行う。 【効果】 安全かつ衛生的に調理作業を行い、安心な給食を継続して提供することができる。						
事業の必要性						
調理室床の専用塗装が経年劣化している。また、ワゴンなどが日常的に移動したり、水はねや調理機器による熱の影響も加わり、塗装がはがれてきている。はがれたところに水が溜まり不衛生であり、また滑ったり躓いたりすることにより怪我や事故発生につながる。						
事業実施に当たり目標とすること	年2校のペースで床を塗装することで、給食室の環境改善を行う					
成果指標1	名称(単位)	改修校(校)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	床改修した学校数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・改修校の検討		・工事(2校)		・工事(2校)	

事業No.・名	56	就学援助・特別支援教育奨励事業	担 当 課 名	学校教育課		
予 算 科 目	教育費 教育総務費 扶助費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	4	就学・進学の支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市内の小中学校に通学している児童生徒の保護者および就学予定児童の保護者で世帯の所得が一定額以下の人					
事業概要・効果						
【概要】 経済的理由等により、就学困難な義務教育児童生徒及び就学予定児童の保護者に対して、義務教育の円滑な実施を図るために援助を行う。 【効果】 義務教育を円滑に実施できる。						
事業の必要性						
就学援助費事務取扱要綱、特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に基づき、経済的理由等により、就学困難な義務教育児童生徒及び就学予定児童の保護者に援助を行うことにより、当該児童生徒及び就学予定者に係る就学の充実を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	該当する児童生徒及び就学予定者の保護者に対して、適切な援助を実施する					
成果指標 1	名称（単位）	就学援助認定者数(人)	成果指標 3	名称（単位）	特別支援教育奨励費認定者数(人)	
	指標の説明	児童生徒数、就学予定児童数		指標の説明	児童生徒数、就学予定児童数	
成果指標 2	名称（単位）	就学援助費(千円)	成果指標 4	名称（単位）	特別支援教育奨励費(千円)	
	指標の説明	学校給食費、学用品費等援助費		指標の説明	学用品費等奨励費	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 就学援助認定者見込人数 584人 ・ 特別支援教育奨励費認定見込人数 63人		・ 就学援助認定者見込人数 584人 ・ 特別支援教育奨励費認定見込人数 63人 ・ 就学援助システム導入		・ 就学援助認定者見込人数 584人 ・ 特別支援教育奨励費認定見込人数 63人 ・ 就学援助システム	

事業No.・名	57	入学準備金貸付事業	担 当 課 名	学校教育課		
予 算 科 目	教育費 教育総務費 入学準備金貸付費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画	前 期 基 本 計 画		補助・単独の別	単独		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	学校教育環境の整備	SDGsとの関連	④		
施策の内容	4	就学・進学の支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	高等学校・大学・専修学校等に入学を希望する者の保護者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。 【効果】 入学準備金の調達が困難な者にも「等しく教育を受ける機会を与える」という目的が達成され得る。						
事業の必要性						
経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、幸手市入学準備金貸付条例の規定に基づき実施する必要がある。 学生本人に対し貸付を行う奨学金制度は国や県で行われているが、学生の保護者に対し入学前に貸付を行う制度は市町村が行うもの以外に存在しない。						
事業実施に当たり目標とすること	必要としている家庭へ周知されるよう、確実に制度のお知らせを行い、適切に貸付を行う					
成果指標 1	名称（単位）	貸付件数(件)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	入学準備金の貸付を行った件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対して、入学準備金の貸付を行う		・経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対して、入学準備金の貸付を行う		・経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対して、入学準備金の貸付を行う	

事業No.・名	58	二十歳を祝う会開催事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 社会教育費 社会教育総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	5	青少年の健全な育成	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	青少年活動の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	年度内に20歳になる幸手市在住の者					
事業概要・効果						
【概要】 二十歳の門出を祝福するとともに、故郷を再認識し、地域に貢献できる人づくりをするために幸手市二十歳を祝う会を開催する。 【効果】 毎年、二十歳となる対象者で構成する実行委員会が式典の運営を担っており、実行委員自らが目標の設定及び企画、運営することで責任感を醸成する機会となっている。						
事業の必要性						
二十歳の門出を祝福し、故郷を再認識するだけでなく、若い世代のボランティア意識、地域貢献への関心を促す啓発の役割も果たしている。						
事業実施に当たり目標とすること	二十歳の門出を市全体で祝い、義務と権利、社会貢献、郷土愛を自覚できる催しとなっている					
成果指標1	名称(単位)	出席率(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	対象者から出席者の割合を算出する。		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・実行委員会(10回) ・二十歳を祝う会開催(式典、アトラクション)		・実行委員会(10回) ・二十歳を祝う会開催(式典、アトラクション)		・実行委員会(10回) ・二十歳を祝う会開催(式典、アトラクション)	

事業No.・名	59	放課後子ども教室実施事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 社会教育費 社会教育総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	5	青少年の健全な育成	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	青少年活動の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内小学生					
事業概要・効果						
【概要】 小学生を対象に、放課後を活用して地域指導者の協力のもと、スポーツ・文化などさまざまな体験の場を設け、知識・体力の向上を図るとともに、地域の交流を深める。 【効果】 異年齢の子どもたちの交流、地域住民との交流が図られ、学校教育とは異なる自由闊達な成長が期待できる。地域住民は趣味を生かした地域貢献をすることで、学習成果を生かす「学びの循環」に寄与できる。						
事業の必要性						
放課後を活用して子供たちに多様な学びの場を提供するとともに、子どもと地域住民との交流が図れる。						
事業実施に当たり目標とすること	放課後を活用して、子どもたちに安心して過ごせる交流の場を提供し、自由闊達な成長を促す学びの場となるように工夫する					
成果指標1	名称(単位)	実施教室数(教室)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	実施教室数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	放課後子ども教室の指導者数(人)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	放課後子ども教室の指導者数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 放課後子ども教室の実施 - 吉田小学校内2教室		- 放課後子ども教室の実施 - 吉田小学校内2教室ほか1教室		- 放課後子ども教室の実施 - 吉田小学校内2教室ほか1教室	

事業No.・名	60	子ども大学さって開催事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 社会教育費 社会教育総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	5	青少年の健全な育成	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	青少年活動の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内の小学3年生～6年生					
事業概要・効果						
【概要】 日本保健医療大学や幸手青年会議所などと連携し、子どもの知的好奇心や探求心を育み、郷土への親しみ、関心を高める講座を開催する。 【効果】 地域の教育資源（施設、人材等）を活かして、地域で地域の子どもの育むしくみを創出している。小学生は学校生活では得られない専門的な講義を受けるとともに、他学校児童との交流が行われている。						
事業の必要性						
子どもの学ぶ力や生きる力を育むとともに、地域の大学、専門機関、企業などと連携した事業であり、今後の生涯学習の担い手の発掘、育成につながる重要な役割を果たしている。						
事業実施に当たり目標とすること	地域にある大学や専門機関などと連携し、学校では学ぶことができない専門的授業を実施する					
成果指標1	名称（単位）	参加人数（人）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	参加人数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 子ども大学開催（4回） - 地域の大学等と連携した取組の実施		- 子ども大学開催（4回） - 地域の大学等と連携した取組の実施		- 子ども大学開催（4回） - 地域の大学等と連携した取組の実施	

政 策 2

市民が学び、市民が活躍できるまち【協働・文化・人権】

事業No.・名	61	市民協働事業推進協力報償金支給事業	担当課名	市民協働課		
予算科目	総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	市民との協働の推進	SDGsとの関連	⑰		
施策の内容	1	協働体制の整備				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内107行政区					
事業概要・効果						
【概要】 市との協働事業を推進する活動（クリーン作戦など市及び関係機関が主催、共催又は後援する事業等への参加促進等）を行う行政区に対し、市民協働事業推進協力報償金を支給する。 【効果】 行政区と市との協働事業を推進することができる。						
事業の必要性						
行政区が行う活動（①市及び関係機関の発行物の配布、②市及び関係機関が主催、共催又は後援する事業等への参加促進、③地域の課題解決のための市との協働）に対して報償金を支給することで、協働体制を維持し、充実させることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	市民協働事業推進協力報償金を各行政区に支給し、地域の課題と活性化に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す					
成果指標1	名称（単位）	住民や市民活動団体など市民との協働事業の年間件数（件）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	住民や市民活動団体など市民との協働事業を行った年間件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	クリーン作戦（大島新田・行幸湖）の参加人数※1回当たり参加人数（平均値）（人）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	クリーン作戦（大島新田・行幸湖）の参加人数※1回当たり参加人数（平均値）		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・市民協働事業推進協力報償金支給事業		・市民協働事業推進協力報償金支給事業		・市民協働事業推進協力報償金支給事業	

事業No.・名	62	地区市民センター管理運営事業	担 当 課 名	市民協働課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	1	市民との協働の推進	SDGsとの関連	⑰		
施策の内容	2	まちづくり活動の支援				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 地区市民センターは、地域行政の拠点として地域づくりを支援するとともに、地域の実情に応じたサービスを提供する。 【効果】 市民との協働を推進する拠点として、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を支援することにより、地域の特色を活かしたまちづくりを推進することができる。						
事業の必要性						
市民との協働を推進する拠点として、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を支援するなど、地域の特色を活かしたまちづくりを推進するために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	地域づくりを支援するとともに、各種証明書の発行や各種届出の受付など、市民との協働を推進する拠点となることを目指す					
成果指標 1	名称（単位）	簡易印刷機使用件数(件)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	自治会等が会議資料作成などに利用している簡易印刷機の使用件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 通年 ・ 市内全域 ・ 各公民館に併設された地区市民センターを管理運営 ・ 個別施設計画に基づき、センターの在り方を検討		・ 通年 ・ 市内全域 ・ 各公民館に併設された地区市民センターを管理運営 ・ 個別施設計画に基づき、センターの在り方を検討		・ 通年 ・ 市内全域 ・ 各公民館に併設された地区市民センターを管理運営 ・ 個別施設計画に基づき、センターの在り方を検討	

事業No.・名	63	コミュニティセンター管理運営事業	担 当 課 名	市民協働課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	2	コミュニティ活動の支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	コミュニティ活動の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	利用者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 地域住民の連帯感の醸成及び心豊かなコミュニティ形成を図ることを目的にコミュニティセンターの管理運営を行う。運営には指定管理者制度を導入。 【効果】 良好な管理運営を行うことにより、市民の福祉の増進に寄与する。						
事業の必要性						
地域住民の連帯感の醸成及び心豊かなコミュニティ形成の促進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、幸手市コミュニティセンターの管理運営は必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	様々な自主事業の企画・実施、コストやサービスを意識した良好な管理運営を行い、コミュニティセンター利用者数の増加を目指す					
成果指標 1	名称（単位）	コミュニティセンター利用者数(人)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	コミュニティセンターの年間の利用者数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	利用者満足度(%)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	年に1回指定管理者が実施する利用者アンケート		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 通年 ・ コミュニティセンター ・ 指定管理 ※指定管理期間満了（令和元年度～令和5年度） ・ 個別施設計画に基づきあり方検討		・ 通年 ・ コミュニティセンター ・ 指定管理 ・ 個別施設計画に基づきあり方検討 ・ 入口自動ドア、空調設備修繕		・ 通年 ・ コミュニティセンター ・ 指定管理 ・ 個別施設計画に基づきあり方検討	

事業No.・名	64	自治振興事業補助事業	担当課名	市民協働課		
予算科目	総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	コミュニティ活動の支援	SDGsとの関連	⑰		
施策の内容	2	コミュニティ意識の醸成				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市内の自治会又は町内会組織等					
事業概要・効果						
【概要】 自治振興を図るため、地域コミュニティの発展及び充実を目的とした活動又は自治会の活動及び地域におけるコミュニティ活動の広報のため、掲示板を設置、修繕する自治会・町内会等に対し、補助金を交付する。 【効果】 地域コミュニティ活動の発展充実につながる。						
事業の必要性						
自治振興事業補助事業を実施することで、地域コミュニティの発展、充実を推進することができる。						
事業実施に当たり目標とすること	市内の自治会や町内会等、より多くの団体に自治振興事業を実施してもらい、地域コミュニティの推進を目指す					
成果指標1	名称（単位）	補助金交付件数(団体)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	自治振興事業を実施し、補助金の交付を行った団体数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・自治振興事業補助事業		・自治振興事業補助事業		・自治振興事業補助事業	

事業No.・名	65	公民館講座実施事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 社会教育費 公民館費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	1	生涯学習の総合的推進				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 公民館においてさまざまな分野の共催事業及び講座を開催し、市民に多様な学習機会を提供する。 【効果】 文化芸術活動の支援を行える。						
事業の必要性						
市内5箇所の公民館を生涯学習活動の拠点とし、市民に多様な学習機会を提供するとともに、文化芸術活動の支援を行うことができる。						
事業実施に当たり目標とすること	市民の意見を取り入れながら、さまざまな分野の講座を開催することで受講者を増やす					
成果指標1	名称(単位)	講座の受講者数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	講座の受講者数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	講座の開催数(回)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	講座の開催数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	1年を通じて各公民館で各種講座を開催する - Wi-Fi設定を利用した講座を開催する		1年を通じて各公民館で各種講座を開催する		1年を通じて各公民館で各種講座を開催する	

事業No.・名	66	市民体育大会開催事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 保健体育費 保健体育総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 広く市民にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地域の連帯感を高め、明るく豊かな市民生活の形成と文化の発展を図る。 【効果】 市民の健康増進と市民との協働によるスポーツ・レクリエーション活動の推進が図られる。						
事業の必要性						
広く市民にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地域の連帯感を高め、明るく豊かな市民生活の形成と文化の発展が期待できる。						
事業実施に当たり目標とすること	市民が心身ともに健康な生活を形成すること及び地域コミュニティの推進を図るため参加人数の増加に努める					
成果指標1	名称(単位)	地区大会・種目別大会の参加人数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	市民体育大会の参加人数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 第1部地区大会 - 第2部種目別大会を開催		- 第1部地区大会 - 第2部種目別大会を開催		- 第1部地区大会 - 第2部種目別大会を開催	

事業No.・名	67	さくらマラソン大会開催事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 保健体育費 保健体育総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 生涯スポーツの推進をめざすため、「健康ふれあいスポーツ都市 幸手市」にふさわしく、誰もがスポーツを通して豊かな生活を営み、心身の健全な育成に寄与することを目的として開催する。また、さくらのまち幸手市のイメージアップを図る。 【効果】 全国各地から参加した方の心身の健全な育成に寄与するとともに、幸手市の権現堂桜堤や菜の花畑を広くPRすることができ、イメージアップが図られる。						
事業の必要性						
生涯スポーツの推進及び心身の健全な育成に寄与することと併せて、幸手市の権現堂桜堤や菜の花畑を広くPRすることで、さくらのまち幸手市のイメージアップが期待できる。						
事業実施に当たり目標とすること	市民の健康増進と体力向上及び幸手市のイメージアップを図るため参加人数の増加に努める					
成果指標1	名称(単位)	参加人数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	さくらマラソン大会の参加人数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・第30回幸手市さくらマラソン大会開催 【大会予定日】 2023年4月2日(日)		・第31回幸手市さくらマラソン大会開催		・第32回幸手市さくらマラソン大会開催	

事業No.・名	68	スポーツ推進事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 保健体育費 保健体育総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりを支援するため、多くの市民が参加できるよう、市民ニーズを取り入れた教室などの充実を図るとともに、スポーツ推進委員と連携し、地域やスポーツ団体などの活動を支援する。 【効果】 スポーツの教室の実施及び各種団体への補助などを行うことで、市民の健康と体力の向上、各種スポーツの推進を図る。						
事業の必要性						
生涯スポーツの推進を目指すため、「健康ふれあいスポーツ都市 幸手市」にふさわしく、誰もがスポーツをとおして豊かな生活を営むこととあわせて心身の健全な育成を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	市民の健康増進と体力向上及び幸手市のイメージアップを図るため参加人数の増加に努める					
成果指標1	名称(単位)	参加人数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	ふれあいスポーツ教室などの各事業の参加人数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 高齢者を対象としたスポーツ教室や関係団体によるスポーツ教室の開催 - 社会体育関係団体への活動支援及び補助金交付 - 全国大会出場者への補助金交付		- 高齢者を対象としたスポーツ教室や関係団体によるスポーツ教室の開催 - 社会体育関係団体への活動支援及び補助金交付 - 全国大会出場者への補助金交付		- 高齢者を対象としたスポーツ教室や関係団体によるスポーツ教室の開催 - 社会体育関係団体への活動支援及び補助金交付 - 全国大会出場者への補助金交付	

事業No.・名	69	図書館管理運営事業	担 当 課 名	社会教育課		
予 算 科 目	教育費 社会教育費 図書館費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民（図書館利用者）					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 市民サービスの向上と効率的な施設運営を図るために指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した管理運営を行う。 【効果】 図書館運営に関する知識と経験を持つ指定管理者に運営を任せることで、民間企業のノウハウを生かした効果的・効率的な図書館運営が期待できる。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図る。						
事業の必要性						
指定管理者制度の導入により、図書館司書の充実のほか、利用者ニーズに応じた事業展開が期待できる。また、施設の劣化状況等を常時点検し、必要に応じて随時修繕を行うことで、施設の安全な管理・運営を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	図書館運営のノウハウを生かし、利用者ニーズに応じた事業展開をすることで、年間貸出冊数が増加すること。					
成果指標 1	名称（単位）	図書館利用者満足度(%)	成果指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)	
	指標の説明	図書館本館・香日向分館の利用者アンケートにおける総合評価のうち「満足」と「おおむね満足」の割合の合計		指標の説明	指定管理業務事業評価	
成果指標 2	名称（単位）	市民一人当たりの年間図書貸出冊数(冊)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	市民一人当たり年間図書貸出冊数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 指定管理者による図書館管理・運営 （令和2～6年度） ・ 図書館情報システム長期継続契約締結 （平成30～令和5年5月） （令和5年6月～令和6年度）		・ 指定管理者による図書館管理・運営 （令和2～6年度） ・ 図書館情報システム長期継続契約締結 （令和5年～6年度） ※指定管理期間満了		・ 指定管理者による図書館管理・運営 （令和7～11年度） ・ 図書館情報システム長期継続契約締結 （令和7年～11年度）	

事業No.・名	70	学校体育施設開放事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 保健体育費 体育施設費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 地域住民に身近な学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供する。 【効果】 市民にスポーツ活動の場を提供することで、地域コミュニティの推進及び地域の活性化が図られる。						
事業の必要性						
地域住民に身近な学校体育施設を活用し、スポーツ活動の場を提供することで、地域コミュニティの推進及び地域の活性化を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	学校体育施設の開放により、地域の活性化、市民の健康増進及び体力向上を図る					
成果指標1	名称（単位）	利用人数(人)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	年間の利用者人数（小学校9校及び旧香日向小学校）		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	施設利用率(%)	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	施設開放日に対する施設利用日の割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 学校開放運営小学校 9校 ・ 旧小学校 1校		・ 学校開放運営小学校 9校 ・ 旧小学校 1校		・ 学校開放運営小学校 9校 ・ 旧小学校 1校	

事業No.・名	71	総合公園等体育施設管理事業	担 当 課 名	社会教育課		
予 算 科 目	教育費 保健体育費 体育施設費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 スポーツ活動の拠点として、市民サービスの向上と効率的な運営を図るために、指定管理者制度を導入し、総合公園体育施設（野球場・B&G海洋センター体育館・庭球場・陸上グラウンド）及び神扇グラウンドの管理・運営を行う。 【効果】 指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図る。						
事業の必要性						
指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減が図られる。また、施設の劣化状況等を常時点検し、必要に応じて随時修繕を行うことで、施設の安全な管理・運営を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	指定管理者による民間手法の運営により、利用者数及び利用率の増加に努める					
成果指標 1	名称（単位）	利用者数(人)	成果指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)	
	指標の説明	施設の利用者数（野球場・B & G 海洋センター・庭球場・陸上グラウンド等）		指標の説明	指定管理業務事業評価	
成果指標 2	名称（単位）	利用率(%)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	施設の利用率（野球場・B & G 海洋センター・庭球場・陸上グラウンド等）		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施 ※指定管理期間満了（令和元年度～令和5年度）		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施	

事業No.・名	72	武道館管理運営事業	担 当 課 名	社会教育課		
予 算 科 目	教育費 保健体育費 体育施設費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 武道の活動の拠点として、市民サービスの向上と効率的な運営を図るために、指定管理者制度を導入し、武道館の管理・運営を行う。 【効果】 指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図る。						
事業の必要性						
指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	指定管理者による民間手法の運営により、利用者数及び利用率の増加に努める					
成果指標 1	名称（単位）	利用者数(人)	成果指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)	
	指標の説明	施設の利用者数		指標の説明	指定管理業務事業評価	
成果指標 2	名称（単位）	利用率(%)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	施設の利用率		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施 ※指定管理期間満了（令和元年度～令和5年度）		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施	

事業No.・名	73	市民文化体育館管理事業	担 当 課 名	社会教育課		
予 算 科 目	教育費 保健体育費 文化体育館管理運営費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 スポーツ及び文化活動の拠点として、市民サービスの向上と効率的な運営を図るために、指定管理者制度を導入し、市民文化体育館の管理・運営を行う。 【効果】 指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図る。						
事業の必要性						
指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	指定管理者による民間手法の運営により、利用者数及び利用率の増加に努める					
成果指標 1	名称（単位）	利用者数(人)	成果指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)	
	指標の説明	施設の利用者数		指標の説明	指定管理業務事業評価	
成果指標 2	名称（単位）	利用率(%)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	施設の利用率		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施 ※指定管理期間満了（令和元年度～令和5年度） ※シャワー設備改修工事設計業務委託料 ※冷却ポンプ交換工事 ※非常放送設備更新工事		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施	

事業No.・名	74	市民文化体育館駐車場整備事業	担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 保健体育費 文化体育館管理運営費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 市民文化体育館の駐車場を拡張するための用地を確保し、整備を行う。 【効果】 市民文化体育館において、スポーツ大会及び文化イベント等を開催する際に駐車場が不足する場合がある。そのため施設近隣に駐車場を整備し駐車場不足を解消する。						
事業の必要性						
市民文化体育館において開催されるスポーツ大会及び文化イベント等の際、駐車場が満車となることから歩道への駐車や交通渋滞が発生している。これらを解消するために、施設の駐車場を拡張する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	駐車可能台数の増加を図る					
成果指標1	名称(単位)	駐車台数の増加(台)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	駐車場整備による駐車可能台数の増加		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・農地法の除外手続きに向けた関係部署との調整		・農地法の除外手続きに向けた関係部署との調整		・農地法の除外手続きに向けた関係部署との調整	

事業No.・名	75	公民館維持管理事業	担 当 課 名	社会教育課		
予 算 科 目	教育費 社会教育費 公民館費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 市内5館の施設設備の保守点検や修繕等、適切な維持管理を行う。 【効果】 修繕等を実施することにより、施設の安全管理・運営が図られる。						
事業の必要性						
市内5館の公民館は、市民の生涯学習活動の拠点及び地域行政の拠点として位置づけられているため、適切な維持管理が必要である。良好な施設環境を維持することで、市民の生涯学習活動を支援できる。						
事業実施に当たり目標とすること	施設設備の保守点検や修繕等、適切な維持管理を行うとともに、公共施設個別計画に基づき、建築物の複合化、公民館機能の移転、統廃合について検討を行う					
成果指標1	名称（単位）	公民館利用者数(人)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	年間の利用者人数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	施設数(館)	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	施設数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 公民館及び勤労青少年ホームの維持管理の実施 ・ 個別施設計画に基づき検討（施設評価のための調査）		・ 公民館及び勤労青少年ホームの維持管理の実施 ・ 個別施設計画に基づき検討（施設評価のための調査）		・ 公民館及び勤労青少年ホームの維持管理の実施 ・ 個別施設計画に基づき検討（統廃合グループの検討）	

事業No.・名	76	文化祭開催事業	担 当 課 名	社会教育課		
予 算 科 目	教育費 社会教育費 社会教育総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	3	社会教育の充実	SDGsとの関連	④		
施策の内容	5	文化芸術活動の振興				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 アスカル幸手をメイン会場として、作品展示やステージ発表を行い、お茶会や着付け等の体験コーナーも設ける。また、開催期間中に将棋や囲碁の大会、図書館でのお話会も開催する。 【効果】 発表する機会を設け、市民の文化交流を図る。						
事業の必要性						
日頃の活動の成果を発表する機会を設けることで、市民の文化芸術活動を支援し、文化芸術活動を通じた市民の交流の場を提供することができる。						
事業実施に当たり目標とすること	文化芸術活動の成果を発表する機会を設けることで、市民の文化芸術活動を支援し、文化祭への参加者及び来場者を増やす					
成果指標 1	名称（単位）	文化祭への参加者数と来場者数の合計（人）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	参加者数と来場者数の合計		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・文化の日にあわせて11月にアスカル幸手等で開催。作品展示、ステージ発表、お茶会等の催物、各種大会等を実施		・文化の日にあわせて11月にアスカル幸手等で開催。作品展示、ステージ発表、お茶会等の催物、各種大会等を実施。		・文化の日にあわせて11月にアスカル幸手等で開催。作品展示、ステージ発表、お茶会等の催物、各種大会等を実施。	

事業No.・名	77	文化遺産保存公開事業	担 当 課 名	社会教育課		
予 算 科 目	教育費 社会教育費 社会教育総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	歴史・伝統文化の継承と活用	SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	郷土資料館の活用と充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民（小学生～子育て世代～高齢者）及び県内外住民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 幸手市郷土資料館において展示会、講習会等の公開事業を実施し、児童生徒の郷土学習をはじめ、社会教育や情報発信の拠点とする。併せて、市民ボランティアを育成し、体験学習事業や資料整理作業に取り組む人材養成（人づくり）を実施する。 【効果】 市の歴史や文化に関する資料などの文化遺産は、市固有の地域資源である。それを市民に広く知らせ、利用に供し、地域に対する誇りを抱いてもらうことで、地域の活性化を下支えすると共に、市民のふるさと意識の向上に役立つことができる。						
事業の必要性						
市の貴重な文化財を保存活用し、市固有の歴史・文化を後世の市民に伝えることは、当市のアイデンティティを支えるための要件である。地域を知る学習をとおして、市民の郷土愛を育み、市民としての誇りを感じてもらうことで、幸手で一生を過ごすふるさと意識を醸成する。						
事業実施に当たり 目標とすること	文化遺産が大切に保護され、教育や生涯学習の場で活用される。また、それらを市固有の地域資源として捉え、地域づくりに寄与すると共に、市民ボランティアを養成する					
成果指標 1	名称（単位）	郷土資料館の市民ボランティアへの参加により、生きがいを持つことができた市民の割合（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	郷土資料館の市民ボランティアへの参加により、生きがいを持つことができた市民の割合		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	文化財の指定件数（件）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	市指定文化財の指定件数		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・展示会、講演会の開催 ・調査研究事業実施 ・資料データベース化作業実施 ・専門職員の配置 ・市民ボランティアの育成 ・資料閲覧公開の実施		・展示会、講演会の開催 ・調査研究事業実施 ・資料データベース化作業実施 ・専門職員の配置 ・市民ボランティアの育成 ・資料閲覧公開の実施 ・特別展示製作委託 ・古文書の燻蒸委託		・展示会、講演会の開催 ・調査研究事業実施 ・資料データベース化作業実施 ・専門職員の配置 ・市民ボランティアの育成 ・資料閲覧公開の実施 ・特別展示製作委託 ・古文書の燻蒸委託	

事業No.・名	78	郷土資料館管理事業		担当課名	社会教育課		
予算科目	教育費 社会教育費 社会教育総務費			新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画				補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち		事業種類	その他事務事業		
施策	4	歴史・伝統文化の継承と活用		SDGsとの関連	④		
施策の内容	3	郷土資料館の活用と充実					
重点対策プロジェクト		—					
事業の対象	全市民（小学生～子育て世代～高齢者）及び県内外住民						
事業概要・効果							
【概要】 幸手市郷土資料館の施設管理を行う。また、民具資料展示室として昭和24年（1949）に竣工した旧吉田中学校の木造校舎を保存・活用するため、幸手市公共施設個別施設計画にもとづき、長寿命化を検討・実施する。 【効果】 施設管理を円滑に行うことで、利用の安全性を高めることができる。また、希少性の高い木造校舎を市の歴史的な地域資源として保存し、新たな観光資源として活用することで、市の特性を活かした観光振興に寄与することができる。併せて、旧吉田中学校プールを除却し、跡地を活用した事業を展開することで、郷土資料館の魅力を高めることができる。							
事業の必要性							
市民が安全に気持ちよく施設を利用するために日常的な施設管理は重要である。また、希少性の高い旧吉田中学校の木造校舎を保存・活用することで、市の魅力度を高める効果が期待されるため。							
事業実施に当たり目標とすること	郷土資料館の魅力と安全性を高め、文化振興・観光振興に寄与する						
成果指標1	名称（単位）	来館者数(人)		成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	郷土資料館の来館者数			指標の説明		
成果指標2	名称（単位）			成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明				指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
事業計画	・郷土資料館の施設管理 ・個別施設計画に基づく民具資料展示室の文化財としての評価		・郷土資料館の施設管理 ・個別施設計画に基づく民具資料展示室の文化財としての評価		・郷土資料館の施設管理 ・個別施設計画に基づく民具資料展示室の保存活用基本計画の決定		

事業No.・名		79	人権推進事業		担 当 課 名		人権推進課				
予 算 科 目		総務費 総務管理費 人権推進費			新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		単独				
政 策		2	市民が学び、市民が活躍できるまち			事 業 種 類		その他事務事業			
施 策		5	人権尊重意識の高揚			SDGsとの関連		⑩			
施策の内容		1	啓発活動の推進								
重点対策プロジェクト		2	健康・いきいきプロジェクト								
事業の対象		すべての市民									
事業概要・効果											
【概要】 同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決のために研修会や人権を考えるつどい等を開催する。また、啓発物品等を利用し研修会や催し等を通じて、人権啓発の促進を図る。さらに、人権啓発記事を広報紙等に掲載するなど広報活動の充実を図る。 【効果】 様々な事業等を行うことで、市民の人権意識の高揚につながる。											
事業の必要性											
同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決のために研修会や人権を考えるつどい等の開催、人権啓発用品の配布、また、広報紙等への啓発記事の掲載を通じて、市民の人権意識の高揚を図ることができる。											
事業実施に当たり目標とすること		差別のない社会の実現を図る									
成果指標 1		名称（単位）	人権講演会、研修会などに参加した人数(人)			成果指標 3		名称（単位）			
		指標の説明	人権講演会、研修会などに参加した人数					指標の説明			
成果指標 2		名称（単位）	研修アンケートで、「理解できた」等の率(%)			成果指標 4		名称（単位）			
		指標の説明	研修会等で実施するアンケートで、「理解できた」と回答した率					指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度			
事業計画		・研修会の実施と参加の促進 ・人権啓発記事等の広報紙への掲載 ・人権意識の高揚を促すための啓発物品の配布 ・埴葛人権を考えるつどいの実施（越谷市）			・研修会の実施と参加の促進 ・人権啓発記事等の広報紙への掲載 ・人権意識の高揚を促すための啓発物品の配布 ・埴葛人権を考えるつどいの実施（春日部市）			・研修会の実施と参加の促進 ・人権啓発記事等の広報紙への掲載 ・人権意識の高揚を促すための啓発物品の配布 ・埴葛人権を考えるつどいの実施（幸手市）			

事業No.・名	80	男女共同参画推進事業	担 当 課 名	人権推進課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 男女共同参画推進費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	6	男女共同参画の推進	SDGsとの関連	⑤		
施策の内容	1	推進活動の充実と市民活動の支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	すべての市民					
事業概要・効果						
【概要】 男女共同参画社会の実現を目指し、情報紙「モア」の発行、女と男の共生セミナーの実施、男女共同参画週間パネル展の実施など、各種啓発活動を実施する。 【効果】 様々な事業を実施することで、市民一人ひとりの男女共同参画意識などの高揚を図ることができる。						
事業の必要性						
男女共同参画社会の実現に向けての課題を取り上げ、情報紙「モア」の発行や女と男の共生セミナー、男女共同参画週間パネル展を実施することにより、市民の男女共同参画意識の高揚を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	男女があらゆる分野で対等な立場で活動できるように推進する					
成果指標 1	名称（単位）	市の審議会などの女性登用数の割合（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会などの女性の登用割合		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	女性（30～39歳）の就業率（%）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	女性人口のうち就業者の割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 情報紙「モア」の発行 ・ 女と男の共生セミナーの実施 ・ 男女共同参画週間パネル展の実施		・ 情報紙「モア」の発行 ・ 女と男の共生セミナーの実施 ・ 男女共同参画週間パネル展の実施		・ 情報紙「モア」の発行 ・ 女と男の共生セミナーの実施 ・ 男女共同参画週間パネル展の実施 ・ 日本女性会議	

事業No.・名	81	広島市平和記念式典派遣事業	担当課名	人権推進課		
予算科目	総務費 総務管理費 平和事業費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	7	平和・国際交流の推進	SDGsとの関連	⑯		
施策の内容	1	平和事業の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内中学3年生					
事業概要・効果						
【概要】 市内中学3年生を対象に平和の作文を募集し、入賞した生徒を平和記念式典に派遣する。 【効果】 参加者が平和について、改めて考えるきっかけとなり、その体験を学校に持ち帰ることで、さらに平和の意識を高めることができる。 ※埼玉県内実施市町／越谷市、川越市、日高市、鶴ヶ島市、富士見市、所沢市						
事業の必要性						
「平和の作文」を通じて、市の将来を担う青少年に、平和への関心を高め、平和の尊さや戦争の悲惨さ、命の大切さを再認識してもらうために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	市民の間に、世界の恒久平和を願う意識を広げることが推進する					
成果指標1	名称（単位）	平和の作文応募件率（率）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	作文作成を通じて、中学3年生が平和について考える機会		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	市内の中学3年生を対象とした「平和の作文」を実施し、上位優秀者（6名）を広島市平和記念式典へ派遣する		市内の中学3年生を対象とした「平和の作文」を実施し、上位優秀者（6名）を広島市平和記念式典へ派遣する		市内の中学3年生を対象とした「平和の作文」を実施し、上位優秀者（6名）を広島市平和記念式典へ派遣する	

事業No.・名	82	国際交流事業	担当課名	市民協働課		
予算科目	総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	7	平和・国際交流の推進	SDGsとの関連	⑰		
施策の内容	2	国際交流の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内及び近隣市町在住者					
事業概要・効果						
【概要】 市民における国際感覚の醸成及び異文化理解の促進等に寄与する国際交流協会の運営について補助等を行うとともに、ワンナイトステイ事業の推進を図る。 【効果】 市民主体による国際交流及び学習活動に対する支援等を通じて、市民における国際感覚の醸成及び異文化理解の促進を図ることで、多文化共生社会の実現に資する。						
事業の必要性						
グローバル化の進展並びに外国籍市民が増加傾向にあるなか、国籍によらず誰もが住みやすいと感じるまちづくり等の実現を図るためには、市民における国際感覚の醸成及び異文化理解の促進等に寄与する国際交流事業は必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	国際交流協会の運営に関する補助をはじめ、ワンナイトステイ事業の推進等により、市民における国際感覚の醸成及び異文化理解の促進を図る					
成果指標1	名称（単位）	ワンナイトステイ受け入れ家庭の登録件数（件）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	埼玉県ワンナイトステイ事業の幸手市における受入家庭登録件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	国際交流協会の加入会員数（人）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	市民を主体とした国際交流を推進する目的に賛同した加入会員数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 国際交流協会運営補助（交流事業、語学教室、広報活動、地域国際化推進事業等） - ワンナイトステイの斡旋		- 国際交流協会運営補助（交流事業、語学教室、広報活動等） - ワンナイトステイの斡旋		- 国際交流協会運営補助（交流事業、語学教室、広報活動等） - ワンナイトステイの斡旋	

政 策 3

いつまでも健康で安心して暮らせるまち【福祉・健康】

事業No.・名	83	戦没者追悼式開催事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 社会福祉費 社会福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	地域福祉の推進	SDGsとの関連	⑯		
施策の内容	1	地域福祉活動の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	幸手市遺族会					
事業概要・効果						
【概要】 市民とともに戦没者に追悼を捧げることを目的に、市及び社協共催による戦没者追悼式を開催する。 【効果】 市民とともに戦没者に対し追悼の意を表す機会とすることができる。						
事業の必要性						
市民とともに戦没者に対し追悼の意を表す機会とするため。						
事業実施に当たり目標とすること	市民とともに戦没者に対し追悼の意を表す					
成果指標1	名称（単位）	戦没者追悼式への参加人数（人）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	戦没者追悼式へ参加した人の人数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・10月第4土曜日にウェルズ幸手のエントランスホールで戦没者追悼式を実施予定		・10月第4土曜日にウェルズ幸手のエントランスホールで戦没者追悼式を実施予定		・10月第4土曜日にウェルズ幸手のエントランスホールで戦没者追悼式を実施予定	

事業No.・名		84	地域福祉計画推進事業		担当課名		社会福祉課			
予算科目		民生費 社会福祉費 社会福祉総務費			新規・継続の別		継続			
第6次総合振興計画		前期基本計画			補助・単独の別		単独			
政策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち			事業種類		その他事務事業		
施策		1	地域福祉の推進			SDGsとの関連	③			
施策の内容		1	地域福祉活動の推進							
重点対策プロジェクト			—							
事業の対象		全市民								
事業概要・効果										
【概要】 地域福祉計画を推進するとともに進捗状況を把握し、市の福祉施策の実施を図る。 (第2次計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間) (策定期間：令和元年度から令和2年度までの2年間) (第3次計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間) (策定期間：令和6年度から令和7年度までの2年間) 【効果】 市の福祉に関する各種施策を総合的に推進することができる。										
事業の必要性										
社会福祉法第107条に基づき地域福祉計画を策定し、市の福祉に関する各種施策を総合的に推進するため必要性は高い。										
事業実施に当たり目標とすること		地域福祉の推進を図るとともに、進捗状況の把握に努め、また、推進委員会の意見・評価を市ホームページにて公表する								
成果指標1	名称(単位)	地域福祉計画の進行管理・見直し(回)			成果指標3	名称(単位)				
	指標の説明	地域福祉計画の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行う				指標の説明				
成果指標2	名称(単位)				成果指標4	名称(単位)				
	指標の説明					指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 地域福祉計画の進行管理を行うため、幸手市地域福祉計画推進委員会を設置し、各課が実施する事業について意見・評価を受ける。			・ 地域福祉計画の進行管理を行うため、幸手市地域福祉計画推進委員会を設置し、各課が実施する事業について意見・評価を受ける。 ・ 第3次地域福祉計画の策定			・ 地域福祉計画の進行管理を行うため、幸手市地域福祉計画推進委員会を設置し、各課が実施する事業について意見・評価を受ける。 ・ 第3次地域福祉計画の策定		

事業No.・名	85	社会福祉協議会補助事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 社会福祉費 社会福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	地域福祉の推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	地域福祉活動の推進				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	社会福祉協議会職員					
事業概要・効果						
【概要】 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分を補助する。 【効果】 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分を補助することにより、福祉の増進を図る。						
事業の必要性						
民間施設の利用が困難な人の受入れや、障がい者の自立と社会参加の支援を行い、そのほかにもボランティア団体の募集や支援等も行っていることから、その必要性は高い。						
事業実施に当たり目標とすること	人件費を補助することにより安定した運営を確保し、障がい者の自立と社会活動への参加を支援することで、福祉の増進を図る					
成果指標1	名称（単位）	ボランティア登録団体数（団体）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	社会福祉協議会で登録しているボランティア団体の数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分の補助		・ 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分の補助		・ 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分の補助	

事業No.・名	86	保健福祉総合センター施設等管理事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 社会福祉費 保健福祉総合センター管理運営費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	1	地域福祉の推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	福祉・医療・保健の連携の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 保健福祉総合センターの建物や機械設備等の維持管理を、年次計画に基づき総合的に管理する（清掃業務を含む）。 【効果】 総合的な管理を行うことによって設備の故障等にも迅速に対応できるようになり、建物や施設設備の長寿命化に繋がる。						
事業の必要性						
建物や施設設備の長寿命化を目的に、総合的な管理を行う必要は高い。						
事業実施に当たり 目標とすること	保健福祉総合センターの施設の維持管理に努める					
成果指標 1	名称（単位）	施設使用件数(件)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	会議室等の使用があった件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 建物及び施設設備等の維持管理業務 ・ 施設の修繕 ・ 個別施設計画に基づいた活用方法の検討		・ 建物及び施設設備等の維持管理業務 ・ 施設の修繕 ・ 個別施設計画に基づいた活用方法の検討		・ 建物及び施設設備等の維持管理業務 ・ 施設の修繕 ・ 個別施設計画に基づいた活用方法の検討	

事業No.・名	87	つながり安心ネットワーク事業	担 当 課 名	介護福祉課		
予 算 科 目	(特) 地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 包括的支援事業・任意事業費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	地域福祉の推進	SDGsとの関連	③	⑰	
施策の内容	3	地域の見守り支援体制づくり				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	65歳以上の高齢者で認知機能等の低下により行方不明になるおそれのあるもの					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 徘徊高齢者を自宅で介護する方やその家族に小型タグを貸与し、市内各所への感知器の設置及び地域住民のスマートフォンアプリによる見守りサービスを行う。 【効果】 徘徊高齢者の早期発見と安全確保に役立つ。						
事業の必要性						
高齢化社会に伴う認知症徘徊高齢者の増加が社会問題となっている。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができるよう、見守り感知器を設置、地域での見守り体制を構築することが必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	認知症等により徘徊のおそれのある高齢者、行方不明となるおそれのある障がい者を見守る体制づくりを推進する					
成果指標 1	名称（単位）	見守り支援ネットワーク登録数(団体)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク登録団体数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	見守りタグの利用登録者数(人)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	認知機能の低下により行方不明になるおそれのある高齢者の見守り機器利用登録者数		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・見守り感知器の設置と見守り機器の貸与の実施により見守り支援の推進（見守り機器関連は介護保険特別会計で予算計上）。		・見守り感知器の設置と見守り機器の貸与の実施により見守り支援の推進（見守り機器関連は介護保険特別会計で予算計上）。		・見守り感知器の設置と見守り機器の貸与の実施により見守り支援の推進（見守り機器関連は介護保険特別会計で予算計上）。	

事業No.・名	88	つながり安心ネットワーク事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	地域福祉の推進	SDGsとの関連	③	⑰	
施策の内容	3	地域の見守り支援体制づくり				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	障がいにより行方不明となるおそれのある市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 高齢者・障がい者が安心して暮らせるように「見守り機器」を活用した地域での見守り体制を構築することを目的に実施する。 【効果】 市民全体で、高齢者・障がい者を分け隔てなく、我が事のように見守り、支えていく体制が構築される。						
事業の必要性						
住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができるよう、市民全体で高齢者、障がい者を分け隔てなく我が事のように見守り、支えていく体制を推進するため、地域での見守り体制を構築することが必要。						
事業実施に当たり目標とすること	認知症等により徘徊のおそれのある高齢者、行方不明となるおそれのある障がい者を見守る体制づくりを進めていく					
成果指標 1	名称（単位）	見守り支援ネットワーク登録数(団体)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク登録団体数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	障がい者の利用登録者数(人)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	行方不明となるおそれのある障がい者の見守り機器利用登録者数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 行方不明となるおそれのある障がい者の保護者等に、見守り機器（小型タグ）を貸与（高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの主たる事務及び見守り感知器の設置は介護福祉課で実施）		・ 行方不明となるおそれのある障がい者の保護者等に、見守り機器（小型タグ）を貸与（高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの主たる事務及び見守り感知器の設置は介護福祉課で実施）		・ 行方不明となるおそれのある障がい者の保護者等に、見守り機器（小型タグ）を貸与（高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの主たる事務及び見守り感知器の設置は介護福祉課で実施）	

事業No.・名	89	障がい児・者施策推進事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	総合的な施策の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などがあるために日常生活の中で何らかの不自由な状態にある市民					
事業概要・効果						
【概要】 障がい児・者に関する施策を計画的・総合的に推進するため、幸手市障がい者基本計画、幸手市障がい福祉計画、幸手市障がい児福祉計画を策定し、進捗管理を行う。 【効果】 障がい児・者に関する施策を計画的・総合的に推進する。						
事業の必要性						
障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の規定に基づき計画の策定が義務付けられており、計画を推進していくために必要。						
事業実施に当たり 目標とすること	計画を推進するため進捗管理を行い、施策の適切な実施を図る					
成果指標 1	名称（単位）	計画の進行管理・見直し （回）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	各計画の進行管理を行い、 必要に応じ、見直しを行 う。		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・障がい者基本計画第3次 （平成30～令和8年度）、 障がい福祉計画（第6 期）障がい児福祉計画 （第2期）（令和3～令和 5年度）の進行管理 ・会議の開催 ・次期計画策定		・障がい者基本計画第3次 （平成30～令和8年度）、 障がい福祉計画（第7 期）障がい児福祉計画 （第3期）（令和6～令和 8年度）の進行管理 ・会議の開催		・障がい者基本計画第3次 （平成30～令和8年度）、 障がい福祉計画（第7 期）障がい児福祉計画 （第3期）（令和6～令和 8年度）の進行管理 ・会議の開催	

事業No.・名	90	地域生活支援事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域生活の支援				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などがあるために日常生活の中で何らかの不自由な状態にある市民					
事業概要・効果						
【概要】 障がい児・者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、移動支援事業や意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、相談支援事業等の事業、理解促進・啓発事業、手話奉仕員養成事業等の事業を実施する。 【効果】 障がい児・者が地域において自立し、自分らしく生き生きと生活できるよう支援する。						
事業の必要性						
障害者総合支援法の規定に基づき、障がい児・者の地域生活を支援する事業として、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業を実施することを義務付けられている。障がい児・者が自分らしく生き生きと生活できるように支援する事業として必要。						
事業実施に当たり目標とすること	ニーズに合わせて事業内容の充実を図り、障がい児・者が必要なサービスを利用できるようにする					
成果指標1	名称（単位）	障害者の日常生活に係る相談件数（件）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	埼葛北障害者生活支援センター相談延件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	地域生活支援事業実施要綱に基づく移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付事業、相談支援事業、地域生活支援拠点事業等の実施、補助金交付等		- 地域生活支援事業実施要綱に基づく移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付事業、相談支援事業、地域生活支援拠点事業等の実施、補助金交付等 - 埼葛北地区地域自立支援協議会幹事		地域生活支援事業実施要綱に基づく移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付事業、相談支援事業、地域生活支援拠点事業等の実施、補助金交付等	

事業No.・名	91	自立支援給付事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前 期 基 本 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域生活の支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などがあるために日常生活の中で何らかの不自由な状態にある市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 障害者総合支援法に基づき実施が義務付けられている、居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所・生活介護・施設入所支援・就労継続支援・共同生活援助等の障がい福祉サービス、補装具、相談支援、自立支援医療の個別給付を行う。 【効果】 障がい児・者の日常生活および社会生活を総合的に支援する。						
事業の必要性						
障害者総合支援法の規定に基づき実施が義務付けられている障がい福祉サービスを給付する事業であり、障がい児・者の日常生活および社会生活を総合的に支援するために必要。						
事業実施に当たり目標とすること	障がい児・者が必要なサービスを利用できるようにする					
成果指標 1	名称（単位）	介護・訓練等給付費支給額（円）	成果指標 3	名称（単位）	更生医療給付額（円）	
	指標の説明	居宅介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援の給付額		指標の説明	身体障がい者の障がいの軽減等に係る医療費負担を軽減するための医療費給付額	
成果指標 2	名称（単位）	訓練等給付費支給額（円）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助の給付額		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、補装具、相談支援、自立支援医療（更生医療、育成医療、療養介護）の給付		・ 障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、補装具、相談支援、自立支援医療（更生医療、育成医療、療養介護）の給付		・ 障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、補装具、相談支援、自立支援医療（更生医療、育成医療、療養介護）の給付	

事業No.・名	92	障害者手当支給事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域生活の支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	重度の障がいにより、在宅での日常生活において常時介護が必要な市民					
事業概要・効果						
【概要】 重度の障がいにより、在宅での日常生活において常時介護を必要とする人に対し、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当を支給する。また、重度心身障がい者と同居し現に常時介護をしている人に対し在宅介護者手当を支給する。 【効果】 重度障がい児・者および介護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。						
事業の必要性						
特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者在宅介護者手当支給条例、幸手市在宅重度心身障害者手当支給条例等に基づく事業で、重度障がい児・者および介護者の経済的な負担の軽減を図り、生活の安定に役立てるため必要性は高い。						
事業実施に当たり目標とすること	重度障がい児・者および介護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る					
成果指標1	名称（単位）	在宅重度心身障害者手当受給者数（人）	成果指標3	名称（単位）	在宅介護者手当受給者数（人）	
	指標の説明	在宅重度心身障害者手当受給者実人数		指標の説明	在宅介護者手当受給者実人数	
成果指標2	名称（単位）	特別障害者手当等受給者数（人）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当受給者実人数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の支給（年4回） ・在宅重度心身障害者手当の支給（年2回） ・在宅介護者手当の支給（年3回） ・特別障害者手当等嘱託医検討		・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の支給（年4回） ・在宅重度心身障害者手当の支給（年2回） ・在宅介護者手当の支給（年3回）		・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の支給（年4回） ・在宅重度心身障害者手当の支給（年2回） ・在宅介護者手当の支給（年3回）	

事業No.・名	93	障害者自立支援施設管理運営事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	維持管理事業		
施策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域生活の支援				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	生活介護、就労継続支援B型サービス対象者で、施設の利用を申請し、登録した人					
事業概要・効果						
【概要】 障害者自立支援施設（さくらの里、なのはなの里）を設置し、指定管理制度により管理運営を行い、さくらの里で就労継続支援B型事業、なのはなの里で生活介護事業を実施する。 【効果】 障がい者の自立と社会参加を支援する。						
事業の必要性						
市が設置している施設として民間施設で受け入れが困難な人を積極的に受け入れており、障がい者の自立と社会参加を支援するための施設として定着している。						
事業実施に当たり目標とすること	指定管理制度による安定した運営を確保し、障がい者の自立と社会活動への参加を支援することで、福祉の増進を図る					
成果指標1	名称（単位）	利用継続意向者割合（％）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	年度末における次年度以降の利用継続を希望する利用者の割合		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 障害者自立支援施設に係る管理運営業務の指定管理の実施 - 送迎の検討		障害者自立支援施設に係る管理運営業務の指定管理の実施		- 障害者自立支援施設に係る管理運営業務の指定管理の実施 - 次期指定管理者の選定、基本協定の締結 ※指定管理期間満了（令和3年度～令和7年度）	

事業No.・名	94	障がい福祉総合支援システム更新事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前 期 基 本 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	地域生活の支援				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などがあるために日常生活の中で何らかの不自由な状態にある市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 障がい福祉事業を管理運営するために導入しているシステムの契約が令和4年度末で満了するため、システムを更新する。 【効果】 システムを更新することで事務を継続し、更なる効率化を図る。						
事業の必要性						
障がい福祉事業を管理運営するために現在利用しているシステムは、平成19年度からカスタマイズ等を行い随意契約にて継続してきたが、今期契約限りで当該事業者のシステム提供が終了となる。障がい福祉事業を管理運営するため、別事業者のシステムを新規導入することが必要。						
事業実施に当たり 目標とすること	事務に支障をきたさずにスムーズに移行する					
成果指標 1	名称（単位）	システム障害の件数（件）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	システムが障害を起こし、業務に支障が起きる件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	新規システムの本稼働 （契約期間： 令和5～8年度）		システムの運用 （契約期間： 令和5～8年度）		システムの運用 （契約期間： 令和5～8年度）	

事業No.・名	95	障害者就労支援事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	4	社会参加・活動への支援				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	身体的、知的、精神的な障がいのために、日常生活または社会生活に制限を受けており、就職を希望する市民					
事業概要・効果						
【概要】 職場指導員を1人委嘱し、障がい者の就労相談や職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を総合的に行い、障がい者の就労を支援する。 【効果】 障がい者が就労することにより、自立した生活を営むことができる。						
事業の必要性						
国の地域生活支援事業実施要綱に基づき実施する事業で、障がい者の自立と社会参加を促進するために必要性が高い。						
事業実施に当たり目標とすること	障がい者の就労者数を増やす					
成果指標1	名称(単位)	障害者就労支援センターの支援による就労者数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	障害者就労支援センターが支援し就労に至った人数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 職場指導員委嘱 - 障がい者の就労相談や職場実習、職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を実施 - ハローワーク等関係機関との連携		- 職場指導員委嘱 - 障がい者の就労相談や職場実習、職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を実施 - ハローワーク等関係機関との連携		- 職場指導員委嘱 - 障がい者の就労相談や職場実習、職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を実施 - ハローワーク等関係機関との連携	

事業No.・名	96	重度障害者医療費給付事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉支援費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	2	障がいのある人への支援	SDGsとの関連	③		
施策の内容	5	安心できる保健・医療の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	重度心身障がい者（身体障害者手帳1～3級、療育手帳マルA～B、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている等）の市民					
事業概要・効果						
【概要】 重度心身障がい者に対し医療費の一部負担金を支給する。 【効果】 重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくする。						
事業の必要性						
重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づく事業で、重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくすることで、治療の中断や障がいの重度化を予防することにつながるため必要。						
事業実施に当たり目標とすること	重度心身障がい者の保健経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくする					
成果指標1	名称（単位）	受給件数(件)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	重度心身障害者医療費支給件数の総数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	重度心身障がい者に医療費の一部負担金を支給		重度心身障がい者に医療費の一部負担金を支給		重度心身障がい者に医療費の一部負担金を支給	

事業No.・名	97	生活支援体制整備事業	担 当 課 名	介護福祉課			
予 算 科 目	(特) 地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 包括的支援事業・任意事業費		新規・継続の別	継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助			
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業			
施 策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③	⑰		
施策の内容	1	生活支援の充実					
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト					
事業の対象	全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 特定非営利活動法人、民間企業、共同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実強化を図る。 【効果】 関係機関と連携し社会資源の周知を図る。							
事業の必要性							
介護保険によらない住民同士の支え合いによる生活支援の充実が求められており、個人や団体と人材育成及び連携を図り、協働の取り組みを行う必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること	定期的な協議会等の開催による情報共有及び担い手の創出に努める						
成果指標 1	名称（単位）	協議会等の開催(回)	成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明	生活支援に関する協議会等の開催		指標の説明			
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			指標の説明			
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
事 業 計 画	・ 協議会等の開催及びサービス資源の把握		・ 協議会等の開催及びサービス資源の把握		・ 協議会等の開催及びサービス資源の把握		

事業No.・名	98	包括的支援事業	担 当 課 名	介護福祉課		
予 算 科 目	(特) 地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 包括的支援事業・任意事業費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③	⑪	⑯
施策の内容	1	生活支援の充実		3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 介護保険法に基づき、地域支援事業（包括的支援事業）及び指定介護予防支援事業を行う地域包括支援センターを市内2つの日常生活圏域に1か所ずつ設置し、センターの機能強化と地域包括ケアシステムの構築を着実に推進するため体制整備を推進し、地域支援事業に総合的に取り組む。 【効果】 介護や福祉に関する相談の対応、支援が図られる。						
事業の必要性						
保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種及び必要な専門職を配置し、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業（総合相談支援、権利擁護等）を実施し、包括的・効果的な高齢者施策の推進を図るため必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	地域の高齢者とその家族等の総合相談窓口として定着し、包括的継続的ケアマネジメント機能の充実を図る					
成果指標 1	名称（単位）	地域包括支援センター延べ相談件数(件)	成果指標 3	名称（単位）	地域包括支援センターの認知度(%)	
	指標の説明	地域包括支援センターの相談支援件数		指標の説明	日常生活圏域ニーズ調査における地域包括支援センターの認知状況	
成果指標 2	名称（単位）	地域ケア会議の回数(回)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	関係機関との連携強化を図るための地域ケア会議の開催回数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 地域包括支援センターの適正な運営管理を行い、保健医療の向上並びに地域福祉の連携を包括的に支援する。		・ 地域包括支援センターの適正な運営管理を行い、保健医療の向上並びに地域福祉の連携を包括的に支援する。		・ 地域包括支援センターの適正な運営管理を行い、保健医療の向上並びに地域福祉の連携を包括的に支援する。	

事業No.・名	99	介護予防・生活支援サービス事業	担当課名	介護福祉課		
予算科目	(特)地域支援事業費 介護予防・生活支援サービス事業費 介護予防・生活支援サービス事業費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	生活支援の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	・要支援1・2の人 ・基本チェックリストにより事業対象者になった					
事業概要・効果						
【概要】 介護予防ケアマネジメント、訪問型サービス、通所型サービスを、市町村における地域支援事業において実施する。 【効果】 日常生活機能の低下を防ぎ要介護状態になることを減らすことができる。						
事業の必要性						
これまでの介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスが介護保険法第115条の45に規定する介護予防日常生活支援総合事業に移行したことから必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	要支援1及び2の要支援認定者や基本チェックリストによる事業対象者への支援を図る					
成果指標1	名称(単位)	ケアマネジメント数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	介護予防ケアマネジメントの作成件数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・要支援1及び2の認定を受けた人、基本チェックリストによる事業対象者等にケアマネジメントを行い訪問介護及び通所介護サービスを実施		・要支援1及び2の認定を受けた人、基本チェックリストによる事業対象者等にケアマネジメントを行い訪問介護及び通所介護サービスを実施		・要支援1及び2の認定を受けた人、基本チェックリストによる事業対象者等にケアマネジメントを行い訪問介護及び通所介護サービスを実施	

事業No.・名	100	敬老祝事業	担当課名	介護福祉課		
予算科目	民生費 社会福祉費 老人福祉費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	生活支援の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	75歳以上の市民					
事業概要・効果						
【概要】 多年にわたって社会に貢献されてきた高齢者を敬愛し、敬老祝金の贈呈をするとともに、これからはいきいきと100歳を目指して活動していただくことを推進するため「敬老会」を開催する。 【効果】 高齢者がこれからも生きがいを持ち、元気で活動することができる。						
事業の必要性						
多年にわたって社会に貢献されてきた高齢者の長寿をお祝いするための事業として必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	高齢者が生きがいを持ち、元気で暮らせるよう支援する					
成果指標1	名称(単位)	生きがい指数(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	日常生活圏域ニーズ調査における生きがいがあると答える高齢者の割合		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 敬老祝金の贈呈 - 敬老会の開催		- 敬老祝金の贈呈 - 敬老会の開催		- 敬老祝金の贈呈 - 敬老会の開催	

事業No.・名	101	シルバー人材センター補助事業	担当課名	介護福祉課		
予算科目	民生費 社会福祉費 老人福祉費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③	⑧	
施策の内容	1	生活支援の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	幸手市シルバー人材センター					
事業概要・効果						
【概要】 高齢者の能力を活かし、働く場所を確保し、生きがいつくりにつなげるため、幸手市シルバー人材センターに事業運営のための補助金を交付する。 【効果】 会員数が増加し高齢者の就業機会から生きがいつくりにつながる。						
事業の必要性						
補助金の交付により、高齢者の就業機会、社会参加・生きがいつくり・仲間との交流促進が図れ、地域の高齢者を支援することができる。						
事業実施に当たり目標とすること	シルバー人材センターに補助金を交付することにより、高齢者の就業及び生きがいつくりの創出を推進する					
成果指標1	名称（単位）	会員数(人)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	シルバー人材センターの会員数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 幸手市シルバー人材センターへの補助金交付		・ 幸手市シルバー人材センターへの補助金交付		・ 幸手市シルバー人材センターへの補助金交付	

事業No.・名	102	老人福祉センター管理運営事業	担当課名	介護福祉課		
予算科目	民生費 社会福祉費 老人福祉センター管理運営費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	維持管理事業		
施策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③	⑪	
施策の内容	1	生活支援の充実		 		
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	60歳以上の市民及び3市2町（久喜市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町）の60歳以上の者					
事業概要・効果						
【概要】 大広間・集会室・教養娯楽室・グラウンド等、老人福祉センターの施設の管理を行う。また、健康づくり等高齢者のための事業を展開する。 【効果】 高齢者の集いの場所とし、生きがいがづくりや健康づくりにつながる。						
事業の必要性						
高齢者が安心・安全に施設利用するために施設の維持管理等の事業が必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを推進する					
成果指標1	名称（単位）	生きがい指数（%）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	日常生活圏域ニーズ調査における生きがいがあると答える高齢者の割合		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・老人福祉センターの施設維持管理		・老人福祉センターの施設維持管理		・老人福祉センターの施設維持管理	

事業No.・名	103	在宅医療・介護連携推進事業	担 当 課 名	介護福祉課		
予 算 科 目	(特) 地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 包括的支援事業・任意事業費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	在宅医療・介護連携の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 医療と介護の連携を推進し医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制を目指す。 【効果】 在宅医療と介護を一体的に提供することができる。						
事業の必要性						
地域包括ケアシステムの構築を推進し、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう医療と介護の連携を推進する					
成果指標 1	名称（単位）	推進会議の開催回数(回)	成果指標 3	名称（単位）	介護と医療が連携を取れている割合(%)	
	指標の説明	在宅医療・介護連携推進会議の開催		指標の説明	市内の介護支援専門員が医療機関と連携を取れていると感じている割合	
成果指標 2	名称（単位）	研修の開催回数(回)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	医療・介護関係者の研修の開催		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 現状把握 ・ 課題抽出と検討 ・ 切れ目ない取組 ・ 情報共有支援 ・ 拠点の設置 ・ 研修実施 ・ 住民への普及啓発 ・ 関係市町との連携		・ 現状把握 ・ 課題抽出と検討 ・ 切れ目ない取組 ・ 情報共有支援 ・ 拠点の設置 ・ 研修実施 ・ 住民への普及啓発 ・ 関係市町との連携		・ 現状把握 ・ 課題抽出と検討 ・ 切れ目ない取組 ・ 情報共有支援 ・ 拠点の設置 ・ 研修実施 ・ 住民への普及啓発 ・ 関係市町との連携	

事業No.・名	104	一般介護予防事業	担当課名	介護福祉課		
予算科目	(特) 地域支援事業費 一般介護予防事業費 一般介護予防事業費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	介護予防の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	65歳以上の一般高齢者					
事業概要・効果						
【概要】 高齢者が元気でいきいきと生活し、介護状態にならないようにするための講座や教室（介護予防教室）などを実施する。 【効果】 高齢者が介護状態にならない。						
事業の必要性						
住民の身近な場所で介護予防が展開される地域づくりを行うことにより、生活機能の向上を図り、高齢者自身の生きがいづくりや参加者同士の地域における支え合いの仕組みを構築することができるため、地域包括ケアシステムの一部として必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	地域における介護予防活動を推進する					
成果指標1	名称（単位）	高齢者健康体操グループ数（グループ）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	高齢者健康体操グループ数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）を実施し、地域での介護予防を推進する。		・一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）を実施し、地域での介護予防を推進する。		・一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）を実施し、地域での介護予防を推進する。	

事業No.・名	105	認知症施策推進事業	担 当 課 名	介護福祉課		
予 算 科 目	(特) 地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 包括的支援事業・任意事業費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③	⑩	⑯
施策の内容	5	介護する家族への支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援・ケア向上事業に取り組む。 【効果】 介護する家族の負担を軽減することができる。						
事業の必要性						
地域支援事業において、実施しなければならない事業であるため必要である。						
事業実施に当たり 目標とすること	認知症地域支援推進員活動及び認知症初期集中支援チームの活動による認知症の早期判断・早期治療を推進する					
成果指標 1	名称（単位）	認知症サポーター登録数（人）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	認知症サポーター養成講座受講時の登録者数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	認知症カフェの設置数(箇所)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	認知症カフェの設置数		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 認知症地域支援推進員の設置及び認知症初期集中支援チームを設置し活動を推進する。		・ 認知症地域支援推進員の設置及び認知症初期集中支援チームを設置し活動を推進する。		・ 認知症地域支援推進員の設置及び認知症初期集中支援チームを設置し活動を推進する。	

事業No.・名	106	紙おむつ支給事業	担当課名	介護福祉課		
予算科目	(特) 地域支援事業費／(特) 市町村特別給付 包括的支援事業・任意事業費／市町村特別給付 包括的支援事業・任意事業費／市町村特別給付		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	高齢者支援の推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	5	介護する家族への支援				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	家庭内で常時排泄の介護をされている要介護3・4・5の人（但し、要介護1又は2の人は、属する世帯が市民税非課税の場合対象になる）					
事業概要・効果						
【概要】 家庭内で常時排泄の介護をされている要介護者に紙おむつを無料で支給する。 【効果】 本人及び介護者の経済的負担、身体的及び精神的負担が軽減される。						
事業の必要性						
家族介護支援者の負担軽減を図るため無料で支給する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給し本人と介護する家族の経済的負担の軽減を図る					
成果指標1	名称（単位）	紙おむつ受給者数(人)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	年度末における紙おむつの受給者数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・家庭内において常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給する。 （月6,000円分を限度）		・家庭内において常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給する。 （月6,000円分を限度）		・家庭内において常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給する。 （月6,000円分を限度）	

事業No.・名		107	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業		担当課名		介護福祉課			
予算科目		(特) 総務費 総務管理費 一般管理費			新規・継続の別		継続			
第6次総合振興計画		前期基本計画			補助・単独の別		単独			
政策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち			事業種類		経常的事務事業		
施策		3	高齢者支援の推進			SDGsとの関連	③			
施策の内容		6	介護保険事業の円滑な運営							
重点対策プロジェクト			—							
事業の対象		市内の65歳以上の高齢者								
事業概要・効果										
【概要】 老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的なものとして、3年ごとに策定するもので、介護サービス見込量や高齢者福祉施策などを計画し、併せて3年間の介護保険料を定めるもの。 【効果】 計画期間における介護サービスの需要を見込み、保険料を設定するとともに、ニーズに合わせた介護基盤の整備を計画的に進めることで、介護保険制度の適正な運営が図られる。										
事業の必要性										
法に基づき、3年ごとに介護サービスの必要量を見込み、これに基づき介護保険料を設定することで、円滑な介護保険制度の運営ができる。										
事業実施に当たり目標とすること		地域の実情に応じた介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の計画的な実施を図る								
成果指標1	名称(単位)	要支援・要介護認定者数(人)			成果指標3	名称(単位)	地域支援事業費(千円)			
	指標の説明	各年度における要支援・要介護認定者数				指標の説明	介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業の事業費			
成果指標2	名称(単位)	標準給付費(千円)			成果指標4	名称(単位)				
	指標の説明	地域支援事業費を除く、介護(予防)サービスの給付費総額				指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・第8期介護保険事業計画の進捗管理 ・第9期介護保険事業計画の策定 ・介護保険運営協議会への諮問			・第9期介護保険事業計画の進捗管理 ・介護保険運営協議会の開催			・第9期介護保険事業計画の進捗管理 ・第10期介護保険事業計画の策定支援業者選定 ・計画策定のためのアンケート調査の実施 ・介護保険運営協議会の開催		

事業No.・名		108	介護施設設置補助事業		担 当 課 名		介護福祉課		
予 算 科 目		民生費 社会福祉費 介護保険事業費			新規・継続の別		継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		補助		
政 策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち			事 業 種 類		その他事務事業	
施 策		3	高齢者支援の推進			SDGsとの関連	③	⑪	
施策の内容		7	介護保険サービスの充実						
重点対策プロジェクト		—							
事業の対象		要介護度が要介護 1 ～ 5 の市民							
事 業 概 要 ・ 効 果									
【概要】 看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置を検討している法人等へ市補助金を交付することで設置を促す。「幸手市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」の対象事業であるが、市補助金の交付額は、財源である県支出金（補助金）の交付額の範囲内とする。 【効果】 事業所設置により、対象者へ医療行為も含めた多様なサービスを提供できるようになる。									
事業の必要性									
市内に看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所はなく、医療ニーズへの対応が必要な要介護者へサービスが提供できないため設置が必要である。 また、第8期介護保険事業計画において、1事業所の設置を計画している。									
事業実施に当たり目標とすること		看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置する							
成果指標 1	名称（単位）	事業所数(箇所)			成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明	看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所数				指標の説明			
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明					指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度	
事業計画		・ 事業予定者なし			・ 公募の実施 ・ 事業予定者の選考、決定			・ 県・市補助金の清算 ・ 県補助金の申請 ・ 市補助金の交付 ・ 事業所の指定 ・ 事業所の開設	

事業No.・名	109	健康増進計画・食育推進計画策定事業	担当課名	健康増進課		
予算科目	衛生費 保険衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	新規		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	健康づくりの推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	健康日本21幸手計画・食育推進計画の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市民・地域・行政					
事業概要・効果						
【概要】 健康増進法及び食育基本法においては、都道府県や市町村は国が定める基本方針を勘案して、それぞれの健康増進計画や食育推進計画を策定するものとしており、市民、行政、企業等の疾病予防・健康づくり、食育に関する取り組みを定めるもの。 【効果】 人生100年時代に入中する中、それぞれの取り組みを計画に位置付けることで、疾病予防や健康づくり、食育が推進され、市民誰もが健やかに健康寿命の延伸につながる社会の実現が期待できる。						
事業の必要性						
法に基づき、市民の健康増進及び食育に関する取り組みを定めることで、市民の総合的な健康増進及び食育の推進を円滑に進める必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	国が定める次期国民健康づくり運動プランや食育推進基本計画の基本方針を踏襲しつつ、地域の健康増進に関わる団体の代表者や庁内の意見を聴取しながら、令和5年度中に幸手市健康増進計画・食育推進計画を策定する					
成果指標1	名称（単位）	幸手市健康づくり推進会議の開催（回）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	健康に関する地域の団体の代表者から構成される幸手市健康づくり推進会議の開催回数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	(仮)第4次健康増進計画・第2次食育推進計画の策定 ・庁内関係各課からヒアリング ・素案作成 ・幸手市健康づくり推進会議での検討 ・パブリックコメントの実施					

事業No.・名	110	特定健診（個別健診）事業	担当課名	保険年金課		
予算科目	(特)保健事業費 保健事業費 特定健康診査等事業費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	健康づくりの推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	特定健康診査・特定保健指導の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	40～74歳までの国保加入者					
事業概要・効果						
【概要】 40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に内臓脂肪症候群に着目した健診を実施する。検査結果に基づき、対象者を特定保健指導に結びつける（所管は健康増進課）。 また、受診率向上のため、効果的な受診勧奨を業者委託により実施する。 【効果】 メタボリック症候群（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、特定保健指導を通じてその改善を図る。						
事業の必要性						
医療保険者は、法令により特定健診の実施を義務付けられている。						
事業実施に当たり目標とすること	特定健康診査の受診率を向上させる					
成果指標1	名称（単位）	特定健康診査受診率（％）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	健診受診率（法定報告） 目標値：60％（総合振興計画・データヘルス計画）		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 特定健診（個別健診） ・ 6～12月 ・ 実施医療機関		・ 特定健診（個別健診） ・ 6～12月 ・ 実施医療機関		・ 特定健診（個別健診） ・ 6～12月 ・ 実施医療機関	

事業No.・名		111	特定健診・特定保健指導事業		担当課名		健康増進課				
予算科目		(特) 保健事業費 保健事業費 特定健康診査等事業費			新規・継続の別		継続				
第6次総合振興計画 前期基本計画					補助・単独の別		補助				
政策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち			事業種類		その他事務事業			
施策		4	健康づくりの推進			SDGsとの関連		③			
施策の内容		2	特定健康診査・特定保健指導の充実								
重点対策プロジェクト		2	健康・いきいきプロジェクト								
事業の対象		40～74歳までの国保加入者									
事業概要・効果											
【概要】 40～74歳までの国保加入者を対象に内臓脂肪症候群に着目した健診を実施する。検査結果に基づき階層化を行い、生活、栄養、運動指導等を含めた特定保健指導を実施する。 【効果】 健診検査結果に基づき特定保健指導を実施することで、心臓病や脳卒中につながる内臓脂肪症候群の改善を図る。											
事業の必要性											
検査結果に基づき階層化を行い、生活、栄養、運動指導等を含めた特定保健指導を実施し、心臓病や脳卒中につながる内臓脂肪症候群の改善を図ることは、人生百年時代の健康づくりの実現に必要。											
事業実施に当たり目標とすること		特定健康診査の受診率を向上させる特定保健指導を実施し、生活習慣の改善及び内臓脂肪症候群・予備群を減らす									
成果指標1		名称(単位)	特定健康診査受診率(%)			成果指標3		名称(単位)	内臓脂肪症候群・予備群率(%)		
		指標の説明	健診対象者のうち、健診を受診した人の割合					指標の説明	内臓脂肪症候群及び予備群の平均割合		
成果指標2		名称(単位)	特定保健指導実施率(%)			成果指標4		名称(単位)			
		指標の説明	特定保健指導終了者の割合					指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度			
事業計画		・ 集団特定健診（7～10月） ・ 特定保健指導（通年） ・ 保健福祉総合センター及び西公民館			・ 集団特定健診（7～10月） ・ 特定保健指導（通年） ・ 保健福祉総合センター及び西公民館			・ 集団特定健診（7～10月） ・ 特定保健指導（通年） ・ 保健福祉総合センター及び西公民館			

事業No.・名	112	各種検診事業	担 当 課 名	健康増進課		
予 算 科 目	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	健康づくりの推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	がんなどの疾病予防事業の充実				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	胃・大腸・肺がん検診：40歳以上 前立腺がん：50歳以上男性 乳がん40歳以上偶数年齢女性 子宮がん：20～39歳及び40歳以上偶数年齢女性 骨粗鬆症検診：40・45・50・55歳女性・60歳以上女性及び70歳以上男性 歯周疾患検診40・45・50・55・60・65・70歳の人					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 胃がん検診（バリウム検査）、大腸がん検診（便潜血反応）、乳がん検診（視触診・マンモグラフィ）、子宮がん検診（内診・細胞診）、前立腺がん検診（血液検査）、肺がん検診（胸部X線撮影・喀痰検査）、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診 【効果】 疾病の早期発見、早期治療により市民の健康を守る。						
事業の必要性						
疾病の早期発見、早期治療により市民の健康を守り、医療費の抑制を図るために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	各検診の受診率を向上させる 精密検査未受診者に対して受診勧奨を行い、精密検査の受診率を向上させる					
成果指標 1	名称（単位）	がん検診受診率（%）	成果指標 3	名称（単位）	健康寿命（年）（年）	
	指標の説明	胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診の平均受診率		指標の説明	埼玉県算定の65歳以上の人が、健康で自立した生活を送ることができる期間（要介護2以上になるまで）	
成果指標 2	名称（単位）	骨粗しょう症検診（人）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	特定保健指導対象者のうち終了者の割合		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診 ※個別がん検診の拡充 肺・大腸導入、胃検討		・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診 ※個別がん検診の拡充 胃検討		・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診 ※個別がん検診の拡充 胃導入	

事業No.・名	113	人間ドック等助成事業（国民健康保険）	担 当 課 名	保険年金課		
予 算 科 目	(特)保健事業費 保健事業費 疾病予防費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	健康づくりの推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	4	健康保険事業の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	35～74歳までの国保加入者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 国民健康保険被保険者の疾病の早期発見、予防及び経済的負担を軽減するため、人間ドック・脳ドックの受診者に対して検査費用の助成を行う。 【効果】 被保険者が健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資する。						
事業の必要性						
国民健康保険被保険者の疾病の早期発見が図られ早期治療が実施できる。 幸手市国民健康保険人間ドック等助成要綱に基づき実施している。						
事業実施に当たり目標とすること						
事業の周知を徹底し、国民健康保険被保険者の疾病の早期発見・早期治療の実施及び、健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資するために人間ドック等の費用を助成する						
成果指標 1	名称（単位）	申請者数(人)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	人間ドック等助成金を申請した被保険者数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う。		・ 国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う。		・ 国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う。	

事業No.・名	114	人間ドック等助成事業（後期高齢者医療）	担 当 課 名	保険年金課		
予 算 科 目	民生費 社会福祉費 後期高齢者医療費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	健康づくりの推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	4	健康保険事業の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	後期高齢者医療被保険者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 後期高齢者医療被保険者の疾病の早期発見、予防及び経済的負担を軽減するため人間ドック・脳ドックの受診者に対して検査費用の助成を行う。 【効果】 被保険者が健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資する。						
事業の必要性						
後期高齢者医療被保険者の疾病の早期発見が図られ、早期治療が実施できる。 幸手市後期高齢者医療人間ドック等助成要綱に基づき実施している。						
事業実施に当たり 目標とすること	事業の周知を徹底し、後期高齢者医療被保険者の疾病の早期発見・早期治療の実施及び、健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資するために人間ドック等の費用を助成する					
成果指標 1	名称（単位）	申請者数(人)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	人間ドック等助成金を申請した被保険者数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う		・ 後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う		・ 後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う	

事業No.・名	115	健康マイレージ事業（国民健康保険）	担当課名	保険年金課		
予算科目	(特)保健事業費 保健事業費 疾病予防費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	健康づくりの推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	4	健康保険事業の充実				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	18歳以上の市民					
事業概要・効果						
【概要】 気軽に始めることができるウォーキングを運動習慣定着のきっかけとするため、埼玉県コバトン健康マイレージを健康増進課と共同で実施。 【効果】 参加者を増やし、積極的な活用を促進していくことで、市民の健康増進・維持及び医療費の抑制が期待できる。						
事業の必要性						
健康日本21幸手計画の指標として、「運動習慣者の増加・日常生活における歩数の増加」を掲げており、本事業は目標達成に向けて必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	参加登録者数を増やし、運動習慣者の割合や日常生活における歩数を増加させる					
成果指標1	名称（単位）	健康マイレージ参加者(人)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	健康マイレージ累計登録者数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	日常生活における歩数(歩)	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	登録者の1日平均歩数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・埼玉県コバトン健康マイレージ継続 ・参加者の募集		・埼玉県コバトン健康マイレージ継続 ・参加者の募集		・埼玉県コバトン健康マイレージ継続 ・参加者の募集	

事業No.・名	116	健康マイレージ事業	担当課名	健康増進課		
予算科目	衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	健康づくりの推進	SDGsとの関連	③		
施策の内容	4	健康保険事業の充実				
重点対策プロジェクト	2	健康・いきいきプロジェクト				
事業の対象	18歳以上の市民					
事業概要・効果						
【概要】 気軽に始めることができるウォーキングを運動習慣定着のきっかけとするため、埼玉県コバトン健康マイレージを保険年金課と共同で実施。 【効果】 参加者を増やし、積極的な活用を促進していくことで、市民の健康増進・維持及び医療費の抑制が期待できる。						
事業の必要性						
健康日本21幸手計画の指標として、「運動習慣者の増加・日常生活における歩数の増加」を掲げており、本事業は目標達成に向けて必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	参加登録者数を増やし、運動習慣者の割合や日常生活における歩数を増加させる					
成果指標1	名称（単位）	健康マイレージ参加者(人)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	健康マイレージ累計登録者数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	日常生活における歩数(歩)	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	登録者の1日平均歩数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・埼玉県コバトン健康マイレージ継続 ・参加者の募集		・埼玉県コバトン健康マイレージ継続 ・参加者の募集		・埼玉県コバトン健康マイレージ継続 ・参加者の募集	

事業No.・名		117	予防接種事業		担 当 課 名		健康増進課				
予 算 科 目		衛生費 保健衛生費 予防費			新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		補助				
政 策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち			事 業 種 類		その他事務事業			
施 策		4	健康づくりの推進			SDGsとの関連		③			
施策の内容		6	感染症予防対策の推進								
重点対策プロジェクト			—								
事業の対象		全市民									
事 業 概 要 ・ 効 果											
【概要】 予防接種法に基づき、疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を実施する。成人の風しん抗体検査は令和7年3月31日まで3年間延長となった。 【効果】 個人の健康を守るだけでなく、接種者が増えることで社会全体の病気の発生及び蔓延を予防することができる。											
事業の必要性											
病気の発生及び蔓延を予防するために必要。											
事業実施に当たり目標とすること		各種定期予防接種の実施。接種率を高める									
成果指標 1		名称（単位）	個別接種の人数(延べ人数)(人)			成果指標 3		名称（単位）	成人の風しん予防接種率(%)		
		指標の説明	1人につき数回接種しているため、延べ人数とする					指標の説明	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の風しん予防接種率		
成果指標 2		名称（単位）	成人の風しん抗体検査実施人数(人)			成果指標 4		名称（単位）			
		指標の説明	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の風しん抗体検査者数					指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度			
事業計画		・不活化ポリオ、四種混合、二種混合、BCG、麻しん風しん、日本脳炎、インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌、高齢者肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス			・不活化ポリオ、四種混合、二種混合、BCG、麻しん風しん、日本脳炎、インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌、高齢者肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス			・不活化ポリオ、四種混合、二種混合、BCG、麻しん風しん、日本脳炎、インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌、高齢者肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス			

事業No.・名		118	地域医療運営事業		担当課名		健康増進課			
予算科目		衛生費 保健衛生費 予防費			新規・継続の別		継続			
第6次総合振興計画		前期基本計画			補助・単独の別		単独			
政策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち			事業種類		その他事務事業		
施策		5	地域医療体制の充実			SDGsとの関連	③			
施策の内容		2	救急医療・小児救急医療体制の維持							
重点対策プロジェクト			—							
事業の対象		全市民								
事業概要・効果										
【概要】 休日（日曜、祝日、年末年始）、冬期休日夜間及び冬期小児休日の診療体制を整備することで、東部北地区二次救急医療を担う輪番病院の負担軽減を図り、救急医療の存続に寄与するもの。 【効果】 東部北地区二次救急医療の維持、継続ができる。										
事業の必要性										
二次救急医療の担い手である輪番病院に搬送される患者は年々増加しているが、その半数は軽症であることから、初期救急体制を整え役割分担することで、二次救急医療の負担軽減を図り、救急医療全体の機能維持を図る必要がある。										
事業実施に当たり目標とすること		休日（日曜、祝日、年末年始）、冬期休日夜間及び冬期小児休日の診療体制を整える								
成果指標1	名称（単位）	休日当番診療の実施率(%)			成果指標3	名称（単位）	冬期小児休日診療の実施率(%)			
	指標の説明	休日当番診療実施日における実施率				指標の説明	冬期小児休日診療実施日における実施率			
成果指標2	名称（単位）	冬期休日夜間診療の実施率(%)			成果指標4	名称（単位）	とねっと登録者数(人)			
	指標の説明	冬期休日夜間診療実施日における実施率				指標の説明	とねっとの年度末の登録者数			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 休日当番診療 ・ 冬期休日夜間診療 ・ 冬期小児休日診療			・ 休日当番診療 ・ 冬期休日夜間診療 ・ 冬期小児休日診療			・ 休日当番診療 ・ 冬期休日夜間診療 ・ 冬期小児休日診療		

事業No.・名	119	生活保護支給事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 生活保護費 生活保護扶助費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	6	社会保障制度の円滑な運用	SDGsとの関連	①		
施策の内容	1	生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	生活に困窮し、生活保護を受給する人					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 生活保護法に基づき、生活に困窮している方に生活保護費を支給する。 【効果】 生活保護費を支給することで、生活面での最後のセーフティネットを確保する。						
事業の必要性						
だれもが自立した社会生活が送れるよう、生活に困窮している方に文化的で健康な最低限度の生活を保障するため、生活保護費を支給する。生活保護費を支給することで、国民の最低限度の生活を保障するセーフティネットを確保する。						
事業実施に当たり目標とすること	だれもが自立した社会生活を送れるよう、生活保護を必要とする生活困窮者に必要な扶助を行うとともに、経済的に自立した生活の実現に向けた支援を行う					
成果指標 1	名称（単位）	受給世帯数(世帯)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	生活保護を受給する延べ世帯数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 保護受給者 延べ世帯数5,076世帯、 人数 5,880人		・ 保護受給者 延べ世帯数5,076世帯、 人数 5,880人		・ 保護受給者 延べ世帯数5,076世帯、 人数 5,880人	

事業No.・名	120	中国残留邦人生活支援事業	担当課名	社会福祉課		
予算科目	民生費 生活保護費 中国残留邦人支援給付費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	6	社会保障制度の円滑な運用	SDGsとの関連	①		
施策の内容	1	生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	収入が一定額以下である中国残留邦人					
事業概要・効果						
【概要】 中国残留邦人等の老後の生活安定のため、その者の属する世帯の収入が一定基準を満たさない場合に生活支援給付を行う。 【効果】 中国残留邦人の老後の生活安定を図る。						
事業の必要性						
中国残留邦人等の置かれている特別な事情にかんがみ、老後の生活安定を図る必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	中国残留邦人の老後の安定を図る					
成果指標1	名称（単位）	支援対象者数(世帯)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	中国残留邦人生活等支援給付を受ける世帯数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 支援対象者 1世帯2人		・ 支援対象者 1世帯2人		・ 支援対象者 1世帯2人	

事業No.・名	121	生活困窮者自立支援事業	担 当 課 名	社会福祉課		
予 算 科 目	民生費 生活保護費 生活困窮者自立支援給付費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	6	社会保障制度の円滑な運用	SDGsとの関連	①		
施策の内容	1	生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	就労の状況その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 生活困窮者及びその世帯員に対して、自立に向けた相談支援を提供するとともに、中高生の進学に向けた学習支援を提供する。 【効果】 最低限度の生活を維持できないおそれがある方の自立に向け、支援することや、中高生の進路指導や家庭の問題を解消することにより、貧困の連鎖の解消を図ることができる。						
事業の必要性						
生活困窮者自立支援法に基づき、最低限度の生活を維持できないおそれがある方の自立に向け、支援する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	相談支援により生活困窮者の経済的または精神的な自立を助長する。また、生活困窮世帯の中学生、高校生の進学を支援し、貧困の連鎖の解消を図る					
成果指標 1	名称（単位）	生活困窮者自立支援相談受付件数(人)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	生活困窮者自立相談支援窓口で相談を受けた延べ件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	子どもの学習支援教室参加者数(人)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	子どもの学習支援教室に参加した延べ生徒人数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・生活困窮者自立支援相談受付件数 延べ80人 ・学習支援教室の開催参加者数 延べ360人		・生活困窮者自立支援相談受付件数 延べ80人 ・学習支援教室の開催参加者数 延べ360人		・生活困窮者自立支援相談受付件数 延べ80人 ・学習支援教室の開催参加者数 延べ360人	

事業No.・名	122	国民健康保険レセプト点検事業	担 当 課 名	保険年金課		
予 算 科 目	(特)総務費 総務管理費 一般管理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	補助		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	6	社会保障制度の円滑な運用	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	国民健康保険制度の運営				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	保険給付の適正な実施のための審査機関の審査を受けたレセプト（診療報酬明細書）点検					
事業概要・効果						
【概要】 審査機関の審査を受けたレセプト（診療報酬明細書）の不備等を点検し、医療機関からの請求誤りの有無を調査する。医科・歯科・柔道整復のレセプトを対象に単月・縦覧・横覧・突合点検を実施する。また、資格審査も併せて行う。 【効果】 業務委託により実施することで、点検員の専門的知識により的確な点検を行えている。また、レセプトの自動点検も併せて行う。						
事業の必要性						
埼玉県国民健康保険運営方針にしたがい、レセプト点検の充実強化に努める必要がある。また、県の財政支援の対象となっている。						
事業実施に当たり目標とすること	レセプトの内容点検における過誤の割合を引き上げレセプト点検の効果率を上げ、医療費の適正化に取り組む					
成果指標 1	名称（単位）	内容点検過誤の割合（％）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	被保険者 1 人あたりの金額における過誤の金額（効果率）		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	内容点検の返戻（査定）件数の割合（％）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	年間のレセプト点検枚数から過誤による返戻の割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・業務委託により実施 ・毎月約 2 万枚を自動点検システムにて点検する ・点検結果の入力及び資格審査は、事務室内の専用端末を複数台使用する		・業務委託により実施 ・毎月約 2 万枚を自動点検システムにて点検する ・点検結果の入力及び資格審査は、事務室内の専用端末を複数台使用する		・業務委託により実施 ・毎月約 2 万枚を自動点検システムにて点検する ・点検結果の入力及び資格審査は、事務室内の専用端末を複数台使用する	

事業No.・名	123	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	担当課名	保険年金課		
予算科目			新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	6	社会保障制度の円滑な運用	SDGsとの関連	③		
施策の内容	3	後期高齢者医療制度の運営				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	後期高齢者医療被保険者					
事業概要・効果						
【概要】 高齢者は、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しており、また、健康増進と医療の適正化は、増加する医療費の抑制のため必要である。これらの課題の解決のため、後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。 【効果】 後期高齢者の健康維持・フレイル予防に資する。						
事業の必要性						
後期高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援をするため、法律に定められ、国の方針として令和6年度までに実施しなければならない。 高齢者の医療の確保に関する法律・国民健康保険法・介護保険法に基づき実施する。						
事業実施に当たり目標とすること	後期高齢者の心身の多様な課題へ対応、きめ細やかな支援の実施					
成果指標1	名称（単位）	関与する圏域数（圏域）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	ポピュレーションアプローチを実施する日常生活圏域の数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	【準備】 - 実施体制を整え、事業実施に向け必要な準備を行う。 - 事業実施計画書を作成し、実施事業を企画する。		【事業開始】 - 事業を実施する。 - 実施後、事業評価を行い、事業報告する。 - 次年度の計画を策定する。		- 事業を実施する。 - 実施後、事業評価を行い、事業報告する。 - 次年度の計画を策定する。	

政 策 4

安全・安心で環境にやさしいまち【防災・生活・環境】

事業No.・名	124	危機管理対策事業	担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	消防費 消防費 災害対策費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	危機管理体制の強化	SDGsとの関連	③	⑪	⑫
施策の内容	1	危機管理体制の確立				
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	全市民・全市職員					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 危機管理に対する総合調整、研修訓練等を実施することにより、危機管理体制の充実・強化に努める。また、危機に対し迅速かつ適切な対応を行うため、関係機関との連携を図り、市民の生命・身体及び財産の保護ならびに市民の生活、産業の安定に寄与する。 【効果】 危機管理意識の向上、危機に対する総合調整によるリスクマネジメントの軽減が図れる。						
事業の必要性						
危機に対する体制及び職員の危機管理能力の向上が図れるとともに、危機に対する市民や事業者の危機意識の向上が図れる。						
事業実施に当たり目標とすること	危機に対する体制の確立、危機管理能力の向上を目標とする					
成果指標 1	名称（単位）	危機管理個別マニュアルの策定数(件)	成果指標 3	名称（単位）	緊急メールの登録件数(件)	
	指標の説明	危機管理個別マニュアルの作成済件数		指標の説明	防災行政無線のメール配信登録件数	
成果指標 2	名称（単位）	業務継続計画訓練の実施(回)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	業務継続計画訓練の実施回数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 個別マニュアルの策定及び更新 ・ 危機管理研修の実施 ・ 業務継続計画（BCP）の推進		・ 個別マニュアルの策定及び更新 ・ 国民保護計画の更新 ・ 危機管理研修の実施 ・ 業務継続計画（BCP）の推進		・ 個別マニュアルの策定及び更新 ・ 危機管理研修の実施 ・ 業務継続計画（BCP）の更新	

事業No.・名	125	自主防災組織の育成・支援事業		担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	消防費 消防費 災害対策費			新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち		事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	2	防災体制の推進		SDGsとの関連	③	⑪	⑬
施策の内容	1	地域防災力の向上			3	11	13
重点対策プロジェクト	—				すべての人に健康と福祉を	住み続けられるまちづくりを	気候変動に具体的な対策を
事業の対象	全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 自主防災組織に対して市の補助金制度により新規設立や活動を支援していく。さらに、災害時に自主的に活動を行うための中心的役割を担うリーダーを養成し、地域の実態に則した組織体制を構築する。また、防災講話を実施し、地域の防災意識の向上を図る。 【効果】 組織育成を積極的に行うことにより、安全で住みよいまちづくりが実現できる。							
事業の必要性							
災害発生時は地域の身近な防災体制が必要不可欠である。幸手市自主防災組織補助金交付要綱がある。							
事業実施に当たり目標とすること	自主防災組織の設立・育成を支援することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする						
成果指標 1	名称（単位）	自主防災組織に加入する世帯割合（%）		成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	自主防災組織に加入している世帯の割合			指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）			成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明				指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
事業計画	・ 新規設立及び資機材購入助成 ・ 防災訓練実施団体への助成 ・ 防災士資格取得のための助成 ・ 防災講話の実施		・ 新規設立及び資機材購入助成 ・ 防災訓練実施団体への助成 ・ 防災士資格取得のための助成 ・ 防災講話の実施		・ 新規設立及び資機材購入助成 ・ 防災訓練実施団体への助成 ・ 防災士資格取得のための助成 ・ 防災講話の実施		

事業No.・名	126	消防団運営事業	担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	消防費 消防費 非常備消防費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前 期 基 本 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	防災体制の推進	SDGsとの関連	⑤	⑪	
施策の内容	1	地域防災力の向上		5 ジェンダー平等を 実現しよう	11 住み続けられる まちづくりを	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 地域の消防防災の要となる消防団に対する普及啓発活動を実施するとともに、積極的な消防団員の加入促進を図る。団員の教育訓練、研修会等を実施し、資質の向上を図る。また、消火活動の基礎作りと消防人としての精神向上のため隔年に消防操法大会を実施する。 【効果】 地域の住民が消防団員として活躍することにより消防に対しての意識の向上を図る。						
事業の必要性						
各種災害による被害を軽減することにより、市民の安寧秩序保持が図られる。						
事業実施に当たり 目標とすること	消防団の活動を活性化し、地域消防力や市民の消防団に対する認知度を高めることを目標とする					
成果指標 1	名称（単位）	新規団員加入数(人)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	新規に加入した団員数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	女性消防団員数(人)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	女性消防団員の人数		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 消防団委嘱事業 ・ 年報酬の支給 ・ 各種訓練活動 ・ 健康診断 ・ 消防特別点検 ・ 市消防操法大会		・ 消防団委嘱事業 ・ 年報酬の支給 ・ 各種訓練活動 ・ 健康診断 ・ 消防特別点検		・ 消防団委嘱事業 ・ 年報酬の支給 ・ 各種訓練活動 ・ 健康診断 ・ 消防特別点検 ・ 市消防操法大会	

事業No.・名	127	防災行政無線等維持管理事業	担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	消費費 消防費 災害対策費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	2	防災体制の推進	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	2	災害時に関する啓発・情報提供				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 防災行政無線等については、正常に稼動する状況が維持されるよう維持管理を行う。 【効果】 災害などの緊急情報を市民に速やかに伝えられる。						
事業の必要性						
災害時などの緊急時に市民に速やかにかつ正確に緊急情報を伝えるために防災行政無線等は不可欠であり、適切に管理運用されている必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること	防災行政無線が適正に管理され、確実に放送されていることを目標とする					
成果指標 1	名称（単位）	防災行政無線正常放送割合（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	防災行政無線定時放送の正常放送により、放送設備の正常稼動を確認する。		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 防災行政無線等 保守業務委託 ・ 定時放送の実施 ・ 防災メールの配信 ・ 防災行政無線等修繕		・ 防災行政無線等 保守業務委託 ・ 定時放送の実施 ・ 防災メールの配信 ・ 県防災無線更新 ・ 防災行政無線等修繕		・ 防災行政無線等 保守業務委託 ・ 定時放送の実施 ・ 防災メールの配信 ・ 防災行政無線等修繕	

事業No.・名		128 応急物資等の確保事業	担 当 課 名		危機管理防災課							
予 算 科 目		消防費 消防費 災害対策費		新規・継続の別		継続						
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独				
政 策		4	安全・安心で環境にやさしいまち		事 業 種 類		その他事務事業					
施 策		2	防災体制の推進		SDGsとの関連	③		⑪		⑬		
施策の内容		3	応急物資などの確保と応援体制の充実									
重点対策プロジェクト		—										
事業の対象		全市民										
事 業 概 要 ・ 効 果												
【概要】 小中学校や公民館など、避難所となっている施設に防災倉庫を設置し、食料や生活用品等を備蓄する。 【効果】 大規模災害が発生した場合に、被災した市民が一時的な生活ができる。												
事業の必要性												
災害時には、交通網が麻痺し、生活用品等の輸送もスムーズにいかないことが予想されることから、食料及び生活必需品等を備蓄しておく必要がある。												
事業実施に当たり 目標とすること		地域防災計画に基づき、備蓄品必要量以上が確保されることを目標とする										
成果指標 1	名称（単位）	備蓄食料確保率（%）			成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明	地域防災計画必要数に対する備蓄食料の確保割合				指標の説明						
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明					指標の説明						
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度				
事業計画		・ 備蓄食料等購入			・ 備蓄食料等購入			・ 備蓄食料等購入				

事業No.・名	129	地域防災計画等更新事業	担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	消防費 消防費 災害対策費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	防災体制の推進	SDGsとの関連	⑪	⑬	
施策の内容	4	防災体制の充実				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 国及び県の被害想定並びに防災計画の見直し、また、法令等の改正を受け、市の地域防災計画やハザードマップの見直し、更新を行う。 【効果】 ハザードマップは、地域住民に水害の危険性を知らせることができる。						
事業の必要性						
国及び県の被害想定及び防災計画が見直された場合や法令等の改正があった場合や社会環境等の変化に伴い、市の地域防災計画の定期的な見直しが必要となる。						
事業実施に当たり 目標とすること	地域防災計画の見直しを実施し、市の防災体制を確立することを目的とする					
成果指標 1	名称（単位）	地域防災計画見直し回数 (回)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市の地域防災計画の見直し 回数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 地域防災計画修正 ・ W E B 版ハザードマップ の運用		・ 地域防災計画修正 ・ W E B 版ハザードマップ の運用		・ 地域防災計画修正 ・ W E B 版ハザードマップ の運用	

事業No.・名	130	市役所本庁舎整備事業	担当課名	施設整備課		
予算科目	総務費 総務管理費 庁舎建設費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	普通建設事業		
施策	2	防災体制の推進	SDGsとの関連	⑦	⑨	⑪
施策の内容	5	都市防災機能の強化		7	9	11
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト		エネルギーをみんなに そしてクリーンに	産業と技術革新の 基盤をつくろう	住み続けられる まちづくりを
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 市役所本庁舎整備を推進するため、基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計を行う。 【効果】 継続して安心した市民サービスを提供するとともに、災害時における防災中枢拠点としての機能を確保する。						
事業の必要性						
市民サービスを継続して提供するため、また、災害時における防災中枢拠点としての機能を有した庁舎として、市役所本庁舎の整備が必要である。						
事業実施に当たり 目標とすること	防災中枢拠点機能を有した市役所本庁舎の整備を行う					
成果指標1	名称（単位）	基本構想・基本計画策定（%）	成果指標3	名称（単位）	工事（%）	
	指標の説明	基本構想及び基本計画の策定状況		指標の説明	工事の進捗状況	
成果指標2	名称（単位）	基本設計・実施設計作成（%）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	基本設計及び実施設計の作成状況		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・基本構想・基本計画の策定（令和5～6年度）		・基本構想・基本計画の策定（令和5～6年度）		・基本設計・実施設計の作成（令和7～9年度）	

事業No.・名		131	その他普通財産管理事業		担 当 課 名		契約管財課				
予 算 科 目		総務費 総務管理費 財産管理費			新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画					前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独		
政 策		4	安全・安心で環境にやさしいまち			事 業 種 類		普通建設事業			
施 策		2	防災体制の推進			SDGsとの関連		⑪			
施策の内容		5	都市防災機能の強化								
重点対策プロジェクト			—								
事業の対象		全市民									
事 業 概 要 ・ 効 果											
【概要】 普通財産の施設については、個別施設計画により「検討」又は「廃止」の方向性が出ており、個別施設計画において第1期に「廃止」とされているものから順次、施設の在り方について検討する必要がある。 【効果】 今後の在り方について順次検討することで、施設総量の適正化につながる。											
事業の必要性											
普通財産は他の用途に利用されている施設（民間事業者に貸出など）がある一方で、利用されていない施設もあるため、今後の在り方について検討することにより、維持管理費の削減につながる。											
事業実施に当たり目標とすること		普通財産の在り方について検討することで、施設総量の削減につなげる									
成果指標 1		名称（単位）	削減施設数(箇所)			成果指標 3		名称（単位）			
		指標の説明	普通財産に位置付けられている施設の削減数					指標の説明			
成果指標 2		名称（単位）				成果指標 4		名称（単位）			
		指標の説明						指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度			
事業計画		・ 普通財産の在り方について検討 ①利用されている施設の検討（売却、譲渡等） ②利用されていない施設の検討（売却、譲渡等） ・ 処分費用積算			・ 普通財産の在り方について検討 ①利用されている施設の検討（売却、譲渡等） ②利用されていない施設の検討（売却、譲渡等） ・ 処分費用積算 ・ 処分実施（郷土資料館脇プール）			・ 普通財産の在り方について検討 ①利用されている施設の検討（売却、譲渡等） ②利用されていない施設の検討（売却、譲渡等） ・ 処分費用積算 ・ 処分実施（旧消防団器具庫）			

事業No.・名	132	耐震改修促進事業	担当課名	建築指導課		
予算科目	土木費 建築指導費 建築総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	防災体制の推進	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	5	都市防災機能の強化				
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	旧耐震基準で建築された木造一戸建て住宅の所有者					
事業概要・効果						
【概要】 幸手市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震災害から市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する既存木造住宅（旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建築確認を取得した住宅）の所有者等に対し、当該建築物の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用を予算の範囲内で一部を補助する。 【効果】 災害に強いまちになる。						
事業の必要性						
地震発生時の被害を軽減するため、幸手市既存建築物耐震診断補助金交付要綱及び幸手市既存建築物耐震改修補助金交付要綱に基づき実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	補助事業を周知し、補助件数の増加に努める					
成果指標1	名称（単位）	補助件数(件)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	耐震診断・耐震改修費用の補助件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 耐震診断補助 2 件 - 耐震改修補助 1 件		- 耐震診断補助 2 件 - 耐震改修補助 1 件		- 耐震診断補助 2 件 - 耐震改修補助 1 件	

事業No.・名	133	防犯のまちづくり推進事業	担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 諸費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	3	防犯体制の強化	SDGsとの関連	⑪	⑯	
施策の内容	2	自主防犯団体の育成・支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 平成20年 4 月に施行した「幸手市防犯のまちづくり推進条例」に基づき事業の実施を行う。 【効果】 安全で安心なまちづくりを推進することができる。						
事業の必要性						
本条例に基づいた事業を実施することによって、市民の防犯に対する意識の高揚が図れる。						
事業実施に当たり 目標とすること	防犯に関する意識の啓発及び情報提供を行い、さらに、防犯活動を行う団体等に対して助言及び支援を実施することで防犯活動をより充実させ、市内における刑法犯認知件数を減少させる					
成果指標 1	名称（単位）	自主防犯団体数(団体)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市内における自主防犯団体数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	刑法犯認知件数(件)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	市内における年間の刑法犯認知件数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 啓発品の配布及び 啓発活動を実施する		・ 啓発品の配布及び 啓発活動を実施する		・ 啓発品の配布及び 啓発活動を実施する	

事業No.・名	134	街路灯設置補助事業	担 当 課 名	市民協働課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	3	防犯体制の強化	SDGsとの関連	⑦	⑪	
施策の内容	3	安心できる住環境の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市内で組織された自治会、町内会又はこれに準ずる団体					
事業概要・効果						
【概要】 街路灯の新設又はLED照明への切替を実施する自治会等に対して、補助金を交付する。 【効果】 自治会等主体による地域の環境整備の推進を通じて、夜間における防犯体制の強化及び環境負荷の少ないまちづくりの実現に寄与する。						
事業の必要性						
街路灯新設補助金は、地域の環境整備及び夜間における防犯体制の強化に寄与する。また、LED照明切替え補助金は、省エネ効果の高いLED照明への切替促進が図られることにより、環境負荷の少ないまちづくりの実現に寄与する。						
事業実施に当たり 目標とすること	環境に配慮した犯罪が起きにくい住環境の整備を図るため、自治会等が管理する街路灯のLED切替比率を100%とする					
成果指標 1	名称（単位）	自治会管理街路灯のLED切替比率(%)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	自治会等が管理する街路灯のLED照明への切替率		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・街路灯の新設及び街路灯をLED照明への切替を実施する自治会等に対して補助金を交付する (80基)		・街路灯の新設及び街路灯をLED照明への切替を実施する自治会等に対して補助金を交付する (400基)		・街路灯の新設及び街路灯をLED照明への切替を実施する自治会等に対して補助金を交付する (25基)	

事業No.・名	135	防犯灯等管理事業	担 当 課 名	市民協働課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 交通安全対策費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	3	防犯体制の強化	SDGsとの関連	⑦	⑪	
施策の内容	3	安心できる住環境の整備		7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市が管理する防犯灯及び道路照明灯					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 市管理防犯灯のLED照明への切替等を通じて、環境に配慮した犯罪が起きにくい住環境の整備を図る。 【効果】 既存防犯灯等のLED照明への切替を実施することにより、維持管理の効率化及び電気料金の負担軽減等に寄与する。						
事業の必要性						
防犯灯等の維持管理については、市民が安心して生活できる住環境の整備に資する。 また、LED照明への切替は、電気料金の負担軽減及び環境負荷の少ないまちづくりの実現に寄与するものである。						
事業実施に当たり 目標とすること	市が管理する防犯灯等の維持管理の効率化と環境に配慮した犯罪が起きにくい住環境の整備を図るため、LED切替比率を100%とする					
成果指標 1	名称（単位）	市管理防犯灯のLED切替比率（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市管理の防犯灯のLED照明への切替率		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	市管理の防犯灯等の電気料金削減対前年度比率（%）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	市管理の防犯灯等の電気料金の削減比率		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 防犯灯等のLED照明灯への切替及び修繕等 ・ 道路照明灯の設置及び修繕等		・ 防犯灯等の修繕等 ・ 道路照明灯の設置及び修繕等		・ 防犯灯等の修繕等 ・ 道路照明灯の設置及び修繕等	

事業No.・名		136 空き家対策事業		担 当 課 名		危機管理防災課				
予 算 科 目		総務費 総務管理費 諸費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		4 安全・安心で環境にやさしいまち		事 業 種 類		経常的事務事業				
施 策		3 防犯体制の強化		SDGsとの関連		⑪		⑯		
施策の内容		3 安心できる住環境の整備								
重点対策プロジェクト		—								
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 平成26年10月に施行した「幸手市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき事業を実施し、空き家等の適正管理についての市民意識の高揚を図る。 【効果】 安全で安心なまちづくりを推進することができる。										
事業の必要性										
空き家等の適正管理についての市民意識の向上が図れる。										
事業実施に当たり目標とすること		管理不全な状態にある空き家等について、所有者等に助言・指導等を行うなど適正管理を促し、市内における空き家等を減少させる								
成果指標 1		名称（単位）		助言・指導等の件数(件数)		成果指標 3		名称（単位）		
		指標の説明		市内における空き家等に対する市条例に基づいた助言・指導との件数				指標の説明		
成果指標 2		名称（単位）				成果指標 4		名称（単位）		
		指標の説明						指標の説明		
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 空き家等の調査、助言・指導等を行い、空き家等の適正管理を推進する ・ 空き家等対策計画の策定、協議会の設置を行う			・ 空き家等の調査、助言・指導等を行い、空き家等の適正管理を推進する ・ 空き家等対策計画の進捗管理、協議会の運営を行う			・ 空き家等の調査、助言・指導等を行い、空き家等の適正管理を推進する ・ 空き家等対策計画の進捗管理、協議会の運営を行う		

事業No.・名	137	運転免許証自主返納者支援事業	担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 交通安全対策費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	交通安全対策の推進	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	2	安全で快適な交通環境の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市内居住、市の住民基本台帳に記載されている者、平成31年1月1日以降に運転免許証を自主返納した者、運転免許証を自主返納した時点で、満70歳以上の者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 運転に不安を抱える高齢者の自主返納を促進するため、運転免許証を自主返納する高齢者に対してタクシー利用券の交付を行う。 【効果】 運転免許証を自主的に返納することで、交通事故防止を図れる。						
事業の必要性						
運転に不安を抱える高齢者が運転免許証を自主的に返納することで、交通事故防止を図る。						
事業実施に当たり目標とすること	市民による交通事故を未然に防止し、運転免許証の自主的な返納を促進する					
成果指標 1	名称（単位）	タクシー利用券交付件数（件）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	運転免許証を自主返納した高齢者に対して、タクシー利用券の交付を行った件		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	運転免許証自主返納者数（人）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	市内における年間の運転免許証自主返納者数。		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券の交付を行う		・ 運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券の交付を行う		・ 運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券の交付を行う	

事業No.・名	138	交通安全施設整備事業	担 当 課 名	危機管理防災課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 交通安全対策費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	普通建設事業		
施 策	4	交通安全対策の推進	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	3	交通安全施設の整備				
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 各地区からの要望を中心に、対策を必要とする箇所に交通安全施設（道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示等）の整備を行う。 【効果】 交通事故防止を図る。						
事業の必要性						
対策の必要な箇所に交通安全施設の整備を行うことで交通事故防止が図れる。						
事業実施に当たり 目標とすること	交通安全施設の整備等を進めることで、人身事故発生件数を減少させる					
成果指標 1	名称（単位）	人身事故年間発生件数(件)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市内における年間の人身事故発生件数。		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示を行う。 ・ 第5期通学路整備計画を順次、実施する。		・ 道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示を行う。 ・ 第5期通学路整備計画を順次、実施する。		・ 道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示を行う。 ・ 第5期通学路整備計画を順次、実施する。	

事業No.・名		139 消費者行政推進事業		担 当 課 名		市民協働課					
予 算 科 目		総務費 総務管理費 消費者行政推進費		新規・継続の別		継続					
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独			
政 策		4 安全・安心で環境にやさしいまち		事 業 種 類		経常的事務事業					
施 策		5 消費者行政の推進		SDGsとの関連		⑫		⑯			
施策の内容		1 消費生活相談の充実				12 つくる責任 つかう責任		16 平和と公正を すべての人に			
重点対策プロジェクト		—									
事業の対象		全市民									
事業概要・効果											
【概要】 契約トラブルや多重債務、架空請求など、消費者トラブルに関する相談に対応できるように、また、消費生活に関する啓発活動のため消費生活センターに消費生活相談員を配置。 【効果】 消費生活に関する相談に応じ、問題の解決を図る。また市民へ消費生活に関する啓発を行いトラブルを未然に防ぐことが出来る。											
事業の必要性											
消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与するため必要である。											
事業実施に当たり 目標とすること		消費生活センターの運営及び相談員の活動による消費者トラブルの未然防止及び減少									
成果指標 1		名称（単位）		消費生活相談年間件数(件)		成果指標 3		名称（単位）		出前講座の年間実施回数 (回)	
		指標の説明		消費生活相談の年間件数				指標の説明		消費生活相談員による出 前講座の年間実施回数	
成果指標 2		名称（単位）		消費生活に関する研修会の 参加者数(人)		成果指標 4		名称（単位）			
		指標の説明		消費生活に関する研修会の 参加者数				指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度			
事業計画		・ 通年 ・ 消費生活センター及び 市内 ・ 消費生活センターの運 営、消費生活展の開催、 くらしの会への補助及び 事務局、消費生活に関す る情報提供及び周知			・ 通年 ・ 消費生活センター及び 市内 ・ 消費生活センターの運 営、消費生活展の開催、 くらしの会への補助及び 事務局、消費生活に関す る情報提供及び周知			・ 通年 ・ 消費生活センター及び 市内 ・ 消費生活センターの運 営、消費生活展の開催、 くらしの会への補助及び 事務局、消費生活に関す る情報提供及び周知			

事業No.・名		140 環境基本計画推進事業	担 当 課 名		環境課			
予 算 科 目		衛生費 保健衛生費 環境衛生費		新規・継続の別		継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独		
政 策		4	安全・安心で環境にやさしいまち		事 業 種 類		その他事務事業	
施 策		6	環境保全の推進		SDGsとの関連	⑪		
施策の内容		1	総合的環境行政の推進					
重点対策プロジェクト		3	安全安心・快適なまちプロジェクト					
事業の対象		全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 幸手市環境基本条例に基づき策定された環境基本計画に基づく率先行動計画の推進及び計画の進行管理を行う。令和5、6年度には現行計画の見直しを行い、第2次環境基本計画を策定する。 【効果】 地球温暖化等の環境問題や公害・自然環境の保全について定めた環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が協働して環境保全に取り組むことにより環境負荷の少ないまちづくりにつながる。								
事業の必要性								
幸手市環境基本条例に基づき策定した環境基本計画に定めている環境負荷の少ないまちづくりを進めるため、環境意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が協働して環境保全に取り組む必要がある。								
事業実施に当たり 目標とすること		市民の環境意識が高揚すること						
成果指標 1	名称（単位）	エコライフDAYにおける 二酸化炭素の削減量(k g)		成果指標 3	名称（単位）	不法投棄の件数(件)		
	指標の説明	二酸化炭素削減量			指標の説明	不法投棄相談件数		
成果指標 2	名称（単位）	市内全域の清掃活動参加者 数(人)		成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明	クリーン幸手市民運動への 参加者数			指標の説明			
事 業 年 度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
事 業 計 画		・ 計画の進行及び進行管理 ・ 環境意識高揚のための啓 発事業等の実施 ・ 次期環境基本計画策定の 委託業者選定及び契約 ・ 市民アンケート調査等の 実施		・ 計画の進行及び進行管理 ・ 環境意識高揚のための啓 発事業等の実施 ・ 次期環境基本計画策定委 員会等の開催 ・ パブリックコメントの実 施 ・ 次期環境基本計画の策定		・ 計画の進行及び進行管理 ・ 環境意識高揚のための啓 発事業等の実施		

事業No.・名	141	小動物死体処理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 保健衛生費 環境衛生費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	6	環境保全の推進	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	総合的環境行政の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市の管理する道路や公園等で発見された小動物の死体					
事業概要・効果						
【概要】 市が管理する道路や公園等で発見された小動物の死体を処理する。 【効果】 市が管理する道路や公園等の小動物の死体を処理することにより、公衆衛生の保全ができる。						
事業の必要性						
市が管理する道路や公園等における小動物の死体処理を円滑に行い、公衆衛生の保全を図る必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	市が管理する道路や公園等における小動物の死体を円滑に処理し、公衆衛生が保たれること					
成果指標1	名称（単位）	死体処理件数（件）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	委託により小動物の死体を処理した件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 小動物死体処理業務委託		・ 小動物死体処理業務委託		・ 小動物死体処理業務委託	

事業No.・名	142	電気自動車急速充電器更新事業	担当課名	契約管財課		
予算科目	総務費 総務管理費 財産管理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	6	環境保全の推進	SDGsとの関連	⑬		
施策の内容	4	温暖化対策事業の推進				
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 耐用年数が超過した電気自動車急速充電器を更新する。 【効果】 充電器の設置により、電気自動車の普及を推進し、地域の温室効果ガスの削減につながる。						
事業の必要性						
温室効果ガスを削減することで、地球温暖化対策を推進する。						
事業実施に当たり 目標とすること	市役所の急速充電器を更新する					
成果指標1	名称（単位）	充電器更新台数(台)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	市役所に設置している充電器の更新台数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 急速充電器更新工事					

事業No.・名	143	太陽光発電補助事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 保健衛生費 環境衛生費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	6	環境保全の推進	SDGsとの関連	⑦		
施策の内容	4	温暖化対策事業の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市内の戸建て住宅に太陽光発電システムを設置する市民					
事業概要・効果						
【概要】 幸手市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき、地域における温暖化の防止及び環境の保全を推進するため、住宅用太陽光発電システムを初めて設置する者に対し、補助を行う。 【効果】 自然エネルギーの有効活用、省エネルギーの推進により、地球温暖化防止につながる。						
事業の必要性						
幸手市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき、地域における温暖化の防止及び環境の保全を推進するため、住宅用太陽光発電システムについて市民の積極的な設置を促す必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	住宅用太陽光発電システムの普及を促進すること					
成果指標1	名称（単位）	補助基数(基)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	住宅用太陽光発電システム補助基数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・住宅用太陽光発電システム設置費補助金 8基		・住宅用太陽光発電システム設置費補助金 8基		・住宅用太陽光発電システム設置費補助金 8基	

事業No.・名	144	自動車騒音常時監視事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 保健衛生費 公害対策費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	6	環境保全の推進	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	5	公害対策の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内の主要道路における自動車騒音					
事業概要・効果						
【概要】 幸手市内における主要幹線道路を対象として自動車騒音の状況の常時監視を実施するとともに、評価対象路線の環境基準達成状況の把握を行う。 【効果】 自動車騒音の状況の常時監視を実施するとともに、評価対象路線の環境基準達成状況の把握を行い、自動車交通騒音に関する対策の一助とすることができる。						
事業の必要性						
騒音規制法（抄）第18条により自動車騒音常時監視を行い、19条により報告及び公表しなければならない。						
事業実施に当たり目標とすること	自動車騒音の状況の常時監視を実施するとともに、評価対象路線の環境基準達成状況の把握を行い、自動車交通騒音に関する対策の一助とする					
成果指標1	名称（単位）	自動車騒音常時監視の実施回数（回）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	自動車騒音常時監視を実施した回数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 自動車騒音常時監視業務		・ 自動車騒音常時監視業務		・ 自動車騒音常時監視業務	

事業No.・名	145	杉戸町可燃ごみ処理事務委託事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑪	⑰	
施策の内容	1	広域的な取り組みの強化		11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリプで目標を達成しよう	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 地方自治法に基づく事務委託を杉戸町と締結し、委託により幸手市の可燃ごみ処理を行う。 【効果】 幸手市には可燃ごみ焼却施設がなく、新施設建設に比べ低予算で処理事業を維持できる。						
事業の必要性						
幸手市には可燃ごみ焼却施設がなく、杉戸町にはし尿処理施設がないため、お互いの不足を補う広域的な連携であり、新施設建設に比べ低予算で処理事業を維持できる。						
事業実施に当たり目標とすること	可燃ごみの減量を目指す					
成果指標1	名称（単位）	可燃ごみ処理量（t）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	焼却施設で可燃ごみを処理した量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	事業ごみ量（t）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	焼却施設で事業ごみを処理した量(可燃ごみ以外も含む)		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・可燃ごみ処理の委託 （長寿命化総合計画の策定）		・可燃ごみ処理の委託		・可燃ごみ処理の委託	

事業No.・名	146	粗大ごみ処理施設維持管理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 幸手市内から発生する粗大ごみ、不燃ごみを適切に処理するため、施設の維持管理を行う（運転管理業務委託には最終処分場の運転管理業務を含む）。令和5年度には、粗大ごみ処理施設整備基本構想等を策定する。 【効果】 円滑なごみ処理のための運転機能を維持しつつ、できるだけ長期の利用を目指す。						
事業の必要性						
粗大ごみ、不燃ごみを円滑に処理するため、適切に施設の維持管理をしていく必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	市民から排出された粗大ごみ等を円滑に処理するため、計画的な施設の補修、及び施設を稼働するための人員体制を整える					
成果指標1	名称（単位）	不燃ごみ処理量（t）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	ごみ収集及び直接搬入された不燃ごみの処理量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	粗大ごみ処理量（t）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	ごみ収集及び直接搬入された粗大ごみの処理量		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・粗大ごみ処理施設及び最終処分場の運転管理業務委託 ・粗大ごみ処理施設補修工事（繰越事業含む） ・粗大ごみ処理施設整備基本構想等の策定（繰越事業）		・粗大ごみ処理施設及び最終処分場の運転管理業務委託 ・粗大ごみ処理施設補修工事 ・事業決定 ・設計 ・廃棄物処理法に基づく事前協議		・粗大ごみ処理施設及び最終処分場の運転管理業務委託 ・粗大ごみ処理施設補修工事 ・長寿命化工事 ・破砕機更新工事 ・粗大ごみ等の処理委託（工事期間中）	

事業No.・名	147	最終処分場維持管理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画	補助・単独の別	補助		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 粗大ごみ等の残渣や可燃ごみの焼却灰等を最終処分（埋立て）し、放流水の適正な管理を行う。焼却灰等の最終処分場への通常搬入を終了する時期について、残余量調査の結果から、令和3年度末から令和6年度末へ変更する。 【効果】 円滑な最終処分のための運転機能を維持しつつ、できるだけ長期の利用を目指す。						
事業の必要性						
ごみの最終処分は専門的知識及び処理施設が必要であり、市民から排出されたごみは、市が処理する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	施設を適切に維持管理するとともに、残余量調査及び敷き均しを行い、できるだけ長期の利用を目指す					
成果指標1	名称（単位）	埋立量（m ³ ）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	最終処分場に埋立てを行った量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 最終処分場維持管理 - ダイオキシン類調査 - 浸出水処理施設等補修工事		- 最終処分場維持管理 - ダイオキシン類調査 - 浸出水処理施設等補修工事		- 最終処分場維持管理 - ダイオキシン類調査 - 浸出水処理施設等補修工事	

事業No.・名	148	し尿処理施設維持管理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 し尿処理場費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑥	⑭	
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備		6 安全な水とトイレを世界中に	14 海の豊かさを守ろう	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市民、杉戸町民※下水道使用者除く					
事業概要・効果						
【概要】 幸手市及び杉戸町で発生するし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、施設の維持管理を行う。平成25年度に策定した長寿命化計画では、延命化の目標年を令和7年度としている。 【効果】 円滑なし尿処理のための運転機能を維持しつつ、できるだけ長期の利用を目指す。						
事業の必要性						
市内から発生したし尿及び浄化槽汚泥は、市が処理する必要がある。また、事務委託により杉戸町分も処理する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	施設を適切に維持管理するとともに、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する					
成果指標1	名称（単位）	し尿・浄化槽汚泥処理量（t）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	し尿処理施設に搬入されたし尿・浄化槽汚泥の量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・し尿処理施設の運転管理業務委託 ・定期修繕・機器改修工事		・し尿処理施設の運転管理業務委託 ・定期修繕・機器改修工事		・し尿処理施設の運転管理業務委託 ・定期修繕・機器改修工事	

事業No.・名	149	ごみ収集事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 家庭から排出されるごみの収集業務を行う。 【効果】 市民から排出される各種ごみの円滑な収集作業を行うことで、市民サービスの向上が図れる。						
事業の必要性						
ごみの収集は収集人員及び収集車を要する業務であり、市民から排出されたごみは市が収集する責務がある。						
事業実施に当たり目標とすること	円滑なごみの収集を目的とする					
成果指標1	名称(単位)	ごみ収集量(t)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	家庭から排出されるごみの収集量		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	一人当たりの一日の家庭ごみ排出量(g)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	一人当たりの家庭ごみ排出量(ごみ収集以外も含む)		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物の収集運搬		・燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物の収集運搬		・燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物の収集運搬	

事業No.・名		150	ごみ減量化推進事業		担 当 課 名		環境課			
予 算 科 目		衛生費 清掃費 塵芥処理費			新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		単独			
政 策		4	安全・安心で環境にやさしいまち			事 業 種 類		その他事務事業		
施 策		7	廃棄物の排出抑制			SDGsとの関連	⑫			
施策の内容		2	廃棄物処理体制の整備				12 つくる責任 つかう責任			
重点対策プロジェクト			—				∞			
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を開催する。また、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、地域における自主的な活動を展開するため、廃棄物減量等推進員を委嘱する。 【効果】 市民の意見を反映したごみ減量化策の策定及びごみ出しルールの徹底が図れる。										
事業の必要性										
幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、市民と市が協働してごみの減量化に努めている。市内各地域のゴミ出しルールの徹底を図るには市の職員だけでは限界があるため、廃棄物減量等推進員の活動が必要である。										
事業実施に当たり 目標とすること		廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員会議を開催する。ごみの減量化及び資源化率を上げる								
成果指標 1		名称（単位）	廃棄物減量等推進審議会回数(回)			成果指標 3		名称（単位）		
		指標の説明	廃棄物減量等推進審議会の開催回数					指標の説明		
成果指標 2		名称（単位）	廃棄物減量等推進委員会会議回数(回)			成果指標 4		名称（単位）		
		指標の説明	廃棄物減量等推進委員会会議の開催回数					指標の説明		
事 業 年 度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事 業 計 画		・ 廃棄物減量等推進審議会の開催 ・ 廃棄物減量等推進委員会会議の開催			・ 廃棄物減量等推進審議会の開催 ・ 廃棄物減量等推進委員会会議の開催			・ 廃棄物減量等推進審議会の開催 ・ 廃棄物減量等推進委員会会議の開催		

事業No.・名		151 適正処理困難物等処理事業	担当課名		環境課			
予算科目		衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別		継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政策		4	安全・安心で環境にやさしいまち		事業種類		経常的事務事業	
施策		7	廃棄物の排出抑制		SDGsとの関連	⑫		
施策の内容		2	廃棄物処理体制の整備					
重点対策プロジェクト			—					
事業の対象		全市民						
事業概要・効果								
【概要】 ひばりヶ丘桜泉園に搬入された廃乾電池、廃蛍光管及び処理困難なごみ（不法投棄された特定家庭用機器廃棄物、廃タイヤ、廃バッテリー等）を専門業者に委託し、適正に処理する。 【効果】 ひばりヶ丘桜泉園での処理が不可能である廃棄物を専門業者に委託することにより、各々の廃棄物を適正に処理することができる。								
事業の必要性								
ひばりヶ丘桜泉園での処理が不可能である廃棄物を処理するため、処分先を確保する必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		適正処理困難物の減量化を目指す						
成果指標1	名称（単位）	廃蛍光管量(t)		成果指標3	名称（単位）			
	指標の説明	ごみ収集及び直接搬入された廃蛍光管を処理した量			指標の説明			
成果指標2	名称（単位）	廃乾電池量(t)		成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明	ごみ収集及び直接搬入された廃乾電池を処理した量			指標の説明			
事業年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
事業計画		・ 特定家庭用機器廃棄物、廃乾電池、廃蛍光管及びその他の適正処理困難物の運搬並びに処分		・ 特定家庭用機器廃棄物、廃乾電池、廃蛍光管及びその他の適正処理困難物の運搬並びに処分		・ 特定家庭用機器廃棄物、廃乾電池、廃蛍光管及びその他の適正処理困難物の運搬並びに処分		

事業No.・名	152	瓶・缶・ペットボトル処理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 資源物のうち、瓶、缶及びペットボトルについて、運搬と再資源化に向けた選別処理を行う。 【効果】 ごみの減量化、再資源化及び最終処分場の延命化が図れる。						
事業の必要性						
ごみを減量化、再資源化するために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	資源物の資源化量と資源化率を上げる					
成果指標1	名称（単位）	資源物処理量（t）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	資源物（瓶・缶・ペットボトル）の処理量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	ごみ資源化率（%）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	資源物量÷ごみ排出量（瓶・缶・ペットボトル以外も含む）		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	瓶、缶、ペットボトルの運搬及び選別 - 再生事業者への引渡し		瓶、缶、ペットボトルの運搬及び選別 - 再生事業者への引渡し		瓶、缶、ペットボトルの運搬及び選別 - 再生事業者への引渡し	

事業No.・名	153	紙類・布類処理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 資源物のうち、紙類及び布類について、運搬と再資源化に向けた選別処理業務を行う。 【効果】 ごみの減量化、再資源化及び最終処分場の延命化が図れる。						
事業の必要性						
ごみを減量化、再資源化するために必要である。						
事業実施に当たり 目標とすること	資源物（紙類・布類）の資源化量と資源化率を上げる					
成果指標1	名称（単位）	資源物処理量（t）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	資源物（紙類・布類）の処理量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	ごみ資源化率（%）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	資源物量÷ごみ排出量（紙類・布類以外も含む）		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 紙類、布類の運搬及び選別 - 再生事業者への引渡し		- 紙類、布類の運搬及び選別 - 再生事業者への引渡し		- 紙類、布類の運搬及び選別 - 再生事業者への引渡し	

事業No.・名	154	プラスチック製容器包装処理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 資源物のうち、プラスチック製容器包装（その他プラ）について、運搬と再資源化に向けた選別処理業務を行う。 【効果】 ごみの減量化、再資源化及び最終処分場の延命化が図れる。						
事業の必要性						
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定により、市町村は、容器包装の排出量削減と再商品化を進める義務がある。						
事業実施に当たり目標とすること	資源物（プラスチック製容器包装）の処理量。資源化量と資源化率を上げる					
成果指標1	名称（単位）	資源物処理量（t）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	資源物（プラスチック製容器包装）の処理量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	ごみ資源化率（%）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	資源物量÷ごみ排出量（プラスチック製容器包装以外も含む）		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- プラスチック製容器包装の運搬及び選別 - 容器包装リサイクル協会への引渡し		- プラスチック製容器包装の運搬及び選別 - 容器包装リサイクル協会への引渡し		- プラスチック製容器包装の運搬及び選別 - 容器包装リサイクル協会への引渡し	

事業No.・名	155	指定ごみ袋管理事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 燃やせるごみの排出に使用する幸手市指定ごみ袋の製作及び配送事業を行う。 【効果】 燃やせるごみの処理手数料を徴収することにより、燃やせるごみを排出する市民に応分の負担を求め、ごみ減量化の努力をする者とし、しない者の不公平の解消を図る。また、燃やせるごみの排出を抑制し、ごみの減量化と再資源化を推進する。						
事業の必要性						
幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、指定ごみ袋の代金が手数料と定められている。指定ごみ袋は、ごみの減量化と処理手数料の負担の公平化のために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	指定ごみ袋の納品を適切に管理すること、及びごみ処理手数料の納入に不公平が生じないようにする					
成果指標1	名称（単位）	指定ごみ袋納品数(枚)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	指定ごみ袋を指定店等に納品した枚数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 指定ごみ袋の製作及び配送		・ 指定ごみ袋の製作及び配送		・ 指定ごみ袋の製作及び配送	

事業No.・名		156 焼却灰等運搬事業		担 当 課 名		環境課				
予 算 科 目		衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		4 安全・安心で環境にやさしいまち		事 業 種 類		経常的事務事業				
施 策		7 廃棄物の排出抑制		SDGsとの関連		⑫				
施策の内容		2 廃棄物処理体制の整備								
重点対策プロジェクト		—								
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 杉戸町環境センターで可燃ごみの焼却処理後に発生する焼却灰等について、幸手市からの搬入量に応じて按分した量を、同センターから市最終処分場に運搬する。令和6年度まで埋立て、令和7年度以降は最終処分を外部委託する。 【効果】 埋立処分が必要な焼却灰等について、適切に運搬する。										
事業の必要性										
埋立処分が必要な焼却灰等について、適切に運搬する必要がある。										
事業実施に当たり目標とすること		焼却灰等を適切に運搬する								
成果指標 1		名称（単位）		運搬量（t）		成果指標 3		名称（単位）		
		指標の説明		杉戸町環境センターから市最終処分場（委託先処分場）へ運搬した焼却灰等の量				指標の説明		
成果指標 2		名称（単位）				成果指標 4		名称（単位）		
		指標の説明						指標の説明		
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 焼却灰等を杉戸町環境センターから市最終処分場へ運搬する ・ 最終処分場候補地視察			・ 焼却灰等を杉戸町環境センターから市最終処分場へ運搬する ・ 最終処分場委託先の決定			・ 焼却灰等を杉戸町環境センターから委託先最終処分場へ運搬する		

事業No.・名		157	可燃性残さ運搬処分事業		担 当 課 名		環境課			
予 算 科 目		衛生費 清掃費 塵芥処理費			新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		単独			
政 策		4	安全・安心で環境にやさしいまち			事 業 種 類		経常的事務事業		
施 策		7	廃棄物の排出抑制			SDGsとの関連	⑫			
施策の内容		2	廃棄物処理体制の整備							
重点対策プロジェクト			—							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 粗大ごみ処理施設から発生した可燃性残さを中間処理施設へ運搬、焼却処理し、そこで発生する焼却灰を再資源化施設へ運搬する。 【効果】 ひばりヶ丘桜泉園では処理しきれないものを適切に処分できる。										
事業の必要性										
ひばりヶ丘桜泉園では処理しきれないものを適切に処分する必要がある。										
事業実施に当たり 目標とすること		可燃性残さの減量を目指す								
成果指標 1	名称（単位）	可燃性残さ処理量（ t ）			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	可燃性残さの処理量				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明					指標の説明				
事 業 年 度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事 業 計 画		・ 可燃性残さを運搬、焼却処理し、そこで発生する焼却灰を再資源化施設へ運搬する業務を委託する。			・ 可燃性残さを運搬、焼却処理し、そこで発生する焼却灰を再資源化施設へ運搬する業務を委託する。			・ 可燃性残さを運搬、焼却処理し、そこで発生する焼却灰を再資源化施設へ運搬する業務を委託する。		

事業No.・名	158	脱水汚泥等運搬処分事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 し尿処理場費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	経常的事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑥		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市民、杉戸町民※下水道使用者除く					
事業概要・効果						
【概要】 し尿処理施設で発生する脱水汚泥及び脱水し渣を中間処理施設へ運搬し、脱水汚泥は乾燥後有機肥料化、脱水し渣は焼却処理し、そこで発生する焼却灰を再資源化施設へ運搬する。 【効果】 基幹的設備改良工事により汚泥とし渣の焼却処理を廃止したことにより、外部施設で有機肥料にするなどの資源化ができる。						
事業の必要性						
焼却灰を再資源化することにより、市最終処分場への埋立が不要となる。						
事業実施に当たり目標とすること	脱水汚泥及び脱水し渣の減量を目指す					
成果指標1	名称（単位）	脱水汚泥処理量（t）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	脱水汚泥の処理量		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	脱水し渣処理量（t）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	脱水し渣の処理量		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	脱水汚泥は有機肥料化、脱水し渣は再資源化する業務を委託する		脱水汚泥は有機肥料化、脱水し渣は再資源化する業務を委託する		脱水汚泥は有機肥料化、脱水し渣は再資源化する業務を委託する	

事業No.・名	159	ごみ処理施設解体事業	担 当 課 名	環境課		
予 算 科 目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画	補助・単独の別	補助		
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事 業 種 類	普通建設事業		
施 策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 平成14年に稼働を停止したごみ処理施設について、有害物質の除去を行った上で、施設の解体を行う。 【効果】 ごみ処理施設は、昭和58年4月に供用を開始し、施設の老朽化が著しく、現在のダイオキシン類の排出基準を踏まえると再稼働は期待できない。なお、ダイオキシン類の飛散については、定期的に測定し、周辺への影響がないことを確認している。						
事業の必要性						
総合振興計画において、速やかな解体に努める、としている。						
事業実施に当たり 目標とすること	跡地の有効活用を踏まえ、焼却施設を解体する					
成果指標 1	名称（単位）	事業の進捗率（％）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	事業の進捗率		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 国庫補助計画（※跡地に施設を建設する場合） - 解体にあたり、関係団体等と協議		解体工事発注支援、設計		解体工事・技術支援	

事業No.・名	160	桜泉園管理棟管理運営事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 清掃総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	維持管理事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 桜泉園管理棟は、旧耐震基準の建築物で、開設当初から改修等を行っていないため、老朽化による劣化等が見られる。施設の延命化を図るためには、耐震診断等を実施し、改修を行う必要がある。 【効果】 施設の延命化が期待できる。						
事業の必要性						
市が実施するごみ処理を全体的にコントロールする職員が常駐する施設であり、継続して使用するためにも、施設を適切に維持管理する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	開設から40年以上経過しており、施設の修繕を適正に実施することにより安定した施設の維持管理を行う					
成果指標1	名称（単位）	事業の進捗率（%）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	事業の進捗率		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 事業の検討 - 事業の決定		- 個別施設計画の検討結果に基づく実施（耐震診断費用の計上） - 設計		長寿命化工事	

事業No.・名	161	リサイクル活動推進事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	3	4R運動の促進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	紙類、布類及び缶の集団回収を行う団体					
事業概要・効果						
【概要】 紙類、布類及び缶の集団回収を行う団体に対し、収集量に応じた補助を行う。 【効果】 資源のリサイクルが推進され、リサイクル意識の向上が図れる。また、地域等のコミュニティが推進される。						
事業の必要性						
幸手市リサイクル活動推進費補助金交付要綱に基づき、資源再利用の推進、ごみの減量化及び生活環境の保全を図るため、有価物を回収する団体へ補助を行う必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	資源リサイクル活動を行う団体数、及び集団回収された資源物量の増加を目指す					
成果指標1	名称（単位）	補助団体数(団体)	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	集団回収を行い、補助金の交付対象となった団体数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	集団回収量（t）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	集団回収された紙類、布類及び缶の量		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 紙類、布類及び缶の集団回収を行う団体に対し、収集量に応じた補助金を支出 - 補助単価3.5円		- 紙類、布類及び缶の集団回収を行う団体に対し、収集量に応じた補助金を支出 - 補助単価3.5円		- 紙類、布類及び缶の集団回収を行う団体に対し、収集量に応じた補助金を支出 - 補助単価3.5円	

事業No.・名	162	生ごみ処理容器等購入補助事業	担当課名	環境課		
予算科目	衛生費 清掃費 塵芥処理費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	4	安全・安心で環境にやさしいまち	事業種類	その他事務事業		
施策	7	廃棄物の排出抑制	SDGsとの関連	⑫		
施策の内容	3	4R運動の促進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 生ごみ処理容器等を購入された人を対象に、購入費の一部を補助し、家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を促進する。 【効果】 ごみの減量化の意識の継続や、ごみ処理量の削減が期待できる。						
事業の必要性						
幸手市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱に基づき、一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理容器等を購入された人に補助する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	可燃ごみの減量を目指す					
成果指標1	名称(単位)	補助件数(件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	生ごみ処理容器等の購入費補助件数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	補助金の効果(%)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	補助金があることで生ごみ処理容器等を購入した件数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・家庭から出る生ごみの減量化・資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入者へ補助金を支出		・家庭から出る生ごみの減量化・資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入者へ補助金を支出		・家庭から出る生ごみの減量化・資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入者へ補助金を支出	

政 策 5

にぎわいと活力あふれるまち【観光・産業】

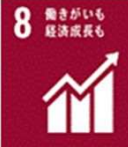
事業No.・名		163 観光資源の発掘・P R 事業	担 当 課 名		商工観光課					
予 算 科 目		商工費 商工費 観光費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		5	にぎわいと活力あふれるまち		事 業 種 類		その他事務事業			
施 策		1	地域の特性を活かした観光の振興		SDGsとの関連		⑪			
施策の内容		2	観光資源の活用							
重点対策プロジェクト		1	住みたいまちプロジェクト							
事業の対象		市民及び幸手を訪れる観光客								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 新たな観光資源の発掘に係る観光ボランティアの育成や、観光マップや景観形成を推進していく。 【効果】 幸手権現堂堤から幸手駅までのルートにおける、中心市街地への観光客の引き込みを図り、地域経済の活性化へとつなげる。										
事業の必要性										
権現堂桜堤や幸手宿の歴史や文化を活かした幅広い世代が安全に楽しく回遊できるまちづくりのため、実施する必要がある。										
事業実施に当たり目標とすること		観光シーズンにおける渋滞緩和に努める。また、良好な観光資源の維持管理を目指し、観光客をまちなかに呼び込めるように回遊型の啓発や、市内商業の利用を高める仕組みづくりを推進する								
成果指標 1		名称（単位）	権現堂堤年間観光客数(万人)		成果指標 3		名称（単位）			
		指標の説明	権現堂堤に訪れる年間観光客数				指標の説明			
成果指標 2		名称（単位）	観光ガイド登録者数(人)		成果指標 4		名称（単位）			
		指標の説明	観光ガイド登録者数				指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・観光ガイド養成講座の実施 ・日光街道六宿スタンプラリーの実施 (草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋)			・日光街道六宿スタンプラリーの実施 (草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋) ・観光マップの作成			・観光ガイド養成講座の実施 ・日光街道六宿スタンプラリーの実施 (草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋)		

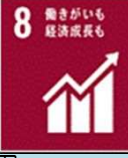
事業No.・名		164 市営釣場神扇池施設修繕事業	担 当 課 名		商工観光課					
予 算 科 目		商工費 商工費 観光費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		5	にぎわいと活力あふれるまち		事 業 種 類		維持管理事業			
施 策		1	地域の特性を活かした観光の振興		SDGsとの関連	③	④	⑮		
施策の内容		2	観光資源の活用			3	4	15		
重点対策プロジェクト			—			すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	陸の豊かさを守ろう		
事業の対象		市営釣場神扇池の利用者								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 1994（平成6）年のオープンから28年を超える市営釣場の施設について、栈橋等の修繕を計画的に実施する。 【効果】 施設の適切な管理を行うことが、良好な釣場環境のPRになるとともに、利用者の増加につながる。										
事業の必要性										
施設の適正な管理・運営により、市民に健全なレクリエーションの場を提供し、公共の福祉を増進するため、実施する必要がある。										
事業実施に当たり目標とすること		釣座間隔などの環境を改善するとともに栈橋ゴムシートも改修することで、利用者の増加を図る								
成果指標 1	名称（単位）	利用者数(人)			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	市営釣場の年間利用者数				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）	快適と回答した人の割合(%)			成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明	施設の快適さ（設備・安全性・サービス等）				指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・市営釣場用地借り上げ ・市営釣場駐車場用地借り上げ ・市営釣場修繕 ※指定管理期間満了（令和元年度～令和5年度）			・市営釣場用地借り上げ ・市営釣場駐車場用地借り上げ ・市営釣場修繕			・市営釣場用地借り上げ ・市営釣場駐車場用地借り上げ ・市営釣場修繕		

事業No.・名	165	観光協会補助事業	担当課名	商工観光課		
予算科目	商工費 商工費 観光費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	地域の特性を活かした観光の振興	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	4	観光協会への支援				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	幸手市の観光イベントに訪れる人					
事業概要・効果						
【概要】 桜まつりなどの各種観光事業の一層の充実を図るため、郷土物産品の紹介を広く行うため、観光協会の活動を支援する。 【効果】 幸手市の各種観光事業を推進することで、観光資源の充実・整備・PRが図れ、さらなる集客につながる。						
事業の必要性						
観光事業の発展を図り、併せて産業経済の振興に寄与し、郷土の文化向上に貢献するため、幸手市観光協会規約に基づき実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	観光行事の充実、情報発信力の強化を行うととで、魅力ある幸手市の周知を推進する					
成果指標1	名称(単位)	観光協会ホームページアクセス数(万人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	観光協会ホームページアクセス数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	補助金交付額(千円)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	観光協会への補助金交付額		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 幸手市観光協会へ補助金を交付		・ 幸手市観光協会へ補助金を交付		・ 幸手市観光協会へ補助金を交付	

事業No.・名	166	中心市街地にぎわい創造事業補助事業	担当課名	商工観光課		
予算科目	商工費 商工費 商工振興費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	商工業の活性化のための支援	SDGsとの関連	⑧	⑨	⑰
施策の内容	2	中心市街地活性化事業の支援		8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	17 パートナリシップで目標を達成しよう
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	幸手市商工会					
事業概要・効果						
【概要】 中心市街地の活性化に資するため、商工会が事業主体となることを決定した事業に対し補助を行う。 【効果】 中心市街地の衰退や空洞化を抑制するとともに、中心市街地のにぎわいを取り戻し、活性化を図ることができる。						
事業の必要性						
幸手市のまちなかの魅力を牽引する活力と特色ある店づくり・商店街づくりのため、幸手市中心市街地にぎわい創造方針の基本方針に基づき実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	事業主体と協議・調整を行い、実効性のある事業を実施し、中心市街地の活性化と特色ある店づくり・商店街づくりに努める					
成果指標1	名称(単位)	新規出店者数(件)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	中心市街地における新規出店者数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	空き店舗活用数(件)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	中心市街地における空き店舗活用数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 中心市街地にぎわい創造事業費補助金の交付 - 商工会との協議・調整		- 中心市街地にぎわい創造事業費補助金の交付 - 商工会との協議・調整		- 中心市街地にぎわい創造事業費補助金の交付 - 商工会との協議・調整	

事業No.・名	167	市民まつり開催事業	担 当 課 名	商工観光課		
予 算 科 目	商工費 商工費 観光費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	2	商工業の活性化のための支援	SDGsとの関連	⑪	⑫	
施策の内容	2	中心市街地活性化事業の支援		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	市民まつりに参加する人					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 市を活気あふれる「ふるさと」として発展させるため、商工会を中心として組織される「市民まつりの会」に事業を委託し、市民まつりを開催している。 【効果】 地域産業の振興と地域活性化の推進、市民参画の促進。						
事業の必要性						
幸手市民によるまちづくりの推進と市内産業の振興及び地域コミュニティの進展を図るため、実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	会場の変更やレイアウトを精査することで、より多くの出店や体験型アトラクションを実施できるように努める					
成果指標 1	名称（単位）	市民まつり参加者(人)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市民まつりに来場した人数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・各種アトラクションや商工バザール等を実施する「第28回幸手市民まつり」を開催予定		・各種アトラクションや商工バザール等を実施する「第29回幸手市民まつり」を開催予定		・各種アトラクションや商工バザール等を実施する「第30回幸手市民まつり」を開催予定	

事業No.・名	168	商工会補助事業	担 当 課 名	商工観光課		
予 算 科 目	商工費 商工費 商工振興費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前 期 基 本 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	2	商工業の活性化のための支援	SDGsとの関連	⑧	⑨	
施策の内容	3	商業団体の活動の支援				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	幸手市商工会					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 市内商工業の安定と、継続的な発展と振興に重要な役割を果たしている幸手市商工会の充実や強化を図る。 【効果】 商工業の経営改善等の対策が図られる。						
事業の必要性						
市内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて福祉の増進や市内経済の健全な発展に寄与するため幸手市商工会補助金交付要綱に基づいて、実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	市内事業者に対し適切な助言や対策を実施し、経営改善や、金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善などに努める					
成果指標 1	名称（単位）	小売業事業所数(事業所数)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市内小売事業所数（商工会会員数）		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	製造業事業所数(事業所数)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	市内製造業事業所数（商工会会員数）		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 商工会へ補助金を交付 ・ 連絡調整及び連携		・ 商工会へ補助金を交付 ・ 連絡調整及び連携		・ 商工会へ補助金を交付 ・ 連絡調整及び連携	

事業No.・名	169	商業団体活性化推進事業	担当課名	商工観光課		
予算科目	商工費 商工費 商工振興費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	商工業の活性化のための支援	SDGsとの関連	⑧	⑨	
施策の内容	3	商業団体の活動の支援				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	商業協同組合及び市内商店会					
事業概要・効果						
【概要】 商業協同組合及び市内商店会の事業に対し補助金を交付する。現状2団体が事業を実施しているが、実施団体が増えることを期待している。 【効果】 商店が集団形態をとることで、新たな事業の創出が期待される。						
事業の必要性						
商店街の活性化を促進するため、幸手市商業団体活性化推進事業費補助金交付要綱に基づき商業団体設立準備事業・販売促進事業・運営改善事業に対し補助金を交付する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	集団形態をとり、共同事業等の事業活動を行うことで、商店会のにぎわい創出を推進する					
成果指標1	名称(単位)	補助金交付団体数(団体)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	商業団体活性化推進事業費補助金の交付団体		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	補助金交付額(千円)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	商業団体活性化推進事業費補助金の交付額		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 幸手市商業協同組合等に補助金の交付 - 連絡調整		- 幸手市商業協同組合等に補助金の交付 - 連絡調整		- 幸手市商業協同組合等に補助金の交付 - 連絡調整	

事業No.・名		170	幸手中央地区産業団地奨励金交付事業	担当課名	商工観光課			
予算科目		商工費 商工費 商工振興費		新規・継続の別	継続			
第6次総合振興計画		前期基本計画		補助・単独の別	単独			
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち		事業種類	その他事務事業			
施策	2	商工業の活性化のための支援		SDGsとの関連	⑧	⑨		
施策の内容	4	企業立地の促進・地元雇用の拡大			8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう		
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト						
事業の対象	幸手中央地区産業団地に進出した、指定要件に該当する企業							
事業概要・効果								
【概要】 幸手中央地区産業団地に操業した企業に対し、施設設置・雇用促進・障害者雇用促進・水道加入分担金相当額の奨励金を交付する（令和5年度末で条例の効力を失う）。 【効果】 13区画（12企業）中、11社が操業しており、市民雇用拡大につながっている。								
事業の必要性								
幸手中央地区産業団地に事業所を新設する企業に対して奨励措置を講ずることにより、企業誘致を推進し、市の産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与するため、幸手市幸手中央地区産業団地企業誘致条例に基づき実施する必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること	企業が雇用を考える時点で、雇用促進奨励金の周知を徹底し、市民の雇用拡大を図る							
成果指標1	名称（単位）	雇用者数(人)		成果指標3	名称（単位）			
	指標の説明	幸手中央地区産業団地内における幸手市民の雇用者数（障害者含む）			指標の説明			
成果指標2	名称（単位）	雇用促進奨励金額(千円)		成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明	幸手中央地区産業団地企業誘致条例に基づく雇用促進（障害者含む）奨励金額			指標の説明			
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度			
事業計画	・ 操業する奨励金対象企業に対し、奨励金等を支出		・ 操業する奨励金対象企業に対し、奨励金等を支出		・ 操業する奨励金対象企業に対し、奨励金等を支出			

事業No.・名	171	雇用創出事業	担当課名	商工観光課		
予算科目	労働費 労働諸費 労働諸費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	雇用と労働環境の充実	SDGsとの関連	③	⑧	⑪
施策の内容	1	雇用情報の提供				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	内職／内職を希望する人・求人企業 ハローワーク／就職を希望する人					
事業概要・効果						
【概要】 (内職) 内職相談員を設置し、家庭外で働くことが困難で内職を希望する人の相談に乗り、求人企業に斡旋することでマッチングを図る。 (ハローワーク) ふるさとハローワークを設置し、求人求職相談や企業とのマッチングを図る。 【効果】 雇用拡大が期待できる。						
事業の必要性						
家庭外で働くことができず、内職を希望する者に対し、内職に関する相談及びあっせんを行うため。 また、企業での就職希望者と企業のマッチングを図り、雇用拡大につなげるため実施する必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること	市民・企業・ハローワーク・埼玉県などと連携し、女性や高齢者、障がい者などすべての人に対して内職・雇用機会の拡大を図る					
成果指標1	名称(単位)	内職あっせん率(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	企業に内職希望者を紹介し、面接までいく割合		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	就労支援セミナー・相談会の実施回数(累計)(回)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	ハローワークとの共同及び県が実施するセミナー等の実施数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 内職相談を実施 - ハローワークおよび県との連携		- 内職相談を実施 - ハローワークおよび県との連携		- 内職相談実施 - ハローワークおよび県との連携	

事業No.・名	172	勤労福祉会館管理運営事業	担当課名	商工観光課		
予算科目	労働費 労働諸費 勤労福祉会館費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	3	雇用と労働環境の充実	SDGsとの関連	③	④	⑯
施策の内容	3	福利厚生の充実		  		
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	勤労者					
事業概要・効果						
【概要】 勤労者が安心、安全に文化教養活動に励めるよう勤労福祉会館の管理運営を行う。 【効果】 中心市街地に立地する公共施設のため、勤労者等によるコミュニケーションの促進。						
事業の必要性						
勤労者の文化教養活動の推進と市民福祉の増進を図るため、幸手市勤労福祉会館設置及び管理条例に基づき実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	開館から30年以上経過し、経年劣化している箇所などが目立ってきているので、施設修繕を適正かつ、計画的に実施しながら利用者拡大を図る					
成果指標1	名称(単位)	利用者数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	勤労福祉会館の利用者数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	勤労福祉会館運営業務の実施		- 勤労福祉会館運営業務の実施 - 大規模改修設計業務		- 勤労福祉会館運営業務の実施 - 大規模改修工事	

事業No.・名	173	農業経営安定化支援事業	担 当 課 名	農業振興課		
予 算 科 目	農林水産業費 農業費 農業振興費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑧	⑫	⑰
施策の内容	1	農業経営の強化と担い手の育成・支援		8	12	17
重点対策プロジェクト	—			働きがいも 経済成長も	つくる責任 つかう責任	パートナーシップで 目標を達成しよう
事業の対象	市内に住所を有する農業者、農業法人、農業団体					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 経営所得安定対策事業の実施と農業経営の安定化を図るため補助を行うとともに、戦略的作物の生産振興や生産数量目安の設定等について、関係機関と連携し事業の推進を図る。また、農業者への指導・助言、新規就農者への相談などを実施する。 【効果】 農業経営の安定化及び持続可能な農業の実現						
事業の必要性						
農業経営の安定化を進めるためには、需要動向に応じた適量の米の生産を行うとともに、需要のある作物への転換を促すことなどが必要である。また、認定農業者の拡充や担い手の育成などにより、持続可能な農業を支援する必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること	生産数量目安に沿った生産が行われることを目指し、需要のある戦略的作物への転換を図る農業者に助成を行う。また、農業の担い手確保のため、認定農業者を拡充していく					
成果指標 1	名称（単位）	戦略的作物推進事業補助金額（円）	成果指標 3	名称（単位）	認定農業者数（人）	
	指標の説明	需要のある作物や付加価値の高い作物を生産する農家に対する補助金		指標の説明	市から農業経営改善計画の認定を受けた農業者数	
成果指標 2	名称（単位）	地域水田農業推進事業補助金額（円）	成果指標 4	名称（単位）	農地の利用集積面積（ha）	
	指標の説明	水田の有効活用、農業経営の安定等を図るための地域一体の活動経費に対する補助金		指標の説明	担い手に貸し付けられた農地の面積	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・戦略的作物推進事業 ・地域水田農業推進事業 ・推進会議		・戦略的作物推進事業 ・地域水田農業推進事業 ・推進会議 ・新規補助事業の検討		・地域水田農業推進事業 ・推進会議	

事業No.・名	174	農村文化センター維持事業	担当課名	農業振興課		
予算科目	農林水産業費 農業費 農業総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	維持管理事業		
施策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑧		
施策の内容	1	農業経営の強化と担い手の育成・支援				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 農村文化センターの維持管理及び統廃合の検討を行う。 【効果】 施設の適切な管理、運営が図られる。						
事業の必要性						
農村文化センターは、西公民館と併設しており、住民の生活文化の向上に寄与し、地域行政の拠点としても利用されていることから、施設の適切な維持管理が必要。						
事業実施に当たり目標とすること	施設を適正に維持管理し、利用者数を伸ばし、公共施設個別計画による他の施設との統廃合について、検討を行う					
成果指標1	名称(単位)	利用者数(人)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	年間の利用者数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 施設の維持管理の実施 - 公共施設個別施設計画による統廃合の検討		- 施設の維持管理の実施 - 公共施設個別施設計画による統廃合の検討		- 施設の維持管理の実施 - 公共施設個別施設計画による統廃合の検討	

事業No.・名	175	多面的機能支援事業	担当課名	農業振興課		
予算科目	農林水産業費 農業費 農地費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑮		
施策の内容	2	農業生産基盤の整備と優良農地の保全				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	農振農用地内の農地の所有者、耕作者等					
事業概要・効果						
【概要】 農業・農村の有する多面的機能を支える地域の共同活動や、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支える活動を行う農業者団体等を市が認定し支援している。現在、8組織が活動している。 【効果】 活動により農地や水路等の地域資源が適切に保全管理されるとともに、担い手農家の負担軽減と農地集積の後押しとなる。						
事業の必要性						
地域の良好な環境を維持するにあたり、地域の共同活動によって保全管理されることが必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	多面的機能支援事業を推進し、水路の草刈り・泥上げや農地法面の草刈りなど地域で実施する共同活動を支援するとともに、活動組織や地域の拡大を目指す					
成果指標1	名称(単位)	多面的機能支援事業の活動組織数(団体)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	多面的機能支援事業を実施する活動組織数		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・多面的機能支援事業補助金		・多面的機能支援事業補助金		・多面的機能支援事業補助金	

事業No.・名	176	基幹水利施設管理事業	担当課名	農業振興課		
予算科目	農林水産業費 農業費 農地費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	維持管理事業		
施策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑨		
施策の内容	2	農業生産基盤の整備と優良農地の保全				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	揚水機場等の農業用水利施設、農業者、農業団体					
事業概要・効果						
【概要】 中川水系の農業用水系統の再編成と農業水利施設の整備を行うことによって用水の安定供給を図るとともに、余剰水を都市用水に転用することにより水資源の有効利用を図るため、国営土地改良事業で整備された水利施設の維持管理を県営事業で行っている。 【効果】 農業用水の安定供給及び余剰水の転用等水資源の有効利用が図られる。						
事業の必要性						
昨今の社会経済情勢の変化に伴い、用水の安定供給の公共性、公益性は益々高まっており、農業用水を地域全体で一元的に管理することで、中川水系の用水系統の再編成と余剰水を都市用水等に転用する水資源の有効利用が図られている。						
事業実施に当たり目標とすること	農業用水の安定供給及び余剰水の転用等水資源の有効利用のため、関係機関と連携し適正な管理を行う					
成果指標1	名称（単位）	事業費の一部負担（千円）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	基幹水利施設管理事業「利根中央地区」に係る事業費の負担金		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・揚水機場等の水利施設の維持管理		・揚水機場等の水利施設の維持管理		・揚水機場等の水利施設の維持管理	

事業No.・名		177 農業水利施設整備事業	担 当 課 名		農業振興課				
予 算 科 目		農林水産業費 農業費 農地費		新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別	単独		
政 策		5	にぎわいと活力あふれるまち		事 業 種 類			普通建設事業	
施 策		4	地域農業の推進		SDGsとの関連	⑨			
施策の内容		2	農業生産基盤の整備と優良農地の保全						
重点対策プロジェクト			—						
事業の対象		農業用排水路や管水路等の水利施設、農業者、農業団体							
事 業 概 要 ・ 効 果									
【概要】 約50年前に整備された用排水路や管水路等の水利施設は、地盤沈下や老朽化の影響により安定した農業用水の供給に支障をきたしている。また、流域開発の進展により排水量が増加し、湛水被害も生じている。これらの対策として、県営事業により水利施設の補修・改修工事が進められている。 【効果】 水利施設の機能確保、様々な被害の未然防止が図られ、農業生産の安定化につながる。									
事業の必要性									
農業水利施設の整備は、安定した用水供給や排水能力の確保には必要不可欠である。整備は広範囲・大規模になるため、地元負担が大きくなる。しかし、県が事業主体となり工事が進められることによって、少ない地元負担で整備を実施することができる。									
事業実施に当たり目標とすること		県との調整会議を通して、工事の着実な進行とコスト面についても縮減を図るよう要望していく							
成果指標 1		名称（単位）	権現堂3期地区事業進捗率（%）		成果指標 3		名称（単位）	幸手領・権現堂2期地区（%）	
		指標の説明	総事業費に対する執行済事業費の率				指標の説明	総事業費に対する執行済事業費の率	
成果指標 2		名称（単位）	島中領地区事業進捗率（%）		成果指標 4		名称（単位）		
		指標の説明	総事業費に対する執行済事業費の率				指標の説明		
事業年度		令和5年度		令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 権現堂3期地区（用水路改修） ・ 島中領地区（管水路改修） ・ 幸手領・権現堂2期地区（揚水機場補修）		・ 権現堂3期地区（用水路改修） ・ 島中領地区（管水路改修） ・ 幸手領・権現堂2期地区（揚水機場補修）			・ 権現堂3期地区（用水路改修） ・ 島中領地区（管水路改修） ・ 幸手領・権現堂2期地区（揚水機場補修）		

事業No.・名	178	農業振興地域整備計画変更事業	担当課名	農業振興課		
予算科目	農林水産業費 農業費 農業総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑨	⑮	
施策の内容	2	農業生産基盤の整備と優良農地の保全		 		
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	農業振興地域					
事業概要・効果						
【概要】 農業振興地域整備計画は、農業振興地域における農業施策のマスタープランとなるものであるが、農業振興地域の整備に関する法律により概ね5年ごとに行われる基礎調査に基づき変更するものとされている。現行計画については、前回見直しから5年以上経過していることから、基礎調査・見直しを行うものである。 【効果】 本市の農業の実態や情勢に対応した適切な計画が確保され、農業振興地域における土地の農業上の有効利用と農業近代化のための施策の推進が計画的に行われることにつながる。						
事業の必要性						
農業振興地域整備計画は、優良農地の確保や基盤整備等、総合的な農業生産構造の整備推進や有効的な土地利用のための指針となるものであり、現状に沿った計画の策定が必要となる。						
事業実施に当たり目標とすること	農業振興地域整備計画の見直しを行うことで、優良農地の確保、基盤整備等総合的な農業生産構造の整備推進及び有効的な土地利用につなげる					
成果指標1	名称(単位)	整備計画の進捗率(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	農業振興地域整備計画の策定を100%とした場合の進捗率		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	農業振興地域整備計画の変更					

事業No.・名	179	かんがい排水事業	担当課名	道路河川課		
予算科目	農林水産業業費 農業費 農地費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	普通建設事業		
施策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑨		
施策の内容	2	農業生産基盤の整備と優良農地の保全				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	農業用排水路の水利施設、農業者、農業団体					
事業概要・効果						
【概要】 農業用排水路等の水利施設は、老朽化等による構造物の損壊や大雨等による水路敷の陥没等により安定した農業用水の供給に支障をきたしている。また、水路への土砂等の堆積により水路機能にも影響を及ぼしている。これらの対策として、水路補修・修繕工事及び水路浚渫工事を進めている。 【効果】 水路補修や水路浚渫等を行うことで、用排水路の法面崩壊を防止し、良好な水路断面を確保することにより、農業の安定化を図ることができている。						
事業の必要性						
農業用排水施設の整備を行い、農業用水の確保、水利用の安定化と合理化及び農業上の土地利用の高度化を図る。						
事業実施に当たり目標とすること	充当率の高い起債を積極的に活用し、農業用排水施設の適切な整備に努める					
成果指標1	名称（単位）	水路補修・修繕工事施工箇所（箇所）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	水路補修・修繕工事の施工箇所		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	水路浚渫工事施工箇所（箇所）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	水路浚渫工事の施工箇所		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 水路補修・修繕工事 - 水路浚渫工事		- 水路補修・修繕工事 - 水路浚渫工事		- 水路補修・修繕工事 - 水路浚渫工事	

事業No.・名	180	土地改良施設排水対策事業	担当課名	農業振興課		
予算科目	農林水産業 農業費 農地費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	2	農業生産基盤の整備と優良農地の保全				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	土地改良施設、土地改良区					
事業概要・効果						
【概要】 農地以外からの排水や大雨・台風等の増加により水路等の土地改良施設への排水量が増加し、対応する土地改良区は本来の業務を超えるような負担になっている。そのような本来市が担う公共性の強い部分の負担に対し、その事業を行う土地改良区に対し分担金を支出する。 【効果】 土地改良区及び農業者の負担軽減、円滑な治水対策が図られる。						
事業の必要性						
近年の農地の減少に伴う農地以外からの排水や大雨・台風等の増加によって、土地改良区が果たす公共的な役割の負担が年々増加しており、こうした土地改良区の負担の軽減を図る必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	土地改良区が行う排水事業について、土地改良区と連携して負担軽減の方策を検討していく					
成果指標1	名称(単位)	土地改良排水事業分担金(円)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	排水機場を所有する土地改良区が行う排水事業に係る経費への分担金		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・神扇落悪水路土地改良区へ分担金支出 ・中島用悪水路土地改良区へ分担金支出		・神扇落悪水路土地改良区へ分担金支出 ・中島用悪水路土地改良区へ分担金支出		・神扇落悪水路土地改良区へ分担金支出 ・中島用悪水路土地改良区へ分担金支出	

事業No.・名	181	農産物生産振興事業	担当課名	農業振興課		
予算科目	農林水産費 農業費 農業振興費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	4	地域農業の推進	SDGsとの関連	⑧	⑫	
施策の内容	3	地元農産物の利用促進と高付加価値化への支援		 		
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	市内で生産される農作物とその生産者					
事業概要・効果						
【概要】 農産物直売所や各種イベントにおいてPR活動や効果的な情報発信を行う。また付加価値の高い農産物や加工品の研究開発への支援を行う。 【効果】 幸手産米の知名度向上及び地産地消の推進並びに幸手産農作物の付加価値向上を図る。						
事業の必要性						
県内において幸手産米の知名度は低い状況であるため、特別栽培米コシヒカリを中心としてPRを推進し、知名度向上を図る必要がある。また、付加価値の高い農産物や加工品の開発を推進することで、地域振興にもつながる。						
事業実施に当たり目標とすること	関係機関と連携し、幸手産米だけでなく幸手産農産物の消費拡大を目指すとともに、研究開発への支援を検討していく					
成果指標1	名称(単位)	特別栽培米作付面積(a)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	特別栽培米の作付けが行われた水田の面積		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 幸手産米販売促進業務		・ 幸手産米販売促進業務		・ 幸手産米販売促進業務	

政 策 6

だれもが快適に暮らせるまち【都市基盤】

事業No.・名		182 都市計画事業		担 当 課 名		都市計画課				
予 算 科 目		土木費 都市計画費 都市計画総務費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		6 だれもが快適に暮らせるまち		事 業 種 類		その他事務事業				
施 策		1 計画的な土地利用		SDGsとの関連		⑪				
施策の内容		1 土地利用構想の実現化								
重点対策プロジェクト		3 安全安心・快適なまちプロジェクト								
事業の対象		全市民								
事業概要・効果										
【概要】 都市計画法に基づく市街化区域の見直しや都市計画の決定・変更手続きを行う。また、都市計画区域を構成する杉戸町、宮代町と調整協議を行う。 【効果】 幸手都市計画（幸手市、杉戸町、宮代町）の基本方針である「幸手都市計画区域の整備開発及び保全の方針」に基づいた都市計画の運用が図れる。										
事業の必要性										
幸手都市計画区域の基本方針に基づいた、都市計画の運用と都市計画に関する決定、変更等の必要な手続きを行うため必要である。										
事業実施に当たり目標とすること		幸手都市計画区域事務連絡協議会及び都市計画審議会を開催する								
成果指標 1		名称（単位）		事務連絡協議会の開催(回)		成果指標 3		名称（単位）		
		指標の説明		事務連絡協議会の開催回数				指標の説明		
成果指標 2		名称（単位）		都市計画審議会の開催(回)		成果指標 4		名称（単位）		
		指標の説明		都市計画審議会の開催回数				指標の説明		
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 都市計画審議会の開催 ・ 都市計画区域事務連絡協議会の開催			・ 都市計画審議会の開催 ・ 都市計画区域事務連絡協議会の開催			・ 都市計画審議会の開催 ・ 都市計画区域事務連絡協議会の開催		

事業No.・名	183	都市計画基本図作成事業	担当課名	都市計画課		
予算科目	土木費 都市計画費 都市計画総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	計画的な土地利用	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	土地利用構想の実現化				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 平成14年に測量し作成した都市計画基本図（有償頒布）の更新作業で、1/2,500スケールのマッピングデータと基本図を更新する。 【効果】 前回更新後に整備された道路等（圏央道、橋梁や幸手中央地区産業団地、公園など）の更新を行うことにより、現状に即した地形地物が反映された基本図（地形図）が都市計画決定等、多方面で活用できる。						
事業の必要性						
市内の地形や公共施設等（道路、橋梁、建築物など）を反映した基本図は、都市計画や防災のほか、計画的な土地利用に利用することができ、公的な図書をはじめ、民間の土地利用の資料として有償頒布するために、現状に即した定期的な更新が必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	都市計画基本図の更新業務の執行する					
成果指標1	名称（単位）	都市計画基本図更新作業の進捗率（%）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	事業の進捗率		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 都市計画基本図の更新					

事業No.・名	184	立地適正化計画策定事業	担当課名	都市計画課		
予算科目	土木費 都市計画費 都市計画総務費		新規・継続の別	新規		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	計画的な土地利用	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	土地利用構想の実現化				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 人口減少・高齢者の増加、拡散した市街地及び頻発・激甚化する自然災害を解決するためのコンパクトシティ及びネットワークを図る計画を策定する。 【効果】 都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定することにより、生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化及び居住地の安全性強化等を図ることができる。						
事業の必要性						
立地適正化計画に位置付けられている取組等に対して、集中的に支援されることから、国費補助の嵩上げ・拡充措置を受けることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	地域公共交通計画と連携した立地適正化計画策定を推進する					
成果指標1	名称(単位)	立地適正化計画策定の進捗率(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	事業の進捗率		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・立地適正化計画の策定		・立地適正化計画の策定			

事業No.・名		185	市民参加型のまちづくり推進事業	担 当 課 名	都市計画課		
予 算 科 目		土木費 都市計画費 都市計画総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別	単独		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	計画的な土地利用		SDGsとの関連	⑨	⑪	⑰
施策の内容	4	住民参加型のまちづくり			9	11	17
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト			産業と技術革新の 基盤をつくろう	住み続けられる まちづくりを	パートナーシップで 目標を達成しよう
事業の対象	圏央道上高野周辺土地地区画整理組合設立準備会						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 地域住民が主体となるまちづくり活動への支援のため、活動経費に対する一部を補助する。 【効果】 市民が主体となる活動へ支援を行うことにより、協働のまちづくりを実現し、市民と行政の信頼関係を醸成に寄与する。							
事業の必要性							
まちづくりは、市民と行政が協働で取り組むことが重要で、市民が主体となる活動に対して支援していく必要がある。							
事業実施に当たり 目標とすること		市民が主体となって活動するまちづくりを支援すること					
成果指標 1	名称（単位）	補助事業の進捗率（%）		成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	事業の進捗率			指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）			成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明				指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
事 業 計 画	・ 組合設立準備会への支援 ・ 関係機関協議		・ 組合設立準備会への支援 ・ 関係機関協議		・ 組合設立準備会への支援 ・ 関係機関協議		

事業No.・名		186 乱開発抑止事業		担 当 課 名		都市計画課				
予 算 科 目		土木費 都市計画費 都市計画総務費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独				
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち		事 業 種 類		その他事務事業			
施 策		2	豊かな住環境の整備		SDGsとの関連	⑪				
施策の内容		1	田園景観の保全・創造							
重点対策プロジェクト		3	安全安心・快適なまちプロジェクト							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 幸手インターチェンジ周辺地域等における景観を損ねる残土置場や資材置場などの土地利用の出現を抑止するため、埼玉県や市内の関係部署と連携し定期的なパトロールを実施する。 【効果】 幸手インターチェンジ周辺の不適正な土地利用を抑制することにより周辺の良好な景観形成が図れる。										
事業の必要性										
埼玉県及び圏央道沿線の市町が連携して、圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止に向けた共同宣言を平成20年1月21日に行った。幸手インターチェンジ周辺地域においても、その利便性による乱開発を抑止し、良好な景観を維持する必要がある。										
事業実施に当たり目標とすること		乱開発抑止一斉パトロールの実施と乱開発の確認に努める								
成果指標 1	名称（単位）	乱開発防止パトロールにおける乱開発確認件数(件)			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	埼玉県をはじめとする関係機関及び市内関係部署との一斉パトロール				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明					指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議 ・乱開発抑止一斉パトロールの実施			・産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議 ・乱開発抑止一斉パトロールの実施			・産業基盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議 ・乱開発抑止一斉パトロールの実施		

事業No.・名	187	住宅リフォーム資金補助事業	担当課名	建築指導課		
予算科目	土木費 建築指導費 建築総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	豊かな住環境の整備	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	2	良好な住環境の整備と景観づくり活動の支援				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	住宅を所有する市民					
事業概要・効果						
【概要】 幸手市住宅リフォーム資金補助金交付要綱に基づき、住宅環境の向上並びに市内建設関連業者の振興及び活性化を図るため、市民が市内の施工及び設計業者により、住宅の改良・改善及びその設計等を行った場合、予算の範囲内でその経費の一部を補助する。 【効果】 住宅環境の向上及び市内建設関連業者の振興・活性化につながる。						
事業の必要性						
住宅環境の向上、市内の建設関連業者の振興・活性化を図るため、幸手市住宅リフォーム資金補助金交付要綱に基づき実施する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	市民と市内業者へ広く周知する必要があるため、広報紙、ホームページ、パンフレット等で事前周知に努める					
成果指標1	名称(単位)	市内業者請負額(税抜)(円)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	このリフォームで市内業者が請け負った金額		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)		成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・年2回受付 (予算の範囲内)		・年2回受付 (予算の範囲内)		・年2回受付 (予算の範囲内)	

事業No.・名		188	公園整備・管理事業		担 当 課 名		都市計画課			
予 算 科 目		土木費 都市計画費 公園整備・管理事業			新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画					前期基本計画		補助・単独の別		補助	
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち			事 業 種 類		維持管理事業		
施 策		2	豊かな住環境の整備			SDGsとの関連	⑮			
施策の内容		5	公園整備の推進							
重点対策プロジェクト		3	安全安心・快適なまちプロジェクト							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 市内の都市公園・緑地帯の適正な維持管理を行う。 【効果】 市民の健康づくりの場、憩いの場、運動及び遊びの場を提供できる。										
事業の必要性										
市内の都市公園・緑地帯の適正な維持管理を行うことにより、市民に運動や遊びの場を提供するだけでなく、快適かつ安全な健康づくりや憩いの場を提供するため必要である。										
事業実施に当たり 目標とすること		利用者の健康増進に寄与する								
成果指標 1		名称（単位）	公園施設長寿命化計画における遊具整備率（%）			成果指標 3		名称（単位）	施設の利用者数（人）	
		指標の説明	公園施設長寿命化計画における遊具整備率					指標の説明	指定管理者で管理する施設の年間利用者数	
成果指標 2		名称（単位）	市民一人当たりの都市公園面積（㎡）			成果指標 4		名称（単位）	指定管理検討委員会による総合評価結果（総合評価）	
		指標の説明	市民一人当たりの都市公園面積					指標の説明	指定管理業務事業評価（S～C）	
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・都市公園25箇所 その他80箇所 ・指定管理業務 ※指定管理期間満了（令和元年度～令和5年度） ・公園愛護活動12箇所 ・維持管理業務等 ・公園施設長寿命化工事			・都市公園25箇所 その他80箇所 ・指定管理業務 ・公園愛護活動12箇所 ・維持管理業務等 ・公園施設長寿命化工事			・都市公園25箇所 その他80箇所 ・指定管理業務 ・公園愛護活動12箇所 ・維持管理業務等 ・公園施設長寿命化工事		

事業No.・名		189	指定水路維持管理・整備事業	担 当 課 名		道路河川課		
予 算 科 目		土木費 都市計画費 街路事業費		新規・継続の別		継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		事 業 種 類		維持管理事業		
施 策	2	豊かな住環境の整備		SDGsとの関連	⑪	⑬	⑮	
施策の内容	6	緑地・水辺環境の整備・保全			11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう	
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト						
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 市内11箇所の指定水路を遊歩道として整備及び緑化する。 【効果】 利用者（歩行者及び自転車）に対して、良好な環境を確保することができる。								
事業の必要性								
指定水路や緑地を適正に維持管理することで、利用者（歩行者及び自転車）に対して、良好な環境を確保するため必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		寄附採納による用地の確保、及び草刈り等の維持管理を行う						
成果指標 1	名称（単位）	年間当たりの草刈り実施回数(回)		成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明	1年間に実施した草刈り回数			指標の説明			
成果指標 2	名称（単位）			成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明				指標の説明			
事業年度	令和5年度		令和6年度			令和7年度		
事業計画	・指定水路の除草、及び修繕等の維持管理		・指定水路の除草、及び修繕等の維持管理			・指定水路の除草、及び修繕等の維持管理		

事業No.・名		190	ふれあい散策路整備事業	担当課名	都市計画課			
予算科目		土木費 都市計画費 街路事業費		新規・継続の別	継続			
第6次総合振興計画		前期基本計画		補助・単独の別	単独			
政策	6	だれもが快適に暮らせるまち		事業種類	維持管理事業			
施策	2	豊かな住環境の整備		SDGsとの関連	⑬	⑮		
施策の内容	6	緑地・水辺環境の整備・保全			13	気候変動に具体的な対策を	15	陸の豊かさも守ろう
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト						
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 「ふれあい散策路」について、維持管理及び整備の推進を図る。 【効果】 市内の緑地や水辺と公共施設や文化財などを繋ぐ水と緑の軸を形成することで、市のさらなる魅力創造に寄与する。								
事業の必要性								
市内の緑地や水辺と、公共施設や文化財などを繋ぐ水と緑の軸を形成することで、市のさらなる魅力創造に寄与する。 また、中川沿いについては、第2次幸手市都市計画マスタープランにより水と緑の軸として位置づけているので、豊かな自然との触れ合いや健康増進を目的とした自転車・歩行等に対応する保全・整備を図るため必要である。								
事業実施に当たり目標とすること	ふれあい散策路の維持管理、及び整備の推進を目指す							
成果指標1	名称（単位）	年間当たりの草刈り実施回数（回）		成果指標3	名称（単位）			
	指標の説明	1年間に実施した草刈り回数			指標の説明			
成果指標2	名称（単位）			成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明				指標の説明			
事業年度	令和5年度		令和6年度			令和7年度		
事業計画	・維持管理 ・整備の推進		・維持管理 ・整備の推進			・維持管理 ・整備の推進		

事業No.・名	191	幸手駅西口土地区画整理事業	担当課名	まちづくり事業課		
予算科目	(特) 区画整理事業費 (特) 区画整理事業費 (特) 幸手駅西口土地区画整理事業費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	補助		
政策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事業種類	普通建設事業		
施策	2	豊かな住環境の整備	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	8	幸手駅西口土地区画整理事業の推進				
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	事業施行区域内の権利者					
事業概要・効果						
【概要】 幸手駅西口地区の利便性及び快適性を高め、安全で快適な魅力ある市街地整備を図るため、土地区画整理事業の実施により、都市計画道路、区画道路、公園等の公共施設の整備改善を一体的に行う。 【効果】 都市計画道路、区画道路、公園等の公共施設の整備改善が一体的に行われ、より快適な居住環境を得ることができる。						
事業の必要性						
幸手駅西口地区は、道路の大半が狭小であり、公園等の公共空間も十分に確保されていないなど、防災面においての課題や西側の市街化が促進されない課題があり、都市基盤が脆弱な既成市街地の防災性の向上を図る必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	既成市街地の防災性の向上を図るため、都市計画道路、区画道路、公園等の整備を推進する					
成果指標1	名称(単位)	幸手駅西口土地区画整理事業の仮換地指定進捗率(%)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	仮換地全体面積に対する仮換地指定済面積の割合		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	幸手駅西口土地区画整理事業の幹線道路整備進捗率(%)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	幹線道路総延長に対する幹線道路整備済延長の割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・仮換地指定 ・工事施工 (都市計画道路 西口停車場線、 区画道路、 宅地造成等) ・物件移転補償 ・工事設計等		・仮換地指定 ・工事施工 (都市計画道路 西口停車場線、 区画道路、 宅地造成等) ・物件移転補償 ・工事設計等		・仮換地指定 ・工事施工 (区画道路、 宅地造成、 仮設道路撤去等) ・物件移転補償 ・工事設計等	

事業No.・名		192 河川・ポンプ場整備事業	担 当 課 名		道路河川課						
予 算 科 目			土木費 河川費 河川総務費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画					前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち			事 業 種 類		普通建設事業			
施 策		3	雨水対策の推進			SDGsとの関連		⑪		⑬	
施策の内容		1	河川やポンプ場の整備								
重点対策プロジェクト		3	安全安心・快適なまちプロジェクト								
事業の対象		全市民									
事業概要・効果											
【概要】 浸水被害軽減のため、準用河川、普通河川（市街化区域内水路）の改修、ポンプ場の新設・改良を行う事業である。 【効果】 浸水被害の軽減による水災害に対する安全性の向上により、だれもが快適に暮らせるまちの形成につながる。											
事業の必要性											
浸水被害の発生する地区が多数あり、被害軽減が求められており、市民の安全な生活の確保や財産の保全のため必要な事業である。											
事業実施に当たり 目標とすること		将来計画では降雨強度50mm/h r で道路冠水による通行止めが発生しないこと、 暫定計画では降雨強度30mm/h r で床下浸水が生じない整備を目標とする									
成果指標 1		名称（単位）	時間雨量30mm以下の大雨時における床下浸水（店舗内浸水を含む）の発生件数(件)			成果指標 3		名称（単位）			
		指標の説明	時間雨量30mm以下の大雨時における床下浸水（店舗内浸水を含む）の発生件数					指標の説明			
成果指標 2		名称（単位）				成果指標 4		名称（単位）			
		指標の説明						指標の説明			
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度			
事業計画		・ 大中落流域水路整備工事			・ 北 2 丁目地内水路調査設計業務委託 ・ 香日向排水機場機能向上設計業務委託			・ 北 2 丁目地内水路改修工事に伴う用地買収 ・ 香日向排水機場機能向上工事			

事業No.・名		193	河川・ポンプ場維持事業		担 当 課 名		道路河川課			
予 算 科 目		土木費 河川費 河川総務費			新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画					前期基本計画		補助・単独の別		単独	
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち			事 業 種 類		維持管理事業		
施 策		3	雨水対策の推進			SDGsとの関連	⑪	⑬		
施策の内容		2	河川やポンプ場の適切な維持管理				11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を		
重点対策プロジェクト		3	安全安心・快適なまちプロジェクト							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 準用河川、普通河川（市街化区域内水路）、ポンプ場の維持管理計画に基づく計画的修繕や点検、また日常的な維持管理を行う事業である。 【効果】 適切な維持管理を行うことにより、河川等の機能維持を図り浸水被害の軽減につながる。										
事業の必要性										
浸水被害の発生する地区が多数あり、被害軽減が求められており、市民の安全な生活の確保や財産の保全のため必要な事業である。										
事業実施に当たり目標とすること		点検業務によるポンプの点検回数								
成果指標 1	名称（単位）	出水期のポンプ場点検回数（回）			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	出水期のポンプ場点検回数				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明					指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・雨水排水ポンプ点検業務委託 ・雑草刈払業務委託 ・緊急対応業務委託 ・ポンプ修繕工事 ・第3ポンプ場ポンプ交換工事 ・排水路・調整池等浚渫工事 ・排水路・調整池等等補修工事 ・原材料費ほか			・雨水排水ポンプ点検業務委託 ・雑草刈払業務委託 ・緊急対応業務委託 ・大中落鋼矢板損傷点検業務委託 ・ポンプ修繕工事 ・第3ポンプ場ポンプ交換工事 ・準用河川浚渫工事 ・排水路・調整池等浚渫工事 ・排水路・調整池等等補修工事 ・原材料費ほか			・雨水排水ポンプ点検業務委託 ・雑草刈払業務委託 ・緊急対応業務委託 ・ポンプ修繕工事 ・順礼ポンプ場ポンプ分解整備工事他 ・排水路・調整池等浚渫工事 ・排水路・調整池等等補修工事 ・原材料費ほか		

事業No.・名		194 調整池・流域貯留施設維持事業	担 当 課 名		道路河川課					
予 算 科 目			土木費 河川費 河川総務費		新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独		
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち			事 業 種 類		維持管理事業		
施 策		3	雨水対策の推進			SDGsとの関連	⑪	⑬		
施策の内容		3	既存開発地に対する流域貯留施設などの維持管理				11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を		
重点対策プロジェクト		3	安全安心・快適なまちプロジェクト							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 小中学校の校庭に設置している流域貯留施設や、工業団地や住宅団地等の開発に伴い設置された調整池の維持管理を行う事業である。またこれらの雨水流出抑制を補完するため住宅等への雨水貯留槽設置費助成事業も実施する。 【効果】 雨水が水路や河川へ流出することを抑制し内水や洪水による被害の軽減につながる。										
事業の必要性										
近年多発する大規模な水害被害の軽減のため、国で推進する流域治水プロジェクトに係る事業であること、また市の内水対策のため必要な事業である。幸手市雨水貯留槽設置費等助成金交付要綱に基づく事業である。										
事業実施に当たり目標とすること		助成事業のPRを行い雨水流出の抑制に努める								
成果指標 1	名称（単位）	雨水貯留槽の設置数(基)			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	雨水貯留槽の設置数				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明					指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 樹木剪定業務 ・ 修繕料 ・ 雨水貯留槽設置費助成事業			・ 樹木剪定業務 ・ 修繕料 ・ 雨水貯留槽設置費助成事業			・ 樹木剪定業務 ・ 修繕料 ・ 雨水貯留槽設置費助成事業		

事業No.・名	195	雨水対策事業（事前調査）	担 当 課 名	下水道課		
予 算 科 目	(公)資本的支出 建設改良費 雨水管渠建設改良費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	普通建設事業		
施 策	3	雨水対策の推進	SDGsとの関連	⑥	⑪	⑬
施策の内容	4	調整池や雨水幹線の整備の検討		6	11	13
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	市内					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 現認可期間（令和3年度～令和6年度）以降から事業開始予定の雨水事業に関して必要となる事前調査を行うものである。 【効果】 より効率的な雨水計画の策定につながる。						
事業の必要性						
より効率的な雨水計画の策定を図ることができる。						
事業実施に当たり 目標とすること	埼玉県と幸手市が連携して河川（外水）及び雨水（内水）の施設整備をより効率的に実施できるよう、事業間調整を行いながら、連携方策の調査・検討に努める					
成果指標 1	名称（単位）	県・関係市との協議等の回数(回)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	県・関係市との協議等の回数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 雨水対策施設の検討		・ 雨水対策施設の検討		・ 雨水幹線等 地質調査 現況測量 都市計画手続き準備	

事業No.・名	196	雨水対策整備事業	担当課名	道路河川課		
予算科目	土木費 河川費 河川総務費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事業種類	普通建設事業		
施策	3	雨水対策の推進	SDGsとの関連	⑪	⑬	
施策の内容	4	調整池や雨水幹線の整備の検討		11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 埼玉県との河川・下水道事業調整協議会により河川事業、下水道事業が連携した対策を検討している。その連携施策を実施する事業であるが、道路河川課では準用河川大中落及びその流域、倉松川大堰橋周辺地域の既存ポンプ場の増強に関する事業を行うものである。 【効果】 中5丁目の大中落流域、東2丁目の倉松川流域大堰橋周辺地域の浸水被害の軽減につながる。						
事業の必要性						
中5丁目の大中落流域、東2丁目の倉松川流域大堰橋周辺地域の浸水被害の軽減のため必要な事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	現時点では具体的な事業が決定していないため、国、県、関係市との協議を行う					
成果指標1	名称（単位）	県・関係市との協議等の回数（回）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	県・関係市との協議等の回数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・河川・下水道事業調整協議会での検討 （大中落流域、倉松川流域）		・河川・下水道事業調整協議会での検討 （大中落流域、倉松川流域）		・河川・下水道事業調整協議会での検討 （大中落流域、倉松川流域）	

事業No.・名		197	流域貯留施設整備事業		担 当 課 名		道路河川課			
予 算 科 目		土木費 河川費 河川総務費			新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		単独			
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち			事 業 種 類		普通建設事業		
施 策		3	雨水対策の推進			SDGsとの関連	⑪	⑬		
施策の内容		4	調整池や雨水幹線の整備の検討				11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を		
重点対策プロジェクト		3	安全安心・快適なまちプロジェクト							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 雨水が水路や河川へ流出することを抑制するため、学校の校庭等に流域貯留施設を整備する。 【効果】 雨水の流出抑制を行うことにより内水被害の軽減、河川の氾濫の抑制が図られ安全に住み続けられるまちづくりの実現につながる。										
事業の必要性										
近年多発する大規模な水害被害の軽減のため、国で推進する流域治水プロジェクトに係る事業であること、また市の内水対策のため必要な事業である。										
事業実施に当たり目標とすること		整備を促進し雨水流出の抑制効果の維持に努める								
成果指標 1	名称（単位）	貯留施設の設置数(箇所)			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	貯留施設の設置数				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明					指標の説明				
事 業 年 度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事 業 計 画		・ 雨水流域貯留施設整備工事			・ 職員による検討			・ 職員による検討		

事業No.・名		198 都市計画道路整備事業		担 当 課 名		都市計画課	
予 算 科 目		土木費 都市計画費 街路事業費		新規・継続の別		継続	
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画		補助・単独の別		単独	
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類		普通建設事業	
施 策		4	道路網の整備	SDGsとの関連	⑨	⑪	
施策の内容		1	都市計画道路の整備		9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	
重点対策プロジェクト			—				
事業の対象		全市民					
事業概要・効果							
【概要】 杉戸幸手栗橋線、惣新田幸手線バイパス、幸手鷺宮線（幸手市役所入口交差点）の右折禁止解除に向けた整備推進を図る。 【効果】 幸手駅西口土地区画整理事業に併せて、都市計画道路杉戸幸手栗橋線を整備することで、駅西口へ円滑に移動できる道路を確保することができる。幸手鷺宮線（幸手市役所入口交差点）右折禁止解除により、市内交通の円滑化に寄与する。							
事業の必要性							
都市計画道路を整備することで、市内交通の円滑化にするため必要である。							
事業実施に当たり目標とすること		①都市計画道路杉戸幸手栗橋の幸手駅西口整備箇所から県道さいたま幸手線までの区間について整備を行う ②幸手鷺宮線（幸手市役所入口交差点）の右折禁止解除を行う					
成果指標 1	名称（単位）	都市計画道路整備率（%）		成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	都市計画道路整備率			指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）			成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明				指標の説明		
事業年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画		【杉戸幸手栗橋線】 ・関係機関協議 ・測量設計業務等 【幸手鷺宮線（幸手市役所入口交差点）右折禁止解除】 ・関係機関協議 【惣新田幸手線バイパス】 ・関係機関協議		【杉戸幸手栗橋線】 ・関係機関協議 ・測量設計業務等 【幸手鷺宮線（幸手市役所入口交差点）右折禁止解除】 ・関係機関協議 【惣新田幸手線バイパス】 ・関係機関協議		【杉戸幸手栗橋線】 ・関係機関協議 ・測量設計業務等 【幸手鷺宮線（幸手市役所入口交差点）右折禁止解除】 ・関係機関協議 【惣新田幸手線バイパス】 ・関係機関協議	

事業No.・名	199	建築後退用地等買収事業	担 当 課 名	建築指導課		
予 算 科 目	土木費 建築指導費 建築総務費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	4	道路網の整備	SDGsとの関連	⑨	⑪	
施策の内容	2	生活道路の整備・維持管理		9 産業と資源循環の 基盤をつくらう	11 住み続けられる まちづくりを	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	狭あい道路の後退部分の土地を所有する市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 市道で建築基準法第42条第2項に規定する道路の建築後退用地又は隅切用地を市において予算の範囲内で買収することにより、法の趣旨の徹底を図り、防災及び快適な住宅地の環境づくりに寄与することを目的とする。 【効果】 市街化区域の狭あい道路を解消する。						
事業の必要性						
市街化区域の狭あい道路を解消するため、幸手市建築後退用地等買収要綱に基づき実施する必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること	補助事業を周知し、狭あい道路の解消に努める					
成果指標 1	名称（単位）	4m未満の道路後退用地に対する買い上げ延長(m)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	狭あい道路から幅員4mの道路に広がった長さ		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 後退用地買収 5 件		・ 後退用地買収 5 件		・ 後退用地買収 5 件	

事業No.・名	200	道路改良事業	担 当 課 名	道路河川課		
予 算 科 目	土木費 道路橋りょう費 道路新設改良費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画	補助・単独の別	単独	
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	普通建設事業		
施 策	4	道路網の整備	SDGsとの関連	⑨	⑪	
施策の内容	2	生活道路の整備・維持管理		9 産業と強靱な基盤をつくらう	11 住み続けられるまちづくりを	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 狭あい道路の拡幅や路面排水処理のための側溝整備、バリアフリー対策を考慮した歩道整備等の道路機能の改良を行い、安全で快適な道路空間の整備を行う。 【効果】 道路施設の改良を行うことにより安心安全で快適な道路交通網の形成を推進する。						
事業の必要性						
安全で快適な道路空間の整備により、快適に暮らせるまちの形成につながるため必要な事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	交通弱者の視点から道路整備を実施する					
成果指標 1	名称（単位）	狭あい道路の拡幅工事延長（m）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	狭あい道路の拡幅工事延長		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 道路用地取得 ・ 用地借上料 ・ 土地測量業務 ・ 境界確認業務 ・ 市道92号線測量設計業務		・ 道路用地取得 ・ 用地借上料 ・ 土地測量業務 ・ 境界確認業務 ・ 市道92号線道路改良工事 ・ 市道132号線設計業務委託		・ 道路用地取得 ・ 用地借上料 ・ 土地測量業務 ・ 境界確認業務 ・ 市道92号線用地取得 ・ 市道132号線道路改良工事	

事業No.・名		201	道路台帳・区域線測量整備事業		担 当 課 名		道路河川課			
予 算 科 目		土木費 土木管理費 土木総務費			新規・継続の別		継続			
第 6 次 総 合 振 興 計 画		前 期 基 本 計 画			補助・単独の別		単独			
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち			事 業 種 類		維持管理事業		
施 策		4	道路網の整備			SDGsとの関連	⑨	⑪		
施策の内容		2	生活道路の整備・維持管理				9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを		
重点対策プロジェクト			—							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 道路法第28条により作成が義務付けられている道路台帳の附図修正及び調書の更新作業を実施する。（道路台帳補正）また、官地（道路等）と民地の境界及び幅員等の確定作業を実施する。（区域線測量） 【効果】 道路区域が明確になり適正な管理ができる。また台帳の閲覧に対応することができる。										
事業の必要性										
都市計画道路事業や開発行為による新規路線の認定、道路拡幅や境界確定による道路区域の変更等を道路台帳に反映させなければならない。また、区域線測量は官民境界及び道路幅員を確定させることで、沿道の建物建築やまちづくりに寄与するため必要である。										
事業実施に当たり目標とすること		国道や県道、河川の整備により、これに接する市道部の台帳補正ができていないため、早急に台帳未補正箇所については解消し、毎年変化する道路状況に合わせて正確な情報を台帳に反映させる								
成果指標 1	名称（単位）	道路台帳補正(m)			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	路線の変更を反映させた正確な台帳を整備する				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）	区域線測量(m ²)			成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明	市街化区域の官民境界を確定し道路幅員を確定する				指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 道路台帳補正業務 補正箇所5,000m（市全域） ・ 道路台帳管理システム 利用料・保守料			・ 道路台帳補正業務 補正箇所5,000m（市全域） ・ 区域線測量業務 区域面積14,000m ² （中5丁目） ・ 道路台帳管理システム 利用料・保守料			・ 道路台帳補正業務 補正箇所5,000m（市全域） ・ 区域線測量業務 区域面積13,000m ² （北1丁目） ・ 道路台帳管理システム 利用料・保守料		

事業No.・名	202	道路維持事業	担 当 課 名	道路河川課		
予 算 科 目	土木費 道路橋りょう費 道路維持費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	4	道路網の整備	SDGsとの関連	⑨	⑪	
施策の内容	3	舗装の維持修繕の実施		9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					

事業概要・効果

【概要】

幸手市舗装修繕計画に基づき幹線道路等の舗装については計画的修繕を実施し、その他の路線の舗装、側溝等の小構造物については市民要望やパトロールにより発見した損傷箇所の修繕を行う。その他、快適な道路環境の維持のため除草や植栽剪定等の維持業務を行う。

【効果】

道路施設の適切な管理を行うことにより安心安全で快適な道路交通網が確保される。

事業の必要性

道路施設のライフサイクルコストの低減、交通の安全性の確保、適切な道路空間の保全を行うことにより快適に暮らせるまちの形成につながるため必要な事業である。

事業実施に当たり目標とすること 幸手市舗装修繕計画に基づき幹線道路の舗装修繕を計画的に実施する

成果指標1	名称（単位）	計画的な舗装修繕の実施 (m/年)	成果指標3	名称（単位）	
	指標の説明	幹線道路の計画的な舗装修繕の実施		指標の説明	
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）	
	指標の説明			指標の説明	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度
事業計画	・八重桜通り管理業務委託 ・路面清掃業務委託 ・道路雑草刈払業務委託 ・道路植栽剪定業務委託 ・路面性状調査業務委託 （R4年度10号補正繰越明許費） ・東西自由通路管理業務委託 ・側溝清掃業務委託 ・道路補修工事 ・市道1-1号外線道路舗装工事 ・市道1-1号外線道路舗装工事 （R4年度10号補正繰越明許費） ・市道1-13号線道路舗装工事 （R4年度10号補正繰越明許費） ・市道1-23号線道路舗装工事 ・その他維持事業		・八重桜通り管理業務委託 ・路面清掃業務委託 ・道路雑草刈払業務委託 ・道路植栽剪定業務委託 ・路面性状調査業務委託 ・東西自由通路管理業務委託 ・側溝清掃業務委託 ・道路補修工事 ・市道1-1号線外道路舗装工事 ・市道1-13号線道路舗装工事 ・市道2-3号線道路舗装工事 ・その他維持事業		・八重桜通り管理業務委託 ・路面清掃業務委託 ・道路雑草刈払業務委託 ・道路植栽剪定業務委託 ・路面性状調査業務委託 ・東西自由通路管理業務委託 ・側溝清掃業務委託 ・道路補修工事 ・市道1-1号線外道路舗装工事 ・市道1-13号線道路舗装工事 ・市道2-3号線道路舗装工事 ・市道1-5号線道路舗装工事 ・その他維持事業

事業No.・名		203	橋りょう維持事業	担 当 課 名		道路河川課				
予 算 科 目		土木費 道路橋りょう費 橋りょう維持費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		補助		
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち		事 業 種 類		維持管理事業			
施 策		4	道路網の整備		SDGsとの関連	⑨		⑪		
施策の内容		4	橋りょうの維持修繕の実施			9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを		
重点対策プロジェクト			—							
事業の対象		全市民								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 道路法42条の規定及び「幸手市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう定期点検や橋りょう修繕を実施する。 【効果】 橋りょうの長寿命化及び、ライフサイクルコストの低減が図れる。										
事業の必要性										
道路法施行規則第4条5の6の規定により、点検を5年に1回実施する。この点検に基づき、橋りょうの健全を状態監視しながら損傷程度に応じ計画的な修繕を行う。このことにより安全な道路網が確保され、快適に暮らせるまちの形成につながるため必要である。										
事業実施に当たり目標とすること		定期点検の中で状態監視を行い、計画的な修繕を実施する								
成果指標 1	名称（単位）	橋りょう点検数（橋）			成果指標 3	名称（単位）				
	指標の説明	橋りょう点検数				指標の説明				
成果指標 2	名称（単位）				成果指標 4	名称（単位）				
	指標の説明					指標の説明				
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 橋りょう定期点検 ・ 修繕設計業務委託（435-2号橋） ・ 橋りょう維持業務 ・ 橋りょう緊急点検業務 ・ 橋りょう緊急対応工事 ・ 舟渡橋管理負担金			・ 橋りょう定期点検 ・ 橋りょう修繕工事（幸南橋歩道橋、高平橋） ・ 橋りょう維持業務 ・ 橋りょう緊急点検業務 ・ 橋りょう緊急対応工事 ・ 舟渡橋管理負担金			・ 橋りょう定期点検 ・ 橋りょう修繕工事（435-2号橋） ・ 橋りょう修繕工事（台橋外5橋） ・ 橋りょう維持業務 ・ 橋りょう緊急点検業務 ・ 橋りょう緊急対応工事 ・ 舟渡橋管理負担金		

事業No.・名		204 倉松川改修に伴う市道橋架換事業	担 当 課 名		道路河川課	
予 算 科 目		土木費 道路橋りょう費 橋りょう新設改良費		新規・継続の別	継続	
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前 期 基 本 計 画		補助・単独の別	補助
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち		事 業 種 類	
施 策		4	道路網の整備		SDGsとの関連	⑨
施策の内容		4	橋りょうの維持修繕の実施			⑪
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象		全市民				
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 国道4号から上流側の一級河川倉松川の改修に伴い、3橋の市道橋が川幅が広がることから架け換えが必要となるため、河川管理者である埼玉県との負担協定により市が事業を行うものである。 【効果】 倉松川未改修区間の早期改修は、中5丁目地区の道路冠水の軽減に効果が見込まれる。						
事業の必要性						
倉松川の上流域の浸水被害軽減のため必要である。						
事業実施に当たり目標とすること		埼玉県の河川改修事業の進捗に併せ、市道橋の架け換えを行うこととなるので、県と連絡を密に行い、必要に応じて協議を実施し事業進捗に努める				
成果指標1	名称（単位）	県との協議回数(回)		成果指標3	名称（単位）	
	指標の説明	県との協議回数			指標の説明	
成果指標2	名称（単位）			成果指標4	名称（単位）	
	指標の説明				指標の説明	
事業年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度
事業計画		・ 県の用地買収に対する協力		・ 県の用地買収に対する協力		・ 倉松川河川改修に伴う市道橋架換工事（大日橋 下部工2基） ・ 設計（工事費積算）委託

事業No.・名	205	中川改修に伴う上船渡橋架換事業	担 当 課 名	道路河川課		
予 算 科 目	土木費 道路橋りょう費 橋りょう新設改良費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画	補助・単独の別	補助	
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	普通建設事業		
施 策	4	道路網の整備	SDGsとの関連	⑨	⑪	
施策の内容	4	橋りょうの維持修繕の実施				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 令和3年度末に市道1-25号線(旧県道幸手境線)として供用された上船渡橋が、埼玉県にて施行される一級河川中川改修事業に伴い、架け換えが必要となるため、埼玉県との負担協定(R4.3.18)により県が事業を行うものである。 【効果】 上船渡橋より上流域の浸水被害の軽減が図られる。						
事業の必要性						
幸手市を含め、上船渡橋より上流域の久喜市、加須市、羽生市の浸水被害軽減に効果があるため必要な事業である。						
事業実施に当たり 目標とすること	事業執行は埼玉県により行われるため、県と連絡を密に取り必要に応じて県と協議を行う					
成果指標1	名称(単位)	県との協議回数(回)		成果指標3	名称(単位)	
	指標の説明	県との協議回数			指標の説明	
成果指標2	名称(単位)			成果指標4	名称(単位)	
	指標の説明				指標の説明	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・負担金(旧橋撤去、工事用栈橋工) ・負担金(仮橋・迂回路)(R4年度10号補正繰越明許費) ・年度協定		・負担金(下部工、護岸工) ・年度協定		・負担金(下部工、護岸工) ・年度協定	

事業No.・名	206	市内循環バス運行事業	担 当 課 名	市民協働課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	5	公共交通の利便性の確保	SDGsとの関連	③	⑪	
施策の内容	4	利便性の高い公共交通の推進				
重点対策プロジェクト	3	安全安心・快適なまちプロジェクト				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 高齢者を中心とした市民の通院や買い物などの日常生活を支えるための足となる公共交通として、5系統の路線で構成される市内循環バスを運行する。 【効果】 増加する高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための足となる公共交通網を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資することができる。						
事業の必要性						
増加する高齢者を中心とした市民の通院や買い物などの日常生活を支えるため、高齢者が快適に暮らすために人口が少ない地域も含めて公共交通網を確保するため必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	市民の日常生活を支えるための足となる利用しやすい公共交通となるよう、市内循環バスの運行内容などについて工夫して案内し利用者数の増加を図る					
成果指標 1	名称（単位）	市内循環バスの利用者数（人）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市内循環バスの利用者数。		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 通年 ・ 市内全域 ・ 市内循環バス運行 ・ 地域公共交通計画策定		・ 通年 ・ 市内全域 ・ 市内循環バス運行		・ 通年 ・ 市内全域 ・ 市内循環バス運行	

事業No.・名		207 老朽管更新事業		担 当 課 名		水道管理課				
予 算 科 目		(公)資本的支出 建設改良費 配水管増補改良費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		6 だれもが快適に暮らせるまち		事 業 種 類		維持管理事業				
施 策		6 安全な水の供給		SDGsとの関連		⑥		⑪		
施策の内容		1 水の安定供給								
重点対策プロジェクト		—								
事業の対象		給水区域内の老朽管								
事 業 概 要 ・ 効 果										
【概要】 布設から年数が経過した老朽管を計画的に更新する。特に既存の石綿セメント管は優先的に更新する。 【効果】 地震に強い配管網が構築されることにより、水道水の安定供給に寄与する。										
事業の必要性										
水道はライフラインの重要な施設であり、老朽管（特に石綿セメント管）は大地震に備え、更新は急務となっている。										
事業実施に当たり 目標とすること		①水道管の管路総延長に対する老朽管（石綿セメント管）の更新率を令和5年度で100%とする ②同時に漏水調査を計画的に実施し、漏水防止を図るとともに有収率を89.5%とする								
成果指標1		名称（単位）		老朽管（石綿セメント管） の更新率(%)		成果指標3		名称（単位）		
		指標の説明		100%－（石綿セメント 管残延長/総管路延長）				指標の説明		
成果指標2		名称（単位）		有収率(%)		成果指標4		名称（単位）		
		指標の説明		(料金として収入のあった 水量/浄水場からの配水した 水量) × 100%				指標の説明		
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 老朽管更新延長 L=437.2m ・ 漏水調査 戸別調査 1500戸 路面調査 15.0Km			・ 老朽管更新延長 L=437.0m ・ 漏水調査 戸別調査 1500戸 路面調査 15.0Km			・ 老朽管更新延長 L=437.0m ・ 漏水調査 戸別調査 1500戸 路面調査 15.0Km		

事業No.・名	208	浄水場施設更新事業	担 当 課 名	水道管理課		
予 算 科 目	(公)資本的支出 建設改良費 施設改良費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	6	安全な水の供給	SDGsとの関連	⑥	⑪	
施策の内容	1	水の安定供給				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	第 1 浄水場・第 2 浄水場					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 平成23年度に策定した「幸手市水道ビジョン」において、策定時に浄水場の施設について「水道施設更新指針」に基づいた老朽度の評価をした結果、早急に更新を行うと判断された施設設備から、順次更新工事を行う。 【効果】 老朽化した水道施設を更新することにより、お客様に安全で安心した水道水を供給することができ						
事業の必要性						
安全で安定した給水を継続するためには、計画的に機械・電気設備の改良、更新が必要である。機械・電気設備の更新は莫大な費用が必要なため、設備の重要度に応じて計画的に事業を推進していくことが必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	幸手市水道事業経営戦略の投資計画をもとに浄水場施設更新事業を実施し、投資計画の最終年度である令和9年度を目標年度とする					
成果指標 1	名称（単位）	達成率（％）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	更新した事業費／10年間の総事業費		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	水質基準達成率（％）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	年間水質基準適合回数／年間水質検査回数（12回）		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 第 2 浄水場設備更新工事 ・ 取水施設更新工事 ・ 水質検査業務		・ 第 1 浄水場設備更新工事 ・ 第 2 浄水場設備更新工事 ・ 取水施設更新工事 ・ 水質検査業務		・ 第 2 浄水場設備更新工事 ・ 水質検査業務	

事業No.・名	209	汚水管渠整備事業	担 当 課 名	下水道課		
予 算 科 目	(公)資本的支出 建設改良費 汚水管渠建設改良費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画	補助・単独の別	補助	
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	普通建設事業		
施 策	7	生活排水対策の推進	SDGsとの関連	⑥	⑪	⑭
施策の内容	1	公共下水道の整備		6	11	14
重点対策プロジェクト	—			安全な水とトイレ を世界中に	住み続けられる まちづくりを	海の豊かさを 守ろう
事業の対象	市内					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 生活環境の改善と水質の保全を図るため、公共下水道の幹線を整備するものである。 【効果】 健康で快適な生活環境の確保と公共用水域及び河川の水質保全につながる。						
事業の必要性						
健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域及び河川の水質を保全することができる事業である。						
事業実施に当たり 目標とすること	生活排水未処理人口をゼロにすることを目標に、各地域がその地域に最も適した形で、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を適宜選択しながら整備を推進する					
成果指標 1	名称（単位）	公共下水道整備率(汚水) (%)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	下水道都市計画決定面積(577ha)における公共下水道整備面積の整備率		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	< 幹線整備 > ・ 大字幸手～円藤内 延長 L=430m < 枝線整備 > ・ 西 1 東側 延長L=486.3m ・ 南 3 丁目(区画) 延長 L=120m ・ 補償調査業務 ・ 実施設計業務		< 幹線整備 > ・ 円藤内～千塚 延長 L=307m < 枝線整備 > ・ 南 3 丁目(西側) 延長 L=270m ・ 補償調査業務 ・ 実施設計業務 ・ 移設、家屋補償		< 幹線整備 > ・ 千塚 マンホールポンプ1基 < 枝線整備 > ・ 西 2 丁目(南側) 延長 L=1,123m ・ 南 3 丁目 延長 L=270m ・ 補償調査業務 ・ 実施設計業務	

事業No.・名	210	下水道施設維持管理事業	担 当 課 名	下水道課		
予 算 科 目	(公) 下水道事業費用 営業費用 汚水管渠費・汚水ポンプ場費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	7	生活排水対策の推進	SDGsとの関連	⑥	⑪	⑭
施策の内容	3	公共下水道施設の維持管理の充実		6	11	14
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	公共下水道整備地区の世帯					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 公共下水道施設及び汚水管渠等の適切な維持管理を行う。 【効果】 公共下水道整備地区の公共用水域の保全や生活環境の向上と併せ施設の機能を確保できる。						
事業の必要性						
公共下水道事業は、整備地域の公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的としたかかせない事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	適正な運転・保守点検と計画的な修繕工事をおこない、施設の延命化を推進していく					
成果指標 1	名称（単位）	施設の修繕箇所数(箇所)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	公共下水道施設の維持管理のためにおこなった修繕箇所数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・汚水中継ポンプ場の機械・電気設備の運転・保守点検 ・汚水中継ポンプ場、汚水管渠等の修繕工事、機械・電気設備の修繕工事		・汚水中継ポンプ場の機械・電気設備の運転・保守点検 ・汚水中継ポンプ場、汚水管渠等の修繕工事、機械・電気設備の修繕工事		・汚水中継ポンプ場の機械・電気設備の運転・保守点検 ・汚水中継ポンプ場、汚水管渠等の修繕工事、機械・電気設備の修繕工事	

事業No.・名	211	農業集落排水施設維持管理事業	担 当 課 名	下水道課		
予 算 科 目	(特) 維持管理費 維持管理費 農業集落排水維持管理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前 期 基 本 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	7	生活排水対策の推進	SDGsとの関連	⑥	⑪	⑭
施策の内容	4	農業集落排水施設による維持管理の充実および水洗化の促進		6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	14 海の豊かさを 守ろう
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	農業集落排水整備地区の世帯					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 農業集落排水施設及び污水管渠等の適切な維持管理を行う。 【効果】 農業集落排水整備地区の公共用水域の保全や生活環境の向上と併せ施設の機能を確保できる。						
事業の必要性						
農業集落排水施設維持管理事業は、整備地域の生活排水をきれいに浄化してから水路に放流するため、地域の衛生的で快適なくらしと美しい自然を守るためにかかせない事業である。						
事業実施に当たり 目標とすること	適正な運転・保守点検と計画的な修繕工事をおこない、施設の延命化を推進していく					
成果指標 1	名称（単位）	施設の修繕箇所数(箇所)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	農業集落排水施設の維持管理のためにおこなった修繕箇所数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 農業集落排水処理施設の機械・電気設備の運転・保守点検 ・ 農業集落排水処理施設の機械・電気設備の修繕工事 ・ 地方公営企業会計システム導入業務		・ 農業集落排水処理施設の機械・電気設備の運転・保守点検 ・ 農業集落排水処理施設の機械・電気設備の修繕工事		・ 農業集落排水処理施設の機械・電気設備の運転・保守点検 ・ 農業集落排水処理施設の機械・電気設備の修繕工事	

事業No.・名	212	合併処理浄化槽設置整備事業	担 当 課 名	環境課		
予 算 科 目	衛生費 保健衛生費 環境衛生費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	7	生活排水対策の推進	SDGsとの関連	⑥	⑪	⑭
施策の内容	5	合併処理浄化槽設置および維持管理の啓発		6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	14 海の豊かさを守ろう
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	浄化槽処理促進区域において、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 幸手市合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱に基づき、浄化槽処理促進区域で単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する者に対し補助を行う。 【効果】 合併処理浄化槽の整備を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。						
事業の必要性						
幸手市合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の整備を促進する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換が進むこと					
成果指標 1	名称（単位）	合併処理浄化槽への転換基数(基)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換して補助を受けた基数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付 ・ 5人槽 10基 ・ 7人槽 15基		・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付 ・ 5人槽 10基 ・ 7人槽 15基		・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付 ・ 5人槽 10基 ・ 7人槽 15基	

事業No.・名	213	汚水処理施設補修事業	担 当 課 名	環境課		
予 算 科 目	衛生費 保健衛生費 環境衛生費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 前 期 基 本 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	事 業 種 類	維持管理事業		
施 策	7	生活排水対策の推進	SDGsとの関連	⑥	⑪	⑭
施策の内容	5	合併処理浄化槽設置および維持管理の啓発		6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	14 海の豊かさを 守ろう
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	香日向汚水処理場					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 香日向地区（幸手西住宅団地）の汚水処理施設及び汚水管を良好に維持するため、点検・補修を実施する。 【効果】 点検・補修により汚水処理施設の正常な機能を維持することで、放流先である河川の水質汚濁を防止し、生活環境の悪化を防ぐ。						
事業の必要性						
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、香日向地区の汚水処理施設及び汚水管を良好に維持するため、点検・補修を行う必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること	香日向汚水処理場の良好な維持管理を行う					
成果指標 1	名称（単位）	数（工事・修繕をした数） （件）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	工事・修繕をした数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 香日向汚水処理場 維持管理 ・ 補修・修繕工事		・ 香日向汚水処理場 維持管理 ・ 補修・修繕工事		・ 香日向汚水処理場 維持管理 ・ 補修・修繕工事	

政 策 7

市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち【行財政】

事業No.・名	214	インターネットホームページ運用事業	担 当 課 名	秘書課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 広報広聴費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	情報発信・情報共有の充実	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	情報発信の強化				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 各部署の担当者が、生活・福祉に関する情報や、各種計画等を適切なタイミングで情報提供する。 【効果】 広報紙に掲載できない各種計画の詳細や、業務案内・イベント等を、市内外を問わず随時提供できる。また、災害関連情報や選挙結果等をリアルタイムで情報提供することができる。シティプロモーションサイト内に市民参加型掲示板を組み込んだことにより、市民等によるイベント告知・メンバー募集・写真の投稿等から市公式SNSに連携させる仕組みを活用することができる。						
事業の必要性						
月に1度発行の広報紙とは違い、必要な情報を随時必要なタイミングで市内外問わず発信することで、常に最新の情報をお知らせすることができる。 さらに、シティプロモーションの推進における情報発信媒体の一つにもなっている。						
事業実施に当たり 目標とすること	費用対効果の観点から、閲覧者（アクセス）数の増加を目標とするため、市民目線でのコンテンツ作成がなされているか管理する					
成果指標 1	名称（単位）	市ホームページへの年間アクセス数(件)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	費用対効果の観点から、アクセス数を指標とする。		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・市の施策を中心に、行政情報やイベント情報などを随時提供 ・広報紙に掲載した情報の同時掲載の周知徹底 ・システムの契約満了に伴い、市民に情報を伝えやすいシステム導入		・市の施策を中心に、行政情報やイベント情報などを随時提供 ・広報紙に掲載した情報の同時掲載の周知徹底		・市の施策を中心に、行政情報やイベント情報などを随時提供 ・広報紙に掲載した情報の同時掲載の周知徹底	

事業No.・名	215	議会中継機器整備事業	担当課名	議会事務局		
予算科目	議会費 議会費 議会費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	情報発信・情報共有の充実	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	情報発信の強化				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 平成24年12月からインターネットによる本会議の中継（ライブ、録画）をスタートし、市民への情報発信に不可欠な事業である。 【効果】 パソコンやスマートフォンでのインターネット環境があれば、傍聴に足を運ばなくても、いつでも本会議の状況を知ることができる。						
事業の必要性						
インターネット中継は、市民への情報発信に不可欠な事業であり、令和3年実績で月平均約800件のアクセス件数である。インターネット環境があれば、自分の都合に合わせて、本会議の状況を知ることができ、市民にとって議会運営がとても身近なものになる。						
事業実施に当たり目標とすること	インターネット中継のアクセス件数を上げ、より多くの市民に議会に関心を持ってもらう					
成果指標1	名称（単位）	インターネット中継アクセス件数の増加（件）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	インターネットによる本会議の中継（ライブ、録画）アクセス件数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・インターネット中継機器の賃貸借 ・インターネット中継機器の保守点検		・インターネット中継機器の賃貸借 ・インターネット中継機器の保守点検		・インターネット中継機器の賃貸借 ・インターネット中継機器の保守点検	

事業No.・名	216	ふるさと納税事業	担当課名	秘書課		
予算科目	総務費 総務管理費 広報広聴費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	情報発信・情報共有の充実	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	情報発信の強化				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	市外の人					
事業概要・効果						
【概要】 市外からのふるさと納税寄附者に対し、返礼品を贈呈する。 【効果】 市にとっては貴重な財源確保につながる事が最大の効果であり、幸手市特産品等のPRにもつながり、関係人口創出及びシティプロモーションの観点からも効果が見込める。また、市内事業者にとっては販路拡大のツールとして送料負担なしで導入できるメリットがある。						
事業の必要性						
市内から他自治体に対する寄附も一定額あり、全国的にもふるさと納税事業は活発化している。財源としてだけでなく、市の魅力発信及び関係人口の創出、市内産業の推進の観点からもこの事業は必要と考える。						
事業実施に当たり目標とすること	①寄附金額15,000,000円を目指す ②返礼品を提供する事業者について、35事業者150品を目標とする					
成果指標1	名称(単位)	寄附金額(円)	成果指標3	名称(単位)		
	指標の説明	ふるさと納税による寄附金額		指標の説明		
成果指標2	名称(単位)	事業者数(者)	成果指標4	名称(単位)		
	指標の説明	返礼品を提供する事業者の数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- ふるさと納税サイトの利用 - 管理の委託 - 返礼品事業者の拡大		- ふるさと納税サイトの利用 - 管理の委託 - 返礼品事業者の拡大		- ふるさと納税サイトの利用 - 管理の委託 - 返礼品事業者の拡大	

事業No.・名	217	シティプロモーション推進事業	担 当 課 名	秘書課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 広報広聴費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	情報発信・情報共有の充実	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	情報発信の強化				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	全市民市外に住む子育て世代					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 まちの特色や魅力などを市内外に向けて発信し、市内の人には「愛着と誇り」を、市外の人には「認知、関心、共感」を持ってもらうことにより、地域に住む人々の持続的な幸せと発展につなげることを目的に、市民参加型掲示板及びSNSの活用、効果的な広告等を実施する。 【効果】 愛着と誇りをもって地域に参画する人の総量が増え、関係人口の創出及びまちの活力増加につながる。						
事業の必要性						
市民参加型掲示板の利活用を活性化させることで市民とともにシティプロモーションを実施することができ、地域参画総量の増加及び関係人口の創出が期待できる。また、SNS及び広告事業により積極的な情報発信を行うことができ、市の認知度向上が期待できる。						
事業実施に当たり目標とすること	地域に参画する総量を増やすため幸手市シティプロモーション推進方針に定める「オール幸手の推進」「地域ブランドの確立」「情報共有と情報発信力の強化」に係る事業を推進する					
成果指標 1	名称（単位）	ツイッターのフォロワーの数(人)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	ツイッターで新規にフォロワーになった人の数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・PRサポーターの募集 ・推進会議の開催 ・階段アート（隔年） ・しあわせ応援大使 ・改札ロギャラリー ・SNSによる情報発信 ・テレ玉データ放送 ・広告事業 ・駅ピアノ管理業務		・PRサポーターの募集 ・推進会議の開催 ・しあわせ応援大使 ・改札ロギャラリー ・SNSによる情報発信 ・テレ玉データ放送 ・広告事業		・PRサポーターの募集 ・推進会議の開催 ・階段アート（隔年） ・しあわせ応援大使 ・改札ロギャラリー ・SNSによる情報発信 ・テレ玉データ放送 ・広告事業	

事業No.・名	218	広報さって等発行事業	担 当 課 名	秘書課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 広報広聴費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	情報発信・情報共有の充実	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	情報発信の強化				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 毎月1日に広報さってを発行する。また、Web版はフルカラー化して掲載する。 【効果】 市民が必要としている市の施策・イベントなどの行政情報を市民にお知らせする。また、表紙及び裏表紙をカラー印刷することで、より多くの人の手に取ってもらえるようにする。さらにWeb版（市ホームページ・地域本棚・スマホアプリ「マチイロ」）をフルカラー化することで、さらに見やすくする。						
事業の必要性						
インターネットやSNSの普及により、様々な媒体により情報が収集できる時代になったが、これらのメディアを使えない人にとっては「広報紙」が情報を得る手段となっている。						
事業実施に当たり 目標とすること	市からの情報だけではなく、市民が主役で市民の声を情報として読者に伝えとともに、紙面のレイアウトやデザインは市民目線で考え、広報紙が届くことが楽しみになることを目標とする					
成果指標 1	名称（単位）	広報紙による特集回数(回)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	市民が主役の記事の掲載		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	市政に関する情報を得られていると感じる人の割合（%）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	ホームページに掲載した広報紙の簡易アンケートで市政に関する情報を得られていると感じる人の割合		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 広報紙編集発行事業 毎月 1 日発行 20,600部 ・ 表紙・裏表紙を 年間カラー ・ Web版フルカラー		・ 広報紙編集発行事業 毎月 1 日発行 20,600部 ・ 表紙・裏表紙を 年間カラー ・ Web版フルカラー		・ 広報紙編集発行事業 毎月 1 日発行 20,600部 ・ 表紙・裏表紙を 年間カラー ・ Web版フルカラー	

事業No.・名	219	市民懇談会開催事業	担当課名	秘書課		
予算科目	総務費 総務管理費 広報広聴費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事業種類	その他事務事業		
施策	1	情報発信・情報共有の充実	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	3	広聴活動の充実				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 市主催の市民懇談会は市域を中学校区に分けて3回実施。このほか各区、自治会単位で要望があれば実施。①市長から市政の概要報告 ②市民、自治会からの質問や要望の聴取及び回答 【効果】 市民と行政との意見交換及び情報共有が出来、市民の声を市政に反映させることが出来る。						
事業の必要性						
「協働」のまちづくりの推進のため、市民と行政との意見交換及び情報共有ができる場を提供し、また市民の声を市政に反映させる必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	市民と行政の市政に関する情報の共有					
成果指標1	名称（単位）	市主催回数（回）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	市が主催して開催した回数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	地区要望回数（回）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	地区要望により開催した回数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 市主催3回 - 地区要望4回		- 市主催3回 - 地区要望4回		- 市主催3回 - 地区要望4回	

事業No.・名		220	子ども議会開催事業	担当課名	秘書課		
予算科目		総務費 総務管理費 広報広聴費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画		前期基本計画		補助・単独の別	単独		
政策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち		事業種類	その他事務事業		
施策	1	情報発信・情報共有の充実		SDGsとの関連	④	⑪	
施策の内容	3	広聴活動の充実					
重点対策プロジェクト		—					
事業の対象	市内各小中学校代表1名 計12名						
事業概要・効果							
【概要】 市内の小中学生が議員として、市に対する意見や希望を提言する。会場は、実際の議場を使用し、中学生は議員のほか、議長役も務める。執行部は市長、副市長、教育長（三役）及び部長級職員が出席し、質問に対する答弁を行う。 【効果】 子どもたちの市政への関心と郷土愛を育み、まちづくりに進んで参画しようとする意欲を高めることができる。							
事業の必要性							
幸手の将来を担う子どもたちに、まちづくりへの関心と郷土への愛着をもってもらうため、自分の住むまちの姿をよく見つめ、市への意見や希望を提言する場（機会）を提供する必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること		子どもたちの市政への関心と郷土愛を深め、まちづくりに対して参画する意欲を高める					
成果指標1	名称（単位）	市政への関心度（%）		成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	子ども議会開催後の子どもたちの市政への関心度			指標の説明		
成果指標2	名称（単位）			成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明				指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
事業計画	・1月（1回） ・幸手市役所議場 ・市内各小中学校から1人 計12人		・1月（1回） ・幸手市役所議場 ・市内各小中学校から1人 計12人		・1月（1回） ・幸手市役所議場 ・市内各小中学校から1人 計12人		

事業No.・名	221	定住促進事業	担 当 課 名	政策課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 企画費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	1	情報発信・情報共有の充実	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	5	定住促進施策の推進				
重点対策プロジェクト	1	住みたいまちプロジェクト				
事業の対象	市外の子育て世帯（20代～30代）					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 人口減少対策として「幸手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定、施策の進捗管理、検証を行うとともに、しあわせ家族ウェルカム補助事業を行うことで転入促進に寄与する。また、婚活支援に係る協定を締結している3市3町の婚活イベント等を活用し、結婚に対する支援を行う。 【効果】 人口減少が緩やかになる。						
事業の必要性						
若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、「幸手市しあわせ家族ウェルカム補助金交付要綱」に基づいて事業を実施する必要がある。 また、「3市3町における広域連携による結婚支援に関する協定書」に基づいて婚活交流事業を実施する必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること	まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める移住定住、婚活事業に係る重要業績評価指標（KPI）の向上に係る事業を推進することで人口減少の抑制を図っていく					
成果指標 1	名称（単位）	補助金を受けた人の満足度（%）	成果指標 3	名称（単位）	補助金の申請者数（人）	
	指標の説明	本件の補助金制度が住宅の取得のきっかけになった割合		指標の説明	しあわせ家族ウェルカム補助事業の申請者数	
成果指標 2	名称（単位）	参加者の満足度（%）	成果指標 4	名称（単位）	カップル成立数（組）	
	指標の説明	婚活交流イベント参加して満足した人の割合		指標の説明	婚活交流イベントにおいて成立したカップル数	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・しあわせ家族ウェルカム補助事業 ・協定に基づく婚活事業 ・（第2期）まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理、年度ごとの検証		・しあわせ家族ウェルカム補助事業 ・協定に基づく婚活事業 ・（第2期）まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理、年度ごとの検証		・しあわせ家族ウェルカム補助事業 ・協定に基づく婚活事業 ・（第2期）まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理、年度ごとの検証	

事業No.・名		222 空き家バンク実施事業		担 当 課 名		市民協働課				
予 算 科 目		総務費 総務管理費 自治振興費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		7 市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち		事 業 種 類		その他事務事業				
施 策		1 情報発信・情報共有の充実		SDGsとの関連		⑪				
施策の内容		5 定住促進施策の推進								
重点対策プロジェクト		1 住みたいまちプロジェクト								
事業の対象		全市民								
事業概要・効果										
【概要】 ①幸手市空き家バンク制度・・・空き家の売却または賃貸を希望する所有者から申込みを受けて、登録した空き家情報を市ホームページで公表し、空き家の利用を希望する者に提供までのマッチングを図る。 ②幸手市移住促進空き家バンク仲介手数料補助制度・・・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、所有権移転登記が完了した場合、移住者及び住宅提供者に不動産売買仲介手数料の一部を補助する。 【効果】 空き家バンクの制度を通じて、幸手市への移住の促進と市内における空き家の有効活用を図ることができる。										
事業の必要性										
幸手市への移住の促進の面では幸手市内の住民同士で売買が成立することもあるため限定的であるが、市内における空き家の有効活用を図るため、空き家バンクの活用は必要である。										
事業実施に当たり 目標とすること		空き家を有効に活用することで、移住・定住を促進し、地域の活性化を図る								
成果指標 1		名称（単位）		移住者数(人)		成果指標 3		名称（単位）		
		指標の説明		空き家バンク制度を利用して幸手市に移住した人数				指標の説明		
成果指標 2		名称（単位）				成果指標 4		名称（単位）		
		指標の説明						指標の説明		
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 空き家バンク仲介手数料補助事業の実施 ・ 移住者 10万円×2件 ・ 提供者 5万円×2件			・ 空き家バンク仲介手数料補助事業の実施 ・ 移住者 10万円×2件 ・ 提供者 5万円×2件			・ 空き家バンク仲介手数料補助事業の実施 ・ 移住者 10万円×2件 ・ 提供者 5万円×2件		

事業No.・名	223	行政改革推進事業	担当課名	政策課		
予算科目	総務費 総務管理費 企画費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑪		
施策の内容	1	行政改革の推進				
重点対策プロジェクト	—					
事業の対象	全市民、指定管理者施設の利用者					
事業概要・効果						
【概要】 指定管理者制度等の活用、民間委託等の推進、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）、ICTを活用した業務などに取り組むことで行政改革に関する事業を検討・実施していく。 【効果】 行政改革を推進することで市民サービスの向上と戦略的な市政運営を行うことができる。						
事業の必要性						
指定管理者制度やICTなど民間の活力を導入することで行政改革を推進し、社会情勢の変化による行政需要の高度化・複雑化に迅速に対応するために必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	行政改革を推進することで、業務を効率化し費用対効果を高めるとともに市民サービスの向上を図る					
成果指標1	名称（単位）	指定管理事業評価の割合（%）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	指定管理者検討委員会における事務事業評価「A」以上の割合		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）		成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 指定管理者制度の総合的な管理 - 行政課題への対応		- 指定管理者制度の総合的な管理 - 行政課題への対応		- 指定管理者制度の総合的な管理 - 行政課題への対応	

事業No.・名	224	総合振興計画推進事業	担当課名	政策課		
予算科目	総務費 総務管理費 企画費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑪	⑯	
施策の内容	1	行政改革の推進				
重点対策プロジェクト						
事業の対象	全市民、職員					
事業概要・効果						
【概要】 まちづくりの指針である第6次幸手市総合振興計画の前期基本計画を見直し、後期基本計画を策定する。併せて、PDCAサイクルに基づき実施計画の進行管理を行い計画的に事業を実施する。これにより少子高齢化の進展、人口減少などの社会構造の変化、多様化する市民ニーズに適切に対応し、自主性・自立性の高い行政運営を進めていく。 【効果】 まちづくりの指針を定めることで具体的な施策を実施し戦略的な市政運営を行うことができる。						
事業の必要性						
幸手市議会基本条例第14条において、総合振興計画基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止は議決事件とされている。平成23年5月の地方自治法改正前は法第2条第4項において基本構想の策定が義務付けされていた。						
事業実施に当たり目標とすること	第6次幸手市総合振興計画後期基本計画の策定及び同計画に基づく適正な進行管理を行い市の基本的な方向性を決定することで、持続可能な行政運営を行っていく					
成果指標1	名称（単位）	実施計画の見直し（回）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	第6次幸手市総合振興計画に基づく見直し回数		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	総合振興計画前期基本計画での成果指標の目標値を達成した指標の割合（％）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	総合振興計画前期基本計画での成果指標の目標値を達成した指標の割合		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・実施計画の見直し ・第6次幸手市総合振興計画後期基本計画策定 (継続費) 第3年度 策定		・実施計画の見直し		・実施計画の見直し	

事業No.・名	225	公共施設アセットマネジメント推進事業	担 当 課 名	施設整備課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 企画費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	補助・単独の別	単独		
施 策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑪	⑫	
施策の内容	2	公共施設アセットマネジメントの推進		11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 公共施設等総合管理計画（H29～R38）、公共施設個別施設計画（第Ⅰ期：R3～R10）に基づき、建築物系及びインフラ系の公共施設について、総合的かつ計画的な管理を行う。 【効果】 個別管理している公共施設を一元的に把握、管理し、老朽化施設の統廃合や余剰施設の複合的活用、計画的改修や更新等を行うことで、長期的な財政負担の抑制、平準化を図ることができる。						
事業の必要性						
昭和40年代後半から50年代にかけての人口急増に合わせて建設された公共施設は、その建設から40年以上が経過し、大規模な修繕や更新の時期を迎える一方で、人口減少や税収減少が見込まれることから、施設の統廃合等も含めた取組みを推進する必要がある。						
事業実施に当たり目標とすること	毎年度、劣化状況調査の実施結果を取りまとめ、個別施設計画に沿った事業の進捗確認を行うとともに、企画・財政・財産管理部門との連携を図りながら、計画を推進する					
成果指標 1	名称（単位）	劣化状況調査の実施（%）		成果指標 3	名称（単位）	
	指標の説明	劣化状況調査の実施状況			指標の説明	
成果指標 2	名称（単位）	公共施設個別計画策定・実施（%）		成果指標 4	名称（単位）	
	指標の説明	公共施設個別施設計画の策定・実施状況			指標の説明	
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 個別施設計画に基づく進捗管理 ①劣化状況調査 ②各事業進捗管理 ③年次更新		・ 個別施設計画に基づく進捗管理 ①劣化状況調査 ②各事業進捗管理 ③年次更新		・ 個別施設計画に基づく進捗管理 ①劣化状況調査 ②各事業進捗管理 ③年次更新	

事業No.・名	226	吉田幼稚園跡地利用推進事業	担当課名	政策課		
予算科目	総務費 総務管理費 企画費		新規・継続の別	継続		
第6次総合振興計画 前期基本計画			補助・単独の別	単独		
政策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事業種類	その他事務事業		
施策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	③		
施策の内容	2	公共施設アセットマネジメントの推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 令和4年3月末で廃園となった吉田幼稚園の跡地利用について検討を行う。 【効果】 廃園後における建物の方向性を含めた跡地の活用方法を決定することで、市の貴重な財産を有効活用することができる。また、売却や譲渡、民間活力の導入により後年度負担を軽減することができる。						
事業の必要性						
既存施設の跡地を利用することにより、解体の財政支出の削減を図ることにつながる。また、吉田幼稚園の跡地について方向性を決定することで、将来を見据えた、効率的な行政運営を図ることができる。						
事業実施に当たり目標とすること	吉田幼稚園跡地利用検討プロジェクト・チーム会議を開催し、跡地の方向性を決定する					
成果指標1	名称（単位）	跡地利用具体案の進捗率（%）	成果指標3	名称（単位）		
	指標の説明	跡地利用の具体案作成までの進捗率		指標の説明		
成果指標2	名称（単位）	会議の開催数（回）	成果指標4	名称（単位）		
	指標の説明	跡地活用の具体案を作成するまでに開催する各種会議の回数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	- 公共施設個別施設計画の方向性に基づき検討 - プロジェクトチーム会議の開催					

事業No.・名	227	戸籍情報システム事業	担 当 課 名	市民課		
予 算 科 目	総務費 戸籍住民基本台帳費 戸籍住民基本台帳費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画	補助・単独の別	補助	
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑯		
施策の内容	3	情報化施策の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 戸籍情報システムは、国の戸籍情報の電算化に伴い、平成10年から導入し、戸籍諸証明の発行や記載事務効率化を図っている。令和3年度から、セキュリティ向上や事務軽減のためクラウド方式に移行している。 【効果】 当該システムの導入により事務や諸証明の発行の迅速化が図られており、特にクラウド導入によりセキュリティが向上のうえコストの削減が進んでいる。						
事業の必要性						
当該システムの継続的運用により、事務効率化が維持されるとともに、情報セキュリティの保護が図られ、市民サービスが長期に渡り安定的に維持できることから必要な事業である。						
事業実施に当たり目標とすること	戸籍原本の安全性を確保し、市民サービスのひとつである戸籍業務を安定的に提供する					
成果指標 1	名称（単位）	正常稼働率（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	システムの運用において適正な事務処理を行う		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 機器保守業務委託料 ・ 機器賃借料 ・ クラウドサービス使用料 ・ ネットワーク使用料 ・ 生体認証管理ソフト使用料		・ 機器保守業務委託料 ・ 機器賃借料 ・ クラウドサービス使用料 ・ ネットワーク使用料 ・ 生体認証管理ソフト使用料		・ 機器保守業務委託料 ・ 機器賃借料 ・ クラウドサービス使用料 ・ ネットワーク使用料 ・ 生体認証管理ソフト使用料	

事業No.・名	228	マイナンバー制度運用事業	担 当 課 名	市民課		
予 算 科 目	総務費 戸籍住民基本台帳費 住民情報管理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	補助		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑪	⑯	
施策の内容	3	情報化施策の推進		11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 マイナンバー制度は、市民の利便性の向上と国及び自治体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する全国共通の住民基本台帳ネットワークを活用し、運用している。 【効果】 マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会の実現を可能とする。						
事業の必要性						
マイナンバー制度の運用は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会の実現を可能とする社会保障・税番号制度の実現に不可欠である。						
事業実施に当たり目標とすること	・住民基本台帳ネットワークシステムのデータの正確な管理、業務効率の向上を図る ・マイナンバー制度を適正・的確に運用する					
成果指標 1	名称（単位）	カード交付率(%)	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	住民基本台帳登録者数のうちマイナンバーカードを交付した割合		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・マイナンバーカード管理業務 ・住民基本台帳ネットワークシステム (機器保守業務委託/システム保守業務委託/機器賃借/ソフトウェア使用) ・申請補助開始		・マイナンバーカード管理業務 ・住民基本台帳ネットワークシステム (機器保守業務委託/システム保守業務委託/機器賃借/ソフトウェア使用) ・申請補助		・マイナンバーカード管理業務 ・住民基本台帳ネットワークシステム (機器保守業務委託/システム保守業務委託/機器賃借/ソフトウェア使用) ・申請補助	

事業No.・名	229	住居表示台帳管理システム運用事業	担 当 課 名	市民課		
予 算 科 目	総務費 戸籍住民基本台帳費 住民情報管理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			前期基本計画			
			補助・単独の別	単独		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	経常的事務事業		
施 策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑪	⑯	
施策の内容	3	情報化施策の推進		11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民					
事業概要・効果						
【概要】 住居表示は、住居表示に関する法律及び同条例に基づき、新たな建物等の建築に伴い付番し、以後適切に管理する必要があることから、平成22年に台帳管理システムを導入し、運用している。 【効果】 住居表示は、市民の日常生活の基盤である住所を表示するものであり、このシステムにより正確な管理と迅速な付番作業が担保される。						
事業の必要性						
新たな道路整備や区画整理事業の進捗などによる地形地物の変化に対応したシステムの更新は、適正な住居表示の管理に必要不可欠なものである。						
事業実施に当たり目標とすること	住居表示データの正確な管理、業務効率の向上を図る					
成果指標 1	名称（単位）	正常稼働率（%）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	システムの運用において適正な事務処理を行う		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）		成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明			指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・ 住居表示管理システム更新 ・ 住居表示の設定、台帳管理		・ 住居表示の設定、台帳管理		・ 住居表示の設定、台帳管理	

事業No.・名	230	住民情報システム導入事業	担 当 課 名	政策課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 情報管理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画	前 期 基 本 計 画		補助・単独の別	補助		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑨	⑫	
施策の内容	3	情報化施策の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	全市民、職員					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 住民記録、税務、福祉、教育等の情報を総合的かつ一元的に管理し、住民サービスの向上と的確な行政運営を行うものである。データセンターでのクラウド環境による運用を継続し、個人情報の保護とセキュリティの強化を図っている。 【効果】 複雑で煩雑かつ膨大な行政事務を、迅速かつ的確に遂行することができる。						
事業の必要性						
住民サービスの向上と迅速かつ的確な行政運営を遂行すべく、行政が業務上保有する住民に関する情報を総合的かつ一元管理するために必要である。またマイナンバー制度の開始により、個人情報保護の重要性が高まっていることからセキュリティ強化も必要である。						
事業実施に当たり目標とすること	住民情報システムから出力される情報は、直接、住民に影響を及ぼすものなので、誤りや滞りのないよう、ベンダーと連携調整を取りながら管理していく					
成果指標 1	名称（単位）	システム稼働率(%)	成果指標 3	名称（単位）	電子申請可能手続きの種類(件)	
	指標の説明	運用時間帯にシステムが稼働している割合（99.9%以上が品質基準）		指標の説明	電子申請を行うことができる申請数	
成果指標 2	名称（単位）	障害件数(件)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	ハードウェアに起因する障害件数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・機器保守 ・プログラム保守 ・カスタマイズ ・プログラム使用料 ・機器賃借料 ・クラウド運用 ・情報連携 ・コンビニ交付 ・標準化対応準備 ・国庫補助申請		・機器保守 ・プログラム保守 ・カスタマイズ ・プログラム使用料 ・機器賃借料 ・クラウド運用 ・情報連携 ・コンビニ交付 ・標準化対応準備 ・国庫補助申請		・機器保守 ・プログラム保守 ・カスタマイズ ・プログラム使用料 ・機器賃借料 ・クラウド運用 ・情報連携 ・コンビニ交付 ・標準化対応 ・国庫補助申請	

事業No.・名	231	OA機器整備事業	担 当 課 名	政策課		
予 算 科 目	総務費 総務管理費 情報管理費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	2	効率的な行政運営	SDGsとの関連	⑨		
施策の内容	3	情報化施策の推進				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	職員					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 OA機器や庁内LAN、インターネット環境、グループウェアシステムを整備し、ファイル共有、電子メール、スケジュール管理、施設予約等を行えるようにすることで、事務の効率化を図る。なお、インターネットとLGWAN環境を分断することにより、セキュリティを高めている。 【効果】 近年の高度情報化社会において、情報共有や情報発信、また情報収集を実現することができる。						
事業の必要性						
庁内ネットワークの構築を行い、職員間及び自治体間の情報共有や情報発信、また情報収集を行うことは、効率的な行政運営のために必要性が高いものである。また昨今の情勢に鑑み、新しい生活様式に対応するためにも、必要性が高まってきている。						
事業実施に当たり目標とすること	パソコン及びグループウェアシステム等の適切な管理とウイルス対策ソフトの定期的な更新を行い、システムを使用した庁内全体の事務が円滑に行われるようサポートする					
成果指標 1	名称（単位）	システム障害（件）	成果指標 3	名称（単位）		
	指標の説明	ハードウェアに起因する障害件数		指標の説明		
成果指標 2	名称（単位）	web会議等（予定含む）（件）	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	web会議等の予定件数		指標の説明		
事業年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業計画	・グループウェアシステム機器借上 ・機器保守 ・プログラム保守 ・インターネット環境機器保守 ・プログラム保守 ・グループウェアシステム機器更新準備 ・強靱化対応準備		・グループウェアシステム機器借上 ・機器保守 ・プログラム保守 ・インターネット環境機器保守 ・プログラム保守 ・グループウェアシステム機器更新 ・強靱化対応		・グループウェアシステム機器借上 ・機器保守 ・プログラム保守 ・インターネット環境機器保守 ・プログラム保守 ・強靱化システム保守	

事業No.・名		232 財務会計システム導入事業		担 当 課 名		政策課				
予 算 科 目		総務費 総務管理費 情報管理費		新規・継続の別		継続				
第 6 次 総 合 振 興 計 画				前期基本計画		補助・単独の別		単独		
政 策		7 市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち		事業種類		その他事務事業				
施 策		2 効率的な行政運営		SDGsとの関連		⑨				
施策の内容		3 情報化施策の推進								
重点対策プロジェクト		—								
事業の対象		職員								
事業概要・効果										
【概要】 予算書作成や歳入・歳出の管理等、市の財務部門の運営にあたり財務会計システムを導入しており、その更改を行うものである。各所属における日々の伝票処理のほか、予算管理においても活用している。なお、令和6年12月には、システム等に係る更改を予定している。 【効果】 複雑で煩雑かつ膨大な行政事務を、迅速かつ的確に遂行することができる。										
事業の必要性										
各所属において予算要求や日々の歳入・歳出の伝票処理を行うために、財務会計システムは必要性の高い事業ある。また、庁内で同一のシステムを使用することで、市の予算管理を一元管理することができており、今後も継続する必要がある。										
事業実施に当たり目標とすること		財務会計システム及び導入機器における保守体制を確立し、システムを使用した庁内全体の事務が円滑に行われるようサポートする								
成果指標 1		名称（単位）		システム障害（件）		成果指標 3		名称（単位）		
		指標の説明		ハードウェアに起因する障害件数				指標の説明		
成果指標 2		名称（単位）				成果指標 4		名称（単位）		
		指標の説明						指標の説明		
事業年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業計画		・ 財務会計システム機器保守 ・ 財務会計システムプログラム賃貸借 ・ 財務会計システムプログラム保守 ・ 財務会計システム機器更改準備			・ 財務会計システム機器賃貸借 ・ 財務会計システム機器保守 ・ 財務会計システムプログラム賃貸借 ・ 財務会計システムプログラム保守 ・ 財務会計システム機器更改			・ 財務会計システム機器賃貸借 ・ 財務会計システムプログラム賃貸借 ・ 財務会計システムプログラム保守		

事業No.・名	233	固定資産税基礎資料調査事業	担 当 課 名	税務課		
予 算 科 目	総務費 徴税費 賦課費		新規・継続の別	継続		
第 6 次 総 合 振 興 計 画			補助・単独の別	単独		
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち	事 業 種 類	その他事務事業		
施 策	3	健全な財政運営	SDGsとの関連	③		
施策の内容	1	財源の確保				
重点対策プロジェクト		—				
事業の対象	固定資産の所有者					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 固定資産税の基礎となる土地価格の鑑定評価を実施し、それを反映させた基礎資料となる地番図・家屋図・路線価図等を作成する。 【効果】 有資格者による土地の鑑定評価を反映させ基礎資料を作成する。作成にあたり、コンサルタントから助言を受けることにより正確性の向上につながる。						
事業の必要性						
評価替は地方税法第341条及び第349条に規定されている法定事業である。また、納税者への説明責任や公平性確保の観点から図面等各種資料の整備は必須である。						
事業実施に当たり 目標とすること	固定資産税を適正に課税する					
成果指標 1	名称（単位）	家屋の新增築調査(件数)	成果指標 3	名称（単位）	償却資産申告データ照合 (件数)	
	指標の説明	市内に建設された新增築家 屋の調査		指標の説明	税務署資料と申告データ の照合	
成果指標 2	名称（単位）	不動産鑑定(件数)	成果指標 4	名称（単位）		
	指標の説明	標準宅地の本鑑定及び時点 修正の鑑定評価		指標の説明		
事 業 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事 業 計 画	・ 市内200地点の時点修正 のために不動産鑑定を実 施 ・ 航空写真での土地・家屋 の異動判読の実施 ・ 土地・家屋の現地調査		・ 市内101地点の時点修正 のために不動産鑑定を実 施 ・ 航空写真での土地・家屋 の異動判読の実施 ・ 土地・家屋の現地調査 ・ 償却資産申告データ照合		・ 市内203地点の不動産本 鑑定及び101地点の時点 修正鑑定を実施 ・ 航空写真での土地・家屋 の異動判読の実施 ・ 土地・家屋の現地調査 ・ 償却資産申告データ照合	

